

付則 9 段階確認及び事務手続き実施要領

付則 9 段階確認及び事務手続実施要領

1. 段階確認の趣旨

段階確認は、いわき市水道局が施行する工事において、工事完了後に不可視となる部分等の手戻り防止のため、施工段階の確認事項（工種・細別・確認時期・確認項目）について、監督員等が立会により確認し、工事の適正な履行を確保するものである。

2. 段階確認の対象工種

段階確認は、別紙 1「段階確認一覧表」の工種、また確認のフローは別紙 2「段階確認標準フロー」を標準とするが、監督員と受注者との協議により決定し実施することとする。

3. 段階確認の実施及び注意事項について

- ① 監督業務の一部である段階確認は、監督員として指名された技術職員が行うものとし、その工事を所管する課所の係長職以上の技術職員は、監督員が行う段階確認について管理しなければならない。
- ② 現場管理に伴う段階確認は、別紙 1「段階確認一覧表」によるものとする。また、3. ①後段の職員は監督員が行う段階確認に適時同行し、その業務について確認するとともに、必要に応じて助言、指導を行うものとする。
- ③ 監督員は、確認立会又は施工状況把握を行った結果は、別紙 3「監督員チェックリスト」及び いわき市水道局工事監督員執務要綱第 10 条の規定に基づく第 1 号様式「施工体制のチェックリスト」により記録しておくものとする。
- ④ 監督員は、工事が完成し、書類の提出を受けた際には、3. ③で作成した記録に基づき、別紙 4「竣工書類チェックリスト」により確認し検査員に提出するものとする。

4. 工事打合せ簿の取扱いについて

指示、協議、通知、承諾、提出、届出は、約款及び共通仕様書で書面により行うことと規定しており、共通様式として「工事打合せ簿」を使用する。工事打合せ簿に関する発議から保管までの流れは、次のとおり。

(1) 発注者が発議するもの・・・指示、協議、通知

- ① 監督員が発議し決裁欄で決裁を受けた原本を受注者に渡す。
- ② 受注者は発議内容に対する処理又は回答を記入し、捺印又はサインしたものを発注者に返却する。受注者は写しを保管し、原本は監督員が保管するものとする。
- ③ 監督員が現場で指示する場合等、急を要するものは、監督員の指示内容とそれに対する現場代理人の回答を記入した工事打合せ簿を 2 部作成（手書きで 2 部作成する他、カーボン紙やコピーによる複写も可）し、双方が確認してサインしたものをその場で取り交わすこと。また、受注者はその写しを保管し、監督員は原本を持ち帰り決裁を受けたものを保管するものとする。
- ④ 工事内容の変更に関するものは指示のみで処理できないため、工事内容変更伺いと併せて使用すること。

(2) 受注者が発議するもの・・・協議、承諾、提出、届出

- ① 現場代理人が発議、捺印した原本を監督員に渡す。
- ② 監督員は、発議内容に対する処理又は回答を記入し、その写しを受注者に渡し、原本は監督員が保管する。事前に決裁が必要なものは速やかに決裁を受け、ワンデーレスポンスに努めること。

(3) 施工計画書及び変更施工計画書

- ① 施工計画書は打合せ簿により受注者から提出される。
- ② 施工計画書の内容について別紙 5「施工計画書チェックリスト」により審査し、不備のある場合は訂正を指示し、再提出を求める。

- ③ 工事着手後、施工計画書の内容に変更のあった場合、受注者からは変更に係るページのみが打合せ簿で提出される。
- ④ 変更になるページは、上端に変更年月日を記載する。
- ⑤ 監督員は、先に提出された施工計画書のファイルに変更分を随時追加して決裁を受け、常に現場状況に合致した施工計画書として適切に管理する。
- ⑥ 工事完成検査時には監督員の保管する施工計画書を検査員に提示するものとする。

5. 確認書の取扱いについて

指定材料の確認・立会、段階確認等の施工状況の確認・立会、施工状況の把握を記録する場合は、共通様式として「確認書」を使用する。確認・立会願の提出から確認・立会い結果書の通知までの流れは以下のとおり。

また、工事完成検査時には監督員の保管する確認書(原本)を検査員に提示するものとする。

(1) 材料の確認

- ① 現場代理人は、設計図書において監督員の確認を受けることとしている工事材料の確認・立会願及び材料検査願を監督員に提出する。
確認・立会願には現場代理人の捺印は要らない。
- ② 監督員は、確認の方法、立会いの日時等を現場代理人と協議する。
- ③ 確認の方法は、立会いにより、その内容について設計図書との適合を確かめる。
- ④ 確認の結果は、結果判定欄に「合格」又は「不合格」と記入し、不合格の場合は指示事項欄に「工事現場外に搬出すること」等を記入し、完了年月日を指示すること。
また、記事欄に確認した品名、材料名を記入する。
- ⑤ 指示事項があった場合は、指示事項に対する処置が完了したことを確認することとし、確認年月日を記入する。
- ⑥ 確認書は、立会者・監督員が捺印し決裁を受けた原本を監督員が保管し、その写しを受注者が保管するものとする。
- ⑦ 受注者は、材料検査前に試験掘の結果を踏まえ、施工図（管割図）を作成し、提出すること。（試験掘の結果に伴い、設計に変更が必要な場合は、協議・指示を工事打合せ簿・工事内容変更伺いにより、事前に整理しておくこと。）
- ⑧ 資材等の承諾は、汎用品のものについては、施工計画書に製造会社及び製品名を記載することとし、仕様書及び承認図の提出を省略することができる。ただし、監督員が必要と認めた資材については、仕様書及び承認図を打合せ簿により承諾を得ること。
また、商社（資材取扱代理店）の出荷証明書の提出は要しない。

※汎用品の資材は、「第2章 材料 2.4.5配管材料規格表」による。

(2) 施工状況の確認(段階確認を含む)

- ① 現場代理人は、共通仕様書及び特記仕様書で監督員が確認又は立会うとした施工段階の確認(段階確認を含む)を受ける場合は、確認・立会願を監督員に提出する。確認・立会願には現場代理人の捺印は要しない。
- ② 監督員は、確認の方法、立会いの日時等を現場代理人と協議する。
- ③ 確認の方法は、原則立会いとするが、やむを得ず机上となる場合は確認に必要な管理記録、写真等の資料(社内検査結果を含む)を提出する。
- ④ 確認の結果、設計図書と現場の状況が一致している場合は、確認立会結果書の結果判定欄に「確認済」と記入する。また、記事欄には確認した測点番号、範囲等を記入する。
- ⑤ 確認の結果、設計図書と現場の状況が一致していない場合は、その是正を打合せ簿で指示し、確認・立会結果書の指示事項欄にその内容を記録する。
- ⑥ 指示事項があった場合は、指示事項に対する処置が完了したことを確認することとし、確認年月日を記入する。

(3) 施工状況把握

- ① 施工状況、使用材料について、監督員が設計図書との適合を自ら認識するため、適宜書類や臨場等により把握し、必要に応じて結果を監督員チェックリストに記録する。
- ② 受注者からの確認・立会願は必要としない。
- ③ 施工状況の把握に関する確認・立会結果書は、受注者への通知は必要としない。
- ④ 施工状況の把握において、指示する事項があった場合は、工事打合せ簿により指示するものとする。

これにより、「平成20年10月21日付 20水総号外 水道施設工事に係る監督体制の充実見直し等について」は、廃止する。

廃止項目

- ① 管材の仕様書、承認図の承諾
- ② 商社（資材取扱代理店）の出荷証明書の提出
- ③ 材料検査確認番号の明示

段階確認一覧表

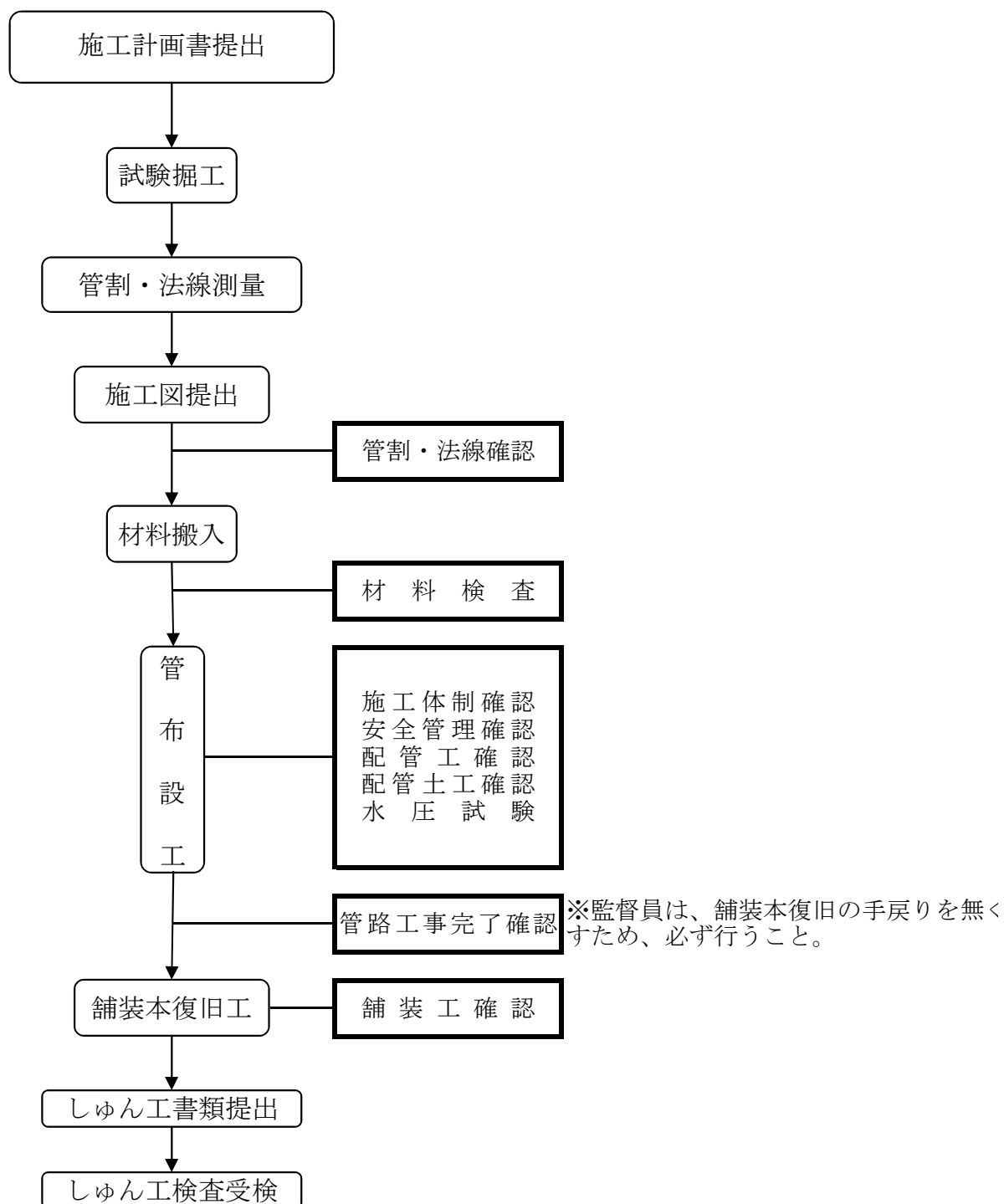
種 別	細別	確認時期	確認項目	確認の頻度
準備工	管割・法線 (中心線)	管布設工事前	1. 布設位置の確認 2. 管割（施工図）の確認 3. 仕切弁、空気弁等の位置	当初及び変更時
	配管材料	材料使用前	1. 数量、品質 2. 製造年度 3. 日水協の刻印 4. 養生方法	当初及び変更時
	埋戻材	工事前	購入土、骨材の品質	1 回以上/ 1 工事
施工体制	各種標識	工事前	1. 建設業の許可票 2. 施工体系図 3. 建退共加入標識	1 回以上/ 1 工事
安全管理	安全施設	工事前	工事名表示板、道路占用、 使用許可条件	1 回以上/ 1 工事
	各種標識	工事前		1 回以上/ 1 工事
	交通誘導員	施工中		1 回以上/ 1 工事
配管工	布設位置	管布設後	1. 基準箇所からの離れ 2. 土被り	1 0 0 mに 1 回 箇所毎に 1 回
	管接合工	施工中	1. 接合状況 2. 締付トルク 3. ゴム輪の出入り（継手チェック） 4. EF接合状況 5. 融着面の清掃、切削	1 回以上/ 1 工事
	不断水穿孔工	試験後	水圧試験	1 回/ 1 箇所
	水圧試験	試験後	水圧試験	1 回/ 1 箇所
	挿口加工 管端防食処理	施工中	加工・処理状況	1 回以上/ 1 工事
	ポリエチレンスリーブ （溶剤浸透防護 スリーブ）	施工中	1. 継手部のラップ長 2. ゴムパットの固定間隔	1 回以上/ 1 工事
	管表示テープ	施工中	粘着テープ による固定間隔	1 回以上/ 1 工事
	ロケティングワイヤー	施工中	粘着テープ による固定間隔	1 回以上/ 1 工事
	仕切弁、空気弁、 消火栓	施工後	1. キャップ の中心位置 2. 弁の中心位置	1 回以上/ 1 工事
配管土工	床掘	床掘後	幅、深さ	1 回以上/ 1 工事
	砂基礎	施工後	厚さ	1 回以上/ 1 工事
	埋戻	施工中	砂、碎石の層厚	1 回以上/ 1 工事
	路盤工	施工中	層圧	1 回以上/ 1 工事
	仮復旧工	施工後	擦り付け、仕上り状況	1 回以上/ 1 工事
	簡易土留工	施工前、中	1. 矢板長 2. 施工延長	1 回以上/ 1 工事
管路工事 完了確認	管布設工事後	舗装復旧前	1. 弁類の据付等 2. 舗装本復旧の幅員等	1 回/ 1 工事
舗装工	路盤工	施工完了時	幅、厚さ ※ 3 点管理を行う。	2 0 0 mに 1 箇所 箇所毎に 1 回
	乳剤散布	施工完了時	乳剤散布状況	2 0 0 mに 1 箇所 箇所毎に 1 回
			乳剤散布量	1 回以上/ 1 工事
	養生砂	施工完了時	養生砂掃取状況	1 回以上/ 1 工事
	表層、基層	舗設時	1. 使用材料 2. 敷均締固状況 3. 舗設温度	1 回以上/ 1 工事

※上記は、開削工法による一般的な水道工事を対象にしたものであり、これにより難い場合は、福島県土木部工事監督員執務綱 段階確認一覧に準じるものとする。

※「確認の頻度」は確認頻度の目標であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案の上、監督員と協議し設定する。

※確認の方法は、原則立会いとするが、やむを得ず机上となる場合は確認に必要な管理記録、写真等の資料(社内検査結果を含む)の提出を求めるものとする。

段 階 確 認 標 準 フ ロ ー



※このフロー図は、標準例を示したものであり、現場条件によって適宜判断すること。

監督員チェックリスト

工事発注課所
工事番号

工 事 名	〇〇配水管(第000-000号外)改良工事				
受 注 者	いわき市〇〇字〇〇 地内				
立 会 日 時	令和	年	月	日 ()	午前・午後 時 ~ 時
立 会 者 氏 名					
測 定 地 点	NO. + m ~		NO. + m		

(考查項目)				
使用材料	☐ 1 製造年度を確認	年度		
	☐ 2 日本水道協会の証印を確認	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 3 管種の確認	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 4 接合形式の確認	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 5 外面(塗装、傷、錆等)の状況を確認	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 6 内面(エポキシ樹脂粉体塗装等)の状況を確認	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 7 使用材料の保管(養生)状況を確認	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 8 数量の確認	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 9 使用骨材(砂、碎石、As合材)の確認(試験成績表)	☐ 適正	☐ 不適	
施工状況及び現場管理	☐ 1 施工計画書との確認	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 2 現場代理人の確認	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 3 主任技術者の確認	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 4 配管資格者の確認	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 5 使用材料を確認			
	☐ ☐ ア 配管材料	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ ☐ イ 骨材	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 6 配水管布設位置の確認			
	☐ ☐ ア 基準箇所からの離れ	設 W= m 測 W= m		
	☐ ☐ イ 基準面からの土被り	設 H= m 測 H= m		
	☐ 7 給水管布設状況の確認	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 8 埋戻し状況の確認			
	☐ ☐ ア 床均し及び管側面転圧(タコ付)	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ ☐ イ 砂1層当り転圧厚さ	設 t = 50cm 測 t = cm		
	☐ ☐ ウ 碎石1層当り転圧厚さ	設 t = cm 測 t = cm		
	☐ 9 路盤工の施工状況の確認			
	☐ ☐ ア 上層路盤1層当り転圧厚さ	設 t = cm 測 t = cm		
	☐ ☐ イ 下層路盤1層当り転圧厚さ	設 t = cm 測 t = cm		
	☐ 10 配管接続状況の確認	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ ☐ ア 締め付けトルク確認	設 N・m 測 N・m		
	☐ ☐ イ チェックゲージ確認	設 mm 測 mm		
	☐ ☐ ウ EF接合部の清掃、切削	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ ☐ エ 融着接合、冷却時間	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 11 仕切弁の設置状況確認(スピンドルの位置)	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 12 空気弁の設置状況確認(レバーの向き、据付位置)	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 13 消火栓の設置状況確認(放水口の向き、据付位置)	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 14 ポリスリーブ(溶剤浸透防護スリーブ)の被覆状況確認	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 15 管明示テープ、ワーキングライヤーの施工状況確認	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 16 工事看板の設置状況確認	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 17 保安施設の設置状況確認	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 18 交通誘導員の配置状況確認(警備検定合格者の有無)	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 19 仮設工の設置状況確認			
	☐ ☐ ア 矢板工の設置	設 L= m 測 L= m		
	☐ ☐ イ ウエルポイントの設置	設 L= m 測 L= m		
	☐ 20 仮復旧工(擦り付け、仕上り状況)	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 21 管路工事完了確認	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 22 水圧試験	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 23 既設管接続状況確認	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 24 路盤検査			
	☐ ☐ ア 不陸整正状況	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ ☐ イ 上層路盤幅	設 W= m 測 W= m		
	☐ ☐ ウ 上層路盤下がり	設 t = cm 測 t = cm		
	☐ ☐ エ 上層路盤出来形	設 t = cm 測 t = cm		
	☐ ☐ オ 下層路盤出来形	設 t = cm 測 t = cm		
	☐ 25 ☐ ア 乳剤散布状況	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ ☐ イ 乳剤散布量	☐ 適正	☐ 不適	
	☐ 26 養生砂掃取状況	☐ 適正	☐ 不適	
☐ 27 表層(基層)舗設状況				
☐ ☐ ア 使用材料	☐ 適正	☐ 不適		
☐ ☐ イ 敷均締固状況	☐ 適正	☐ 不適		
☐ ☐ ウ 舗設温度	☐ 適正	☐ 不適		

竣工書類チェックリスト（土木工事編）

工事名	〇〇配水管(第000-000号)改良工事
その他書類一覧(別冊で整理) ※項目別で整理する	
☐ 施工計画書 ☐ 当初 ☐ 再生資源利用[促進]計画書 ☐ 変更 ☐ 再生資源利用[促進]計画書	
☐ 工事打合簿(協議・承諾・指示等) ※ 工事内容に変更を生じない資料(承認図等) ☐ 資材の承認図、仕様書等(必要に応じて) ☐ 土質試験結果報告書 ☐ アスファルト混合物事前審査認定書 ☐ アスファルト混合物配合報設計告書 ☐ 路盤材料試験成績表	
☐ 確認書(確認・立会願) ☐ 確認・立合項目一覧(任意様式) ☐ 監督員チェックリスト	
☐ 施工管理(施工計画書に基づく施工状況)	
☐ 出来形管理	
☐ φ150mm以下の単独事業費工事 ☐ 掘削工 ☐ コア採取試験結果表 ※竣工検査時に採取したコアを提示する ☐ 砂基礎工 ☐ 仮復旧 ☐ 埋戻工 ☐ 本復旧 ☐ 管布設工 ☐ 表層平坦試験 ☐ 路盤工、舗装工	
☐ φ200mm以上の配管工事及び補助事業に係る工事 ☐ 掘削工 ☐ コア採取試験結果表 ※竣工検査時に採取したコアを提示する ☐ 砂基礎工 ☐ 仮復旧 ☐ 埋戻工 ☐ 本復旧 ☐ 管布設工 ☐ 表層平坦試験 ☐ 路盤工、舗装工	
☐ 品質管理	
☐ φ150mm以下の単独事業費工事 ☐ 日水協受検証明書、資材検査証明書 ☐ 土の現場密度測定結果表 ☐ 各種機器類の検査調書又は使用書類 ☐ 上層路盤密度測定結果表 ☐ 継手チェックシート ☐ 下層路盤密度測定結果表 ☐ アスファルト密度測定結果表 ☐ 密度試験を延長200m毎に1回実施しているか ☐ アスファルト検温結果表 (土と上層、下層路盤) (本復旧←X管理図←出荷時、到着時、舗設時)	
☐ φ200mm以上の配管工事及び補助事業に係る工事 ☐ 日水協受検証明書、資材検査証明書 ☐ 土の現場密度測定結果表 ☐ 各種機器類の検査調書又は仕様書類 ☐ 上層路盤密度測定結果表 ☐ 継手チェックシート ☐ 下層路盤密度測定結果表 ☐ アスファルト密度測定結果表 ☐ 密度試験を延長200m毎に1回実施しているか ☐ アスファルト検温結果表 (土と上層、下層路盤) (仮復旧・本復旧←X管理図←出荷時、到着時、舗設時)	
☐ 安全対策関係書類（総括表のみ添付、本書は竣工検査時に提示）	
☐ 社内検査(段階検査・下請引取り検査・竣工検査)	
☐ 工事日報 ☐ 交通誘導警備員人数が適切か ※設計人数と実施人数を必ず確認し、赤チェック等を残す	
※提出の指示があった場合	
☐ 資材受払簿(配水管材、給水管材、骨材等) ※国庫補助金等に係る工事のみ	

※ チェックした本書を、設計図書(その他の書類)の巻頭へ添付すること

工 事 名	〇〇配水管(第000-000号外)改良工事 (00〇第0000号)
項 目	記載内容
工事概要	☐ 工事名 ☐ 発注者名 ☐ 施工箇所 ☐ 受注者名 ☐ 工 期 ☐ 工事概要(主要工種) ☐ 請負金額 ☐ 工事目的の記述
計画工程表	☐ 実施工程表 ※不稼働日の設定、社内検査及び段階確認の予定日
現場組織表	☐ 現場組織表 (現場における組織編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように)
安全管理	☐ 安全管理組織表 ☐ 工事安全教育及び訓練についての活動計画 (安全衛生協議会、新規入場者教育等) ☐ 労務管理計画 ☐ 作業主任者・資格者(配管資格者 一般、耐震を含め)の記述
主要機械※	☐ 機械名 ※工事に使用する主な機械を記載 ☐ 規格・性能 ※『設計』『実施』に分けて記載 ☐ 使用工種・作業内容 ☐ 排ガス対策型の使用有無等の記述 ☐ 使用期間
主要材料※	☐ 品名 ☐ 規格・寸法 ☐ 数量 ☐ 製造業者、納入業者及び搬入時期 ☐ 品質証明方法等の記述(日水協、JIS、社内検査)
施工方法※	☐ 工事全体の流れを示す施工順序フロー図 主要工種における施工順序図、工事手順等の記述 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)
施工管理計画※	☐ 工程管理計画 ☐ 出来形管理計画 ☐ 品質管理計画 ☐ 写真管理計画
緊急時の体制及び対応	☐ 24時間体制での緊急体制連絡表 ☐ その他災害パトロールを実施する場合の要件等の記述
交通管理※	☐ 現場周辺の安全計画 ☐ 保安施設・交通誘導員(資格の有無)の配置計画及び体制毎の配置図 ☐ 運搬路の維持管理等の記述 ☐ ダンプトラックの過積載防止の記述 ☐ 交通事故防止の徹底(通勤、施工時、現場周辺)
環境対策※	☐ 周辺住民とのトラブル防止、騒音・振動対策、水質汚濁対策、 ゴミ・粉じん対策、事業損失防止対策(家屋調査等)
現場作業環境の整備※	☐ 仮設関係 ☐ 安全、営繕関係 ☐ イメージアップ対策等の記述
再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法	☐ 再生資源利用計画書・利用促進計画書 ☐ 建設廃棄物処理委託契約書の写し(運搬・処分委託をした場合) ☐ 産業廃棄物収集運業・処分業許可証の写し ☐ 産廃処分場・残土捨場位置図、運搬経路図の添付 ☐ 残土捨場の同意書写し
その他※	☐ 社内検査計画(段階確認含む)等の記述 ☐ 社内検査員の経歴書(10年以上の現場経験が確認できるもの) ☐ 作業員名簿及び資格証の写し ☐ 受注者作業員 ☐ 下請け者作業員 ☐ 添付されている保険証写しの保険者記号・番号のマスキング ☐ 項目毎にインデックスシール貼付 ☐ その他必要な事項

※印については、維持工事・小規模工事等簡易な工事において、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

付則 10 水道管路図面作成の手引き

水道管路図面作成の手引き

令和 6 年 4 月 1 日改定

いわき市水道局

目 次

1. 総則

1-1 適用範囲	P	1
1-2 図面様式		
(1) 図面の大きさ	P	1
(2) 輪郭線	P	1
(3) 発注図表題	P	1
(4) 縮尺	P	2
(5) 線	P	2
(6) 文字	P	2
(7) 着色	P	2
1-3 図面の分類	P	3
1-4 寸法単位	P	3
1-5 図面の折りたたみ	P	4
1-6 環境設定ファイル (Jw-cadを使用する場合)	P	4

2. 図面作成

2-1 平面図		
(1) 位置図	P	6
(2) 平面図	P	7
(3) 縦断略図	P	8
(4) 標準横断図	P	9
(5-1) 平面図作成例 (ダクタイル鋳鉄管の場合)	P	11
(5-2) 平面図作成例 (配水用ポリエチレン管の場合)	P	12
(6) 詳細平面図 (配管詳細図) 作成例	P	13
2-2 縦断図	P	14
2-3 標準横断図及び横断図	P	15
(1) 標準横断図作成例	P	15
(2) 横断図作成例	P	16
2-4 管割図		
(1) 【HPPE管路】	P	17
(2) 【DIP管路】	P	18
(3) HPPE管割図 作成例	P	20
(4) HPPE 管路設計標準図	P	21
(5) DIP管割図 作成例	P	22

2-5	土工図	・ ・ ・ ・ ・ P	23
2-6	コンクリート防護工図	・ ・ ・ ・ ・ P	24
2-7	異形管詳細図	・ ・ ・ ・ ・ P	25
2-8	付帯施設構造図	・ ・ ・ ・ ・ P	26
	付帯施設構造図作成例(流量計室詳細図)	・ ・ ・ ・ ・ P	27
2-9	復旧工図及び仮設図	・ ・ ・ ・ ・ P	28
	舗装本復旧平面図作成例	・ ・ ・ ・ ・ P	29
	舗装本復旧展開図作成例	・ ・ ・ ・ ・ P	30
2-10	給水管切替標準図	・ ・ ・ ・ ・ P	31
3. 変更設計			
3-1	表題欄の表記	・ ・ ・ ・ ・ P	34
3-2	変更内容の記載方法	・ ・ ・ ・ ・ P	34
4. 管種別配管設計要領			
4-1	HPPEの設計	・ ・ ・ ・ ・ P	37
4-2	DIP-GX・NSの設計	・ ・ ・ ・ ・ P	42
4-3	DIP-S50の設計	・ ・ ・ ・ ・ P	46
5.	参考（平面線形決定、仕切弁配置計画）	・ ・ ・ ・ ・ P	48

優先し、 $1.5 \times 10n$ 、 $2.5 \times 10n$ 、 $3 \times 10n$ 、 $4 \times 10n$ 、 $6 \times 10n$ を次善としていることから、次の縮尺を標準とする。

1:3、1:5、1:10、1:20、1:30、1:50、1:100、1:200、1:250、1:300、1:500、1:1,000

※A3版で縮小印刷時に判読できるよう(特に管路記号)作図するものとする。

(5) 線

線種は、原則として実線、破線、一点鎖線、二点鎖線の4種類とし、太さは細線、太線、極太線の3種類を使用する。

線種と主な用途は次表のとおり。

線 種	線 形	用 途
実線	—————	外枠、表題欄、材料表、現況地物、構造物、設計路線・管路、寸法及び寸法補助線、旗揚げ
破線	-----	既設水道管、見えない部分を示す線
一点鎖線	- · - · - · - · -	基準線
二点鎖線	- · · - · · - · · -	他企業の埋設物（電気、ガス、下水道、N T T等）

(6) 文字

文字フォントはMSゴシック、フォントサイズは1.8、(2.5)、(3.5)、(5)、(7)、(10)、14、20mmを標準とする。 ※()内のサイズを主に使用すること。

(7) 着色

1) 原設計

原設計図面は、当該工事区間を旗揚げ（施工延長工事区間）のうえ、旗揚げ及び実施区域を赤着色（赤色表現）するものとする。

2) 変更設計

変更設計図面は、原設計で赤着色したものに対し、変更増は赤着色に「変更増」、変更減は青着色に「変更減」と記載する。

図面の着色

		設計書添付図面	備考
原設計		赤	
変更設計	変更なし	赤	
	変更増	赤に「変更増」	
	変更減	青に「変更減」	

※原設計と変更設計を対比して作図する場合は、原設計を黒着色とし「原設計」と記載する。

1-3 図面の分類

全ての図面は、作図目的と機能から、次表のように分類される。

分類名	目 的	作 図 図 面
【1種】 案内図	工事箇所を特定し、既存の施設との関係を明示する図面	位置図
【2種】 説明図	工事区域内で使用される座標系、測点による工事の全体の形状、含まれる工種の全貌を示す図面。	平面図、縦断図、標準横断図、横断図、復旧工図、管割図、土工図、仮設工図
【3種】 構造図	個別の構造物の形状、組合せ、寸法、材質、仕上げ精度などを示す図面。	標準断面図、付帯施設構造図
【4種】 詳細図	単一の部材の形状・寸法、数量を示す。またその組合せで複数の部材を表現する図面。	コンクリート防護工図、異形管詳細図、仮設図

- 1) 仮設工についても、図面の性格により、全体を説明する図、構造形態を表す図、数量算出根拠となる図面に区分される。
- 2) 付帯施設構造物とは、各種弁室、流量計室をいう。

1-4 寸法単位

単位には、次の例に従って記号を用いる。

mm, cm, mm², cm², m², m³, kg, N・m, N/mm², kg/m³, 60°

寸法単位は原則として「mm」とし単位をつけない。ただし、布設及び撤去延長は「m」表示（平面図の場合は、少数第1位まで表示）、消火栓及び流量測定用ピット等の設置工事は「基」とする。なお、表示図面における少数位表示は、次表のとおりとする。

図面の種別	表示の種別	表示単位	備考	
平面図	管布設工、管撤去工	0. 1 m		
	弁類設置工	1 基		
	土被り	0. 0 1 m		
	測点 ※注1	No.0 (+0. 1)		
	土工延長	0. 1 m		
	舗装面積（各部）	0. 0 1 m ²		
	測点 ※注2	No.0 (+0 0 0. 1)		
縦断図	単距離	0. 0 1 m		
	追加距離	0. 0 1 m		
	管頂高	0. 0 0 1 m		
	掘削深	0. 0 1 m		
	土被り	0. 0 1 m		
	地盤高	0. 0 1 m		
管割図	管布設工、管撤去工	0. 0 0 1 m		
	管材料寸法	1 mm	DIP	
		0. 0 0 1 m	HPPE	
舗装図	舗装面積（合計）	0. 1 m ²		
	舗装版厚	1 mm		
その他		1 mm		

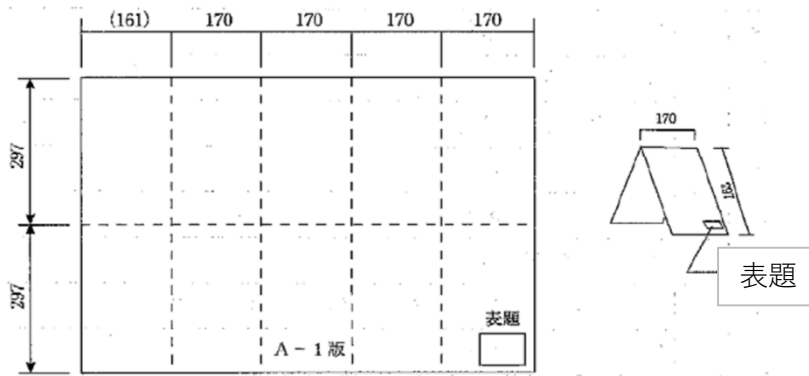
※表示値未満は四捨五入とする。

※注1 平面図における位置表示は、NO.0+0.0（プラス表示は0.1m単位）とする。

※注2 縦断図における位置表示は、NO.0+0.000（プラス表示は0.001m単位）とする。

1-5 図面の折りたたみ

A1版図面の折りたたみは、縦297mm、横170mmとする。



1-6 環境設定ファイル(Jw-cadを使用する場合)

Jw-cadを使用し管路工事図面を作成する場合は、次の環境設定ファイルを使用する。

→ T:¥241_ 工事検査担当【総務】¥03_水道工事共通仕様書

線種、線色について

用途	線色	線種	線属性		備考
新設配水管	赤	実線 極太線	jww	6	引出し線は実線とする。
新設給水管	赤	実線 太線	jww	5	
既設水道管	青	破線 細線	jww	8	
計画水道管	薄緑	二点鎖線 細線	sfx	lightgreen	
今回施工の引出し線	赤	実線 細線	jww	4	
NTT	黄	二点鎖線 細線	sfx	yellow	
下水道管	茶	二点鎖線 細線	sfx	brown	
ガス管	緑	二点鎖線 細線	jww	7	
電力ケーブル	橙	二点鎖線 細線	sfx	orange	
共同溝	暗灰	実線 細線	sfx	lightgray	
他企業埋設物等	任意	任意			
現況地物	黒	実線 細線	jww	1	
計画地物	黒	実線 太線	jww	2	

jww



印刷表示色

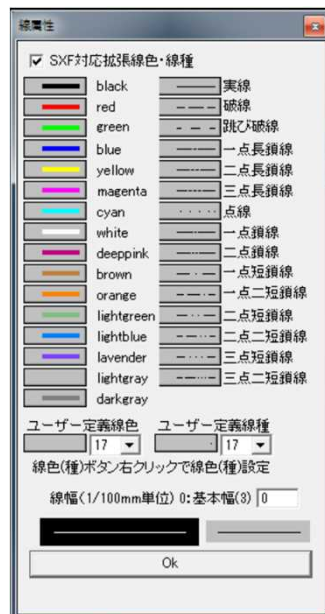
線種 1～3 黒色

線種 4～6 赤色

線種 7 緑色

線種 8 青色

sfx



文字について

文字種	サイズ	印刷色
文字種(1)	1.8mm	黒色
文字種(2)	2.5mm	黒色
文字種(3)	3.5mm	黒色
文字種(4)	5.0mm	黒色
文字種(5)	7.0mm	黒色
文字種(6)	2.5mm	赤色
文字種(7)	3.5mm	赤色
文字種(8)	5.0mm	赤色
文字種(9)	3.5mm	緑色
文字種(10)	3.5mm	青色



サイズ	主な用途
2.5mm	平面図内文字、鉄筋番号、表題や材料表内の縮小文字等
3.5mm	寸法文字、引出し線文字、表題や材料表文字、注記等
5mm	引出し線文字、表題文字、サブタイトル文字(1)
7mm	サブタイトル文字(2)
10mm	図面タイトル文字
14,20mm	その他のタイトル文字

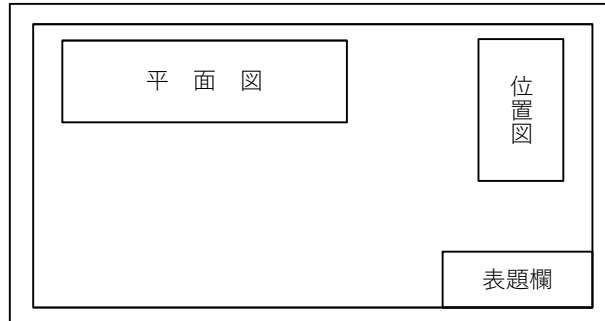
2. 図面作成

2-1 平面図

平面図のレイアウトは以下のとおりとする。

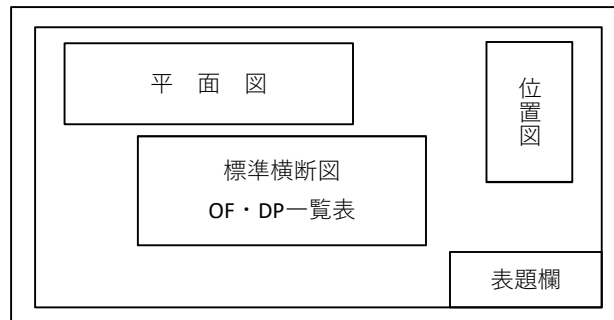
図面右上に位置図を配置すること。

①【ダクタイル鋳鉄管新設・改良工事 又は 管種に関わらず設計委託】



※設計委託の成果品は、管種口径に関わらず①の配置とする。

②【φ150以下の配水用ポリエチレン管】



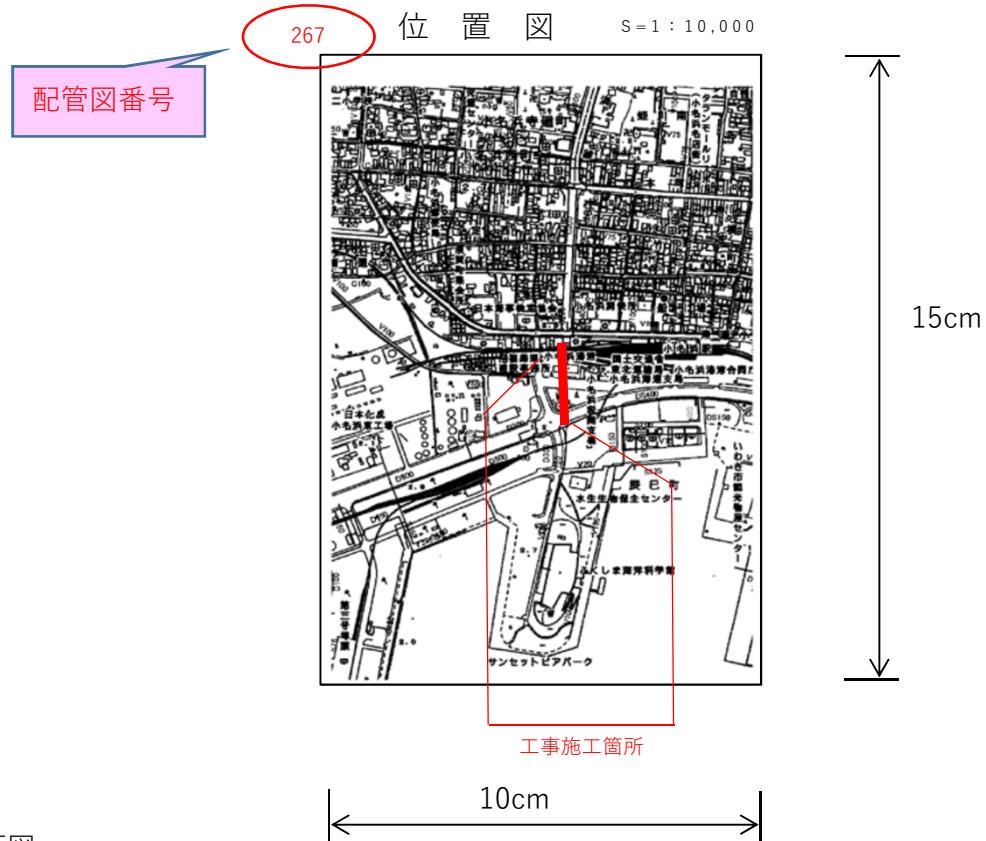
※局直営設計による配水用ポリエチレン管の設計図面は、②の配置とする。

(1) 位置図

位置図の作成は以下のとおりとする。

項目	内容
尺度	基本となる地形図は、S=1:10,000の配水管網図とし、大きさは縦15cm×横10cm以上とする。 ※区画整理事業等で配水管網図に地形等が反映されていない場合は、他事業作成の地形図を使用することができる。
記載事項	工事路線または地点の起終点より引き出し線を出し、「工事施工箇所」と記入する。また、配管図番号を左上に記入する。
備考	方位は図面の上方を北とする。

位置図の作成例



(2) 平面図

平面図の作成は以下のとおりとする。

項目	内容
尺度	1:500（標準）または1:250とする。
記載事項	(1)測量段階で示される項目 地形、方位、工事に関連する仮水準点の位置及び高さ、町字名と家屋所有者名、道路名及び至る先、電柱番号、鉄道、河川名及び流向 等 (2)設計段階で示される項目 管路線形(管路中心線)、仕切弁等の付属設備、測点及びIPの位置、対象管路の口径、管種、延長、(施工年度)、土工タイプの区分、工事起終点及びその前後の状況
備考	・平面図における主要構造物(管路)は、実線で表示する。弁類は共通仕様書に定める記号で表示する。 ※平面図は、配管図修正に使用することを念頭に置き、弁栓等の配置を明確に作成する。 ・既設埋設物は、管理者・管径・管種等を旗揚げして記載する。 ・給水管は切替箇所(第1止水栓)まで実線表示とし、メータ位置までは想定ラインを点線で記入する。切替箇所に番号を付番し、口径・管種を表示する。

1)平面線形の表現方法

- 1)測点は原則20m毎とし、No.0、No.1、No.2、No.3、・・・と記載する。
- 2)測点は管路中心線に配置する。
- 3)測点は起点から終点に向かって追番号とする。
- 4)測点の配列方向は、原則として図面の左端を起点とし、右方に配列する。

※他事業との同時施工等で、他事業の図面をそのまま使用した方がよい場合はこの限りでない。

2) 旗揚げの表現方法

- 1) 旗揚げ角度は他の旗揚げと重ならないように任意の角度をつけるものとする。
- 2) 旗揚げは、「施工年度、使用用途(導水管、送水管、配水管、排水管の別) 口径・管種ごとの管路実延長(水平延長ではない。)、分岐管等実延長、撤去、土留め等の補助工法、土工タイプ・延長、必要に応じて昼夜間の施工」を記載する。なお、これらの記載項目間には、スペースを入れること。
- 3) 縦断方向に設置される構造物の旗揚げは、中心線に近い構造物から順に外側の構造物へと記載する。
- 4) $\phi 150$ 以下の局直営設計については、舗装本復旧の幅、延長、面積等についても旗揚げする。この場合、舗装本復旧展開図は設計段階では作図しなくてもよい。
→竣工図では、舗装展開図を受注者が作成し出来高(出来形)確認を行うものとする。

3) 詳細平面図(配管詳細図)の作成

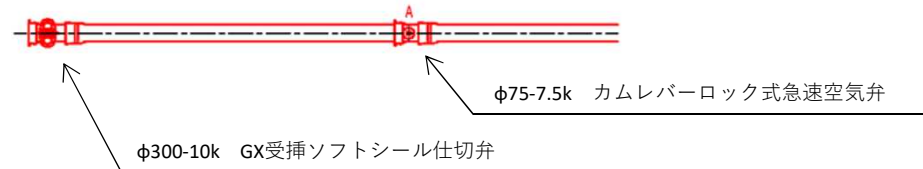
詳細平面図(配管詳細図)(1:50~1:250)は、主要な地下埋設物輻輳箇所、配管が複雑で後年度の維持管理に支障をきたすと判断される箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等の横断箇所等の詳細図を特に必要とする場合、平面図とは別に作成する。

平面図(S=1:250~1:500)での管路表記



詳細平面図(配管詳細図)(S=1:50~1:250)での管路表記

※詳細平面図では、弁栓類の区別がつかないため、弁栓名称を旗揚げする。



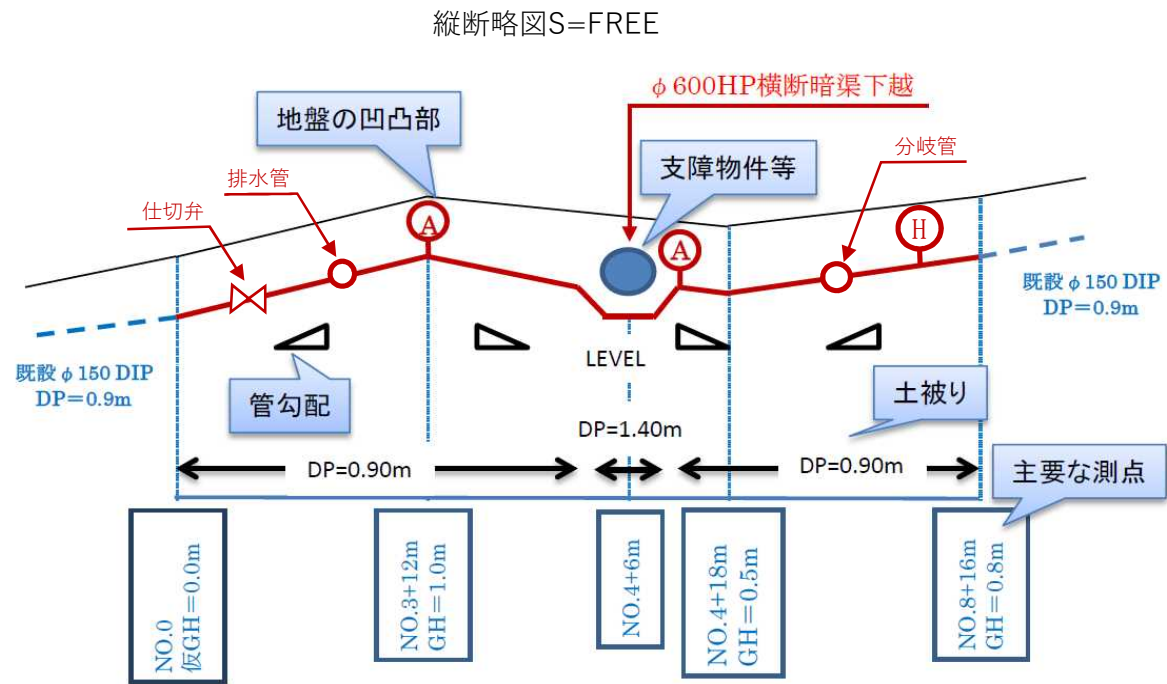
平面図での管路表記は、共通仕様書【土木工事編】
付則5 2-2管路記号によること。

(3) 縦断略図(φ150以下の局直営設計に適用)

縦断略図の作成は基本的に必要としないが、縦断計画の根拠として作図する場合は、以下のとおりとする。

項目	内容
尺度	FREEとする。(大きさは任意とする。)
記載事項	(1) 測量段階で示される項目 地盤高さは、配管図、道路(下水道)台帳を利用し要所(地盤の凹凸箇所等)、暗渠等の支障物件等 (2) 設計段階で示される項目 管路線形(勾配)、仕切弁、空気弁、消火栓、分岐管、排水管等の付属設備、要所(地盤の凹凸箇所等)の測点及びIPの位置、土被り

1) 縦断略図の作成例

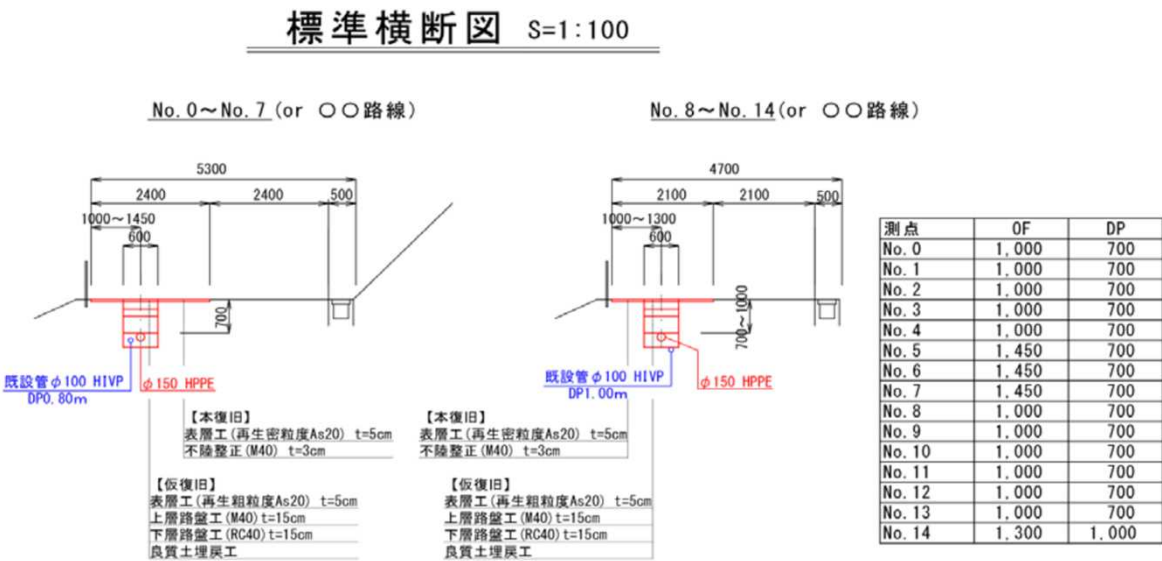


(4) 標準横断面図（φ150以下の局直営設計に適用）

標準横断面図の作成は以下のとおりとする。

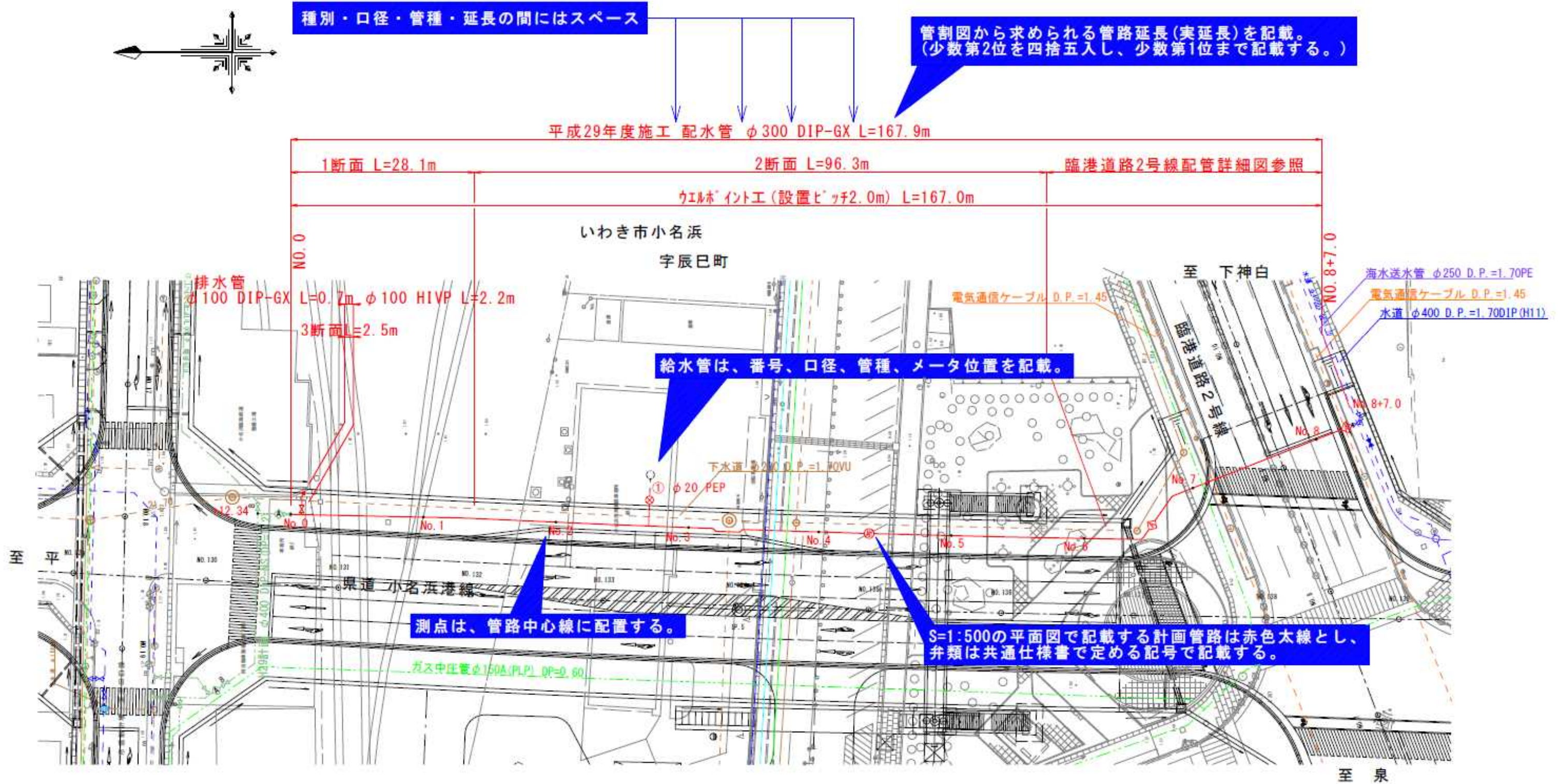
項目	内容
尺度	1:100(標準) とする。
記載事項	適用工事区間(原則路線ごと又は変化点ごと)、管中心線、管材・基礎材・埋戻材の規格形状寸法、付帯構造物等、構造物(地下埋設物)相互の位置関係、用地境界杭(線)、掘削幅、舗装本復旧幅、DP・OF一覧表

1) 標準横断面図、OF・DP一覧表の作成例

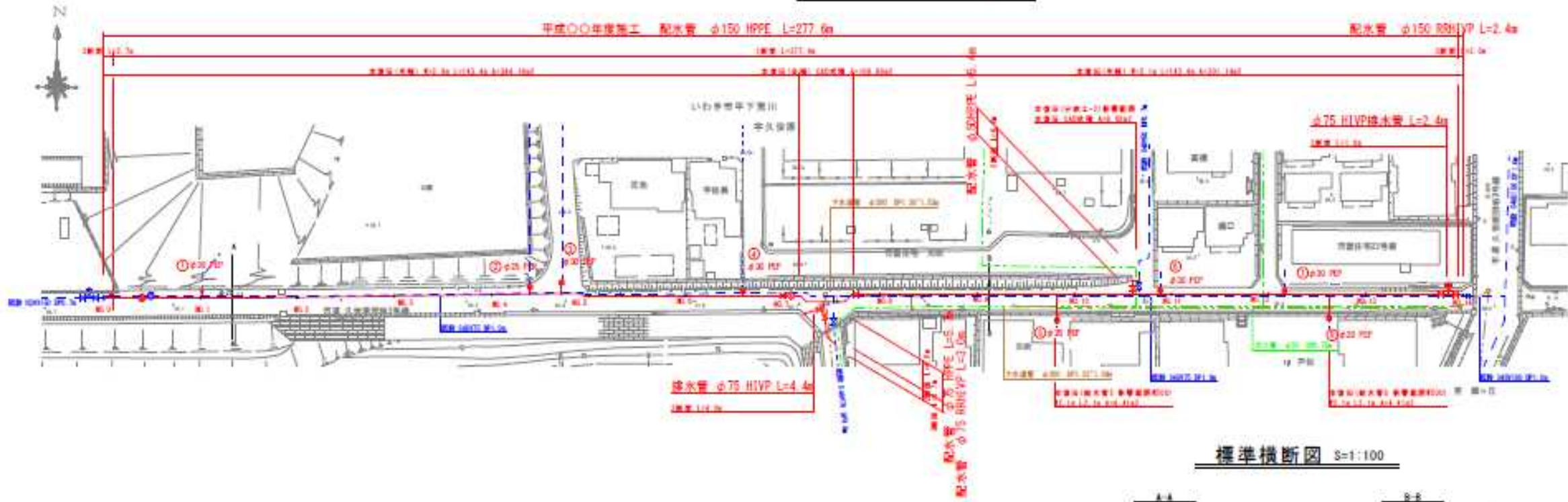


- (5-1) 平面図作成例（ダクタイル鋳鉄管の場合） P.11
- (5-2) 平面図作成例（配水用ポリエチレン管の場合） P.12
- (6) 詳細平面図（配管詳細図）作成例P.13

平面図 S=1:500



平面图 S=1:500

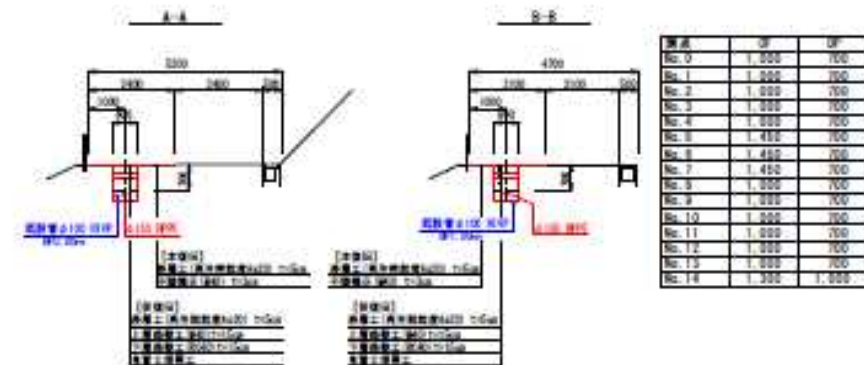


位置图 231, 19, 004



工事施工箇所

標準横断面 S=1:100

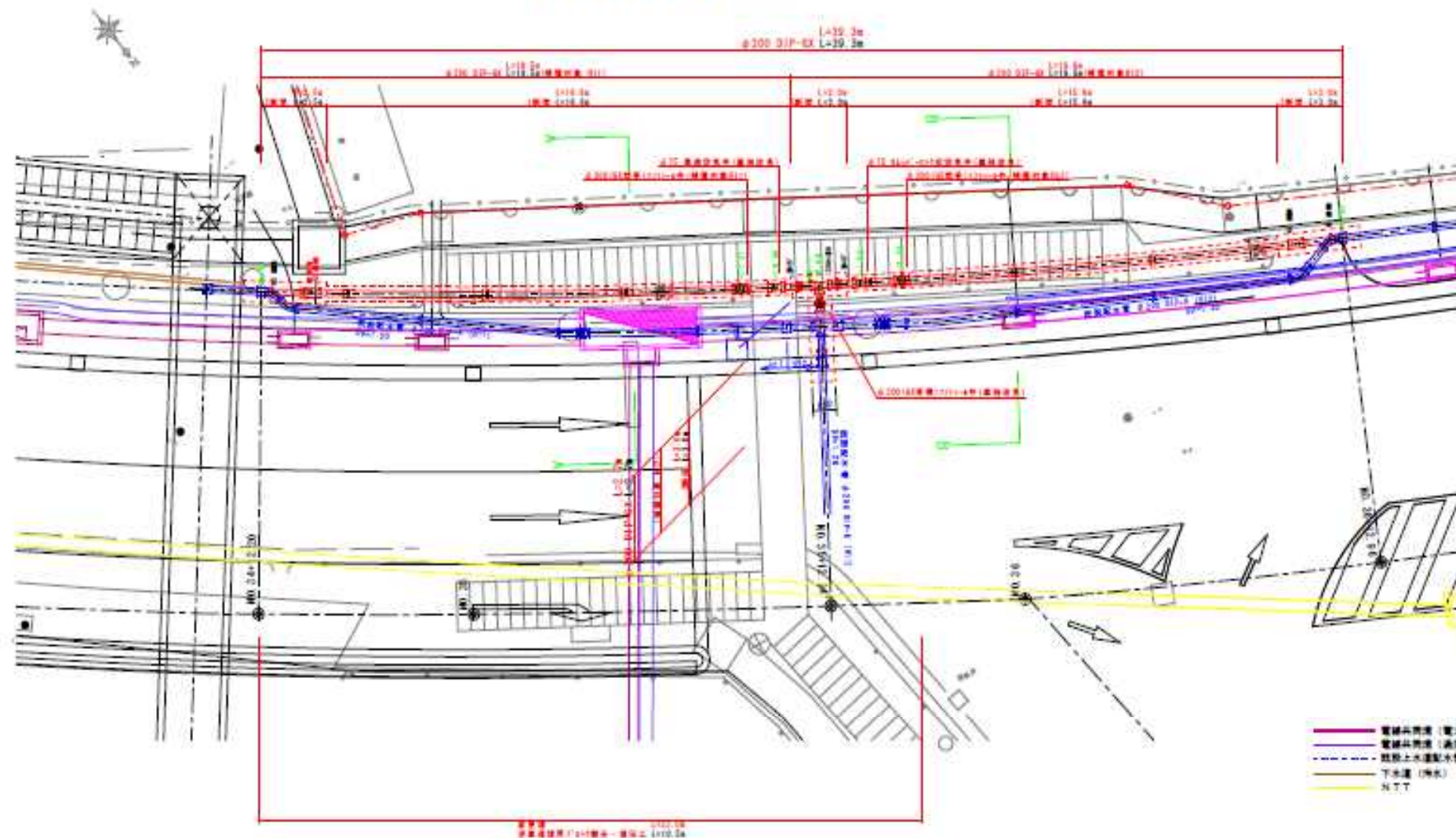


※土工断面は、1断面、2断面、3断面・・・とする。
※舗装工の平面図記載は、少数第2位とし数量計算書で合計する。

Run	DF	DF
Run 0	1,000	700
Run 1	1,000	700
Run 2	1,000	700
Run 3	1,000	700
Run 4	1,000	700
Run 5	1,400	700
Run 6	1,400	700
Run 7	1,400	700
Run 8	1,000	700
Run 9	1,000	700
Run 10	1,000	700
Run 11	1,000	700
Run 12	1,000	700
Run 13	1,000	700
Run 14	1,000	1,000

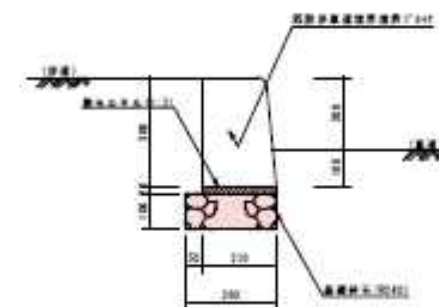
平遠○○作區				工事番号 ○○○○○○○○号			
市道 ○○線				1.右側市平下路1.2平及盤地内			
平下路1.2平及盤地内							
平下路、標準橋梁							
部 門	課 長			図 番 号	1 / 2		
課 長				主 任	技 術 課		
技 術				主 任	技 術 課		
1.2平及盤地内							

配管詳細図(1) 201.100



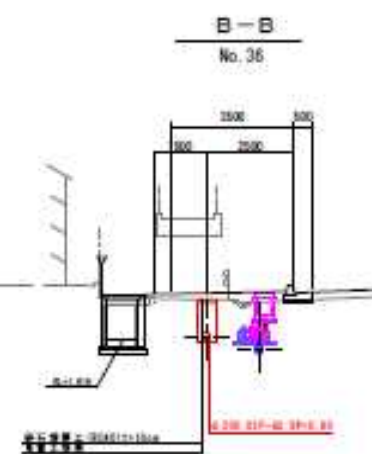
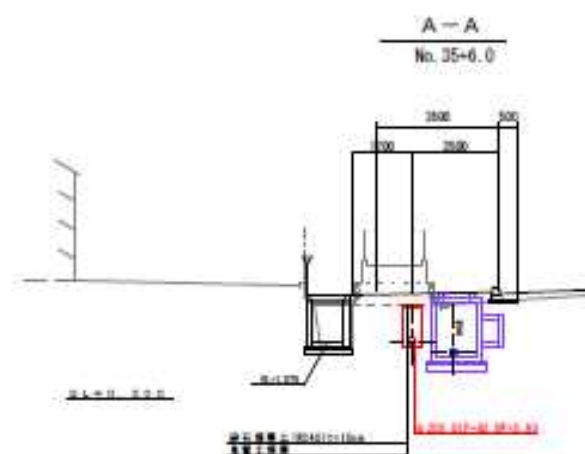
歩車道境界ブロック復旧工

201.110
原設計どおり



断面図	
断面図	1.0. 断面図
断面図	断面図 (200-400)
断面図	断面図 (1.0. 断面図)
断面図	断面図 (1.0. 断面図)

横断図 201.100
原設計どおり



分岐部配管断面図 201.100
原設計どおり



変更設計
原設計

平成〇〇年度		工事番号 〇〇〇〇〇〇号	
年度別		いばき市〇〇地区	
〇〇年度〇〇年度(第〇〇-〇〇号)給排水配管工事			
新築併設図(1)			
図面	201.100	図面番号	2 /
図面		工事	給排水
図面		工事	給排水
いばき市水道局			

本工事は電線共同溝による移設補償であるため、共同溝を当手引きによる暗灰色ではなく依頼事業者の着色により表現している。

2-2 縦断図（ダクトイル鋳鉄管の設計に適用）

縦断図の作成は以下のとおりとする。

項目	内容
尺度	H=1：500 V=1：100 を標準とする。
記載事項	(1)縦断表帯部は次の事項を記載する。 1)勾配 （空気弁設置箇所の根拠となる。） 2)地盤高 3)土被り 4)掘削深 5)管頂高 6)追加距離 7)単距離 8)測点 (2)製図領域部の記載事項 管中心線、構造物及び同測点、工事起終点及びその前後の関連性、計画縦断勾配変化点の位置、既設道路・暗渠等の交差位置、管路付属設備（仕切弁、空気弁等）及び分岐管・排水管の位置及び測点
備考	・平面図と同一記号を用いて記載する。 ・上記の縦・横の尺度は標準的なものであり、高低差・延長等の要因から尺度の変更も可能とする。

(1)縦断帯部の表示はm単位で小数第2位まで表示する。

なお、管頂高はm単位で小数第3位まで表示する。

(2)縦断図に土工断面タイプ毎の測点及び範囲を示す。

また、必要な場合にはボーリング柱状図を描き、土質区分及び境界線、地下水位等を記載する。

(3)旗揚げの表現方法

1)旗揚げは、図面の上方方向に引き出し、その測点等を記載する。

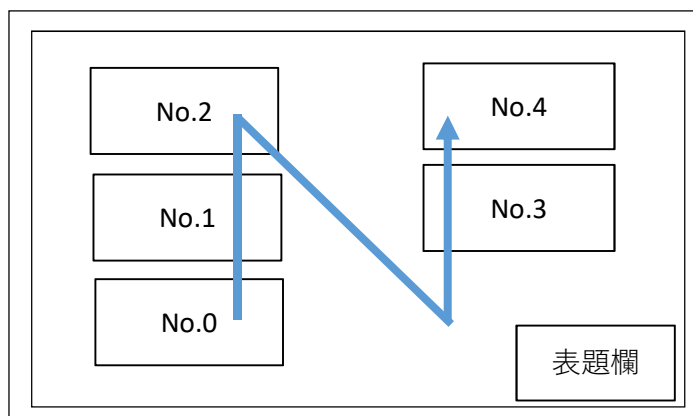
2)既設横断構造物の旗揚げは、図面の上方方向に引き出し、その構造の種類、形式、延長及び測点を記載する。

【縦断表帯部の書式例】

勾配	
地盤高	
土被り	
掘削深	
管頂高	
追加距離	
単距離	
測点	

2-3 標準横断面図及び横断面図（ダクトイル鋳鉄管の設計に適用）

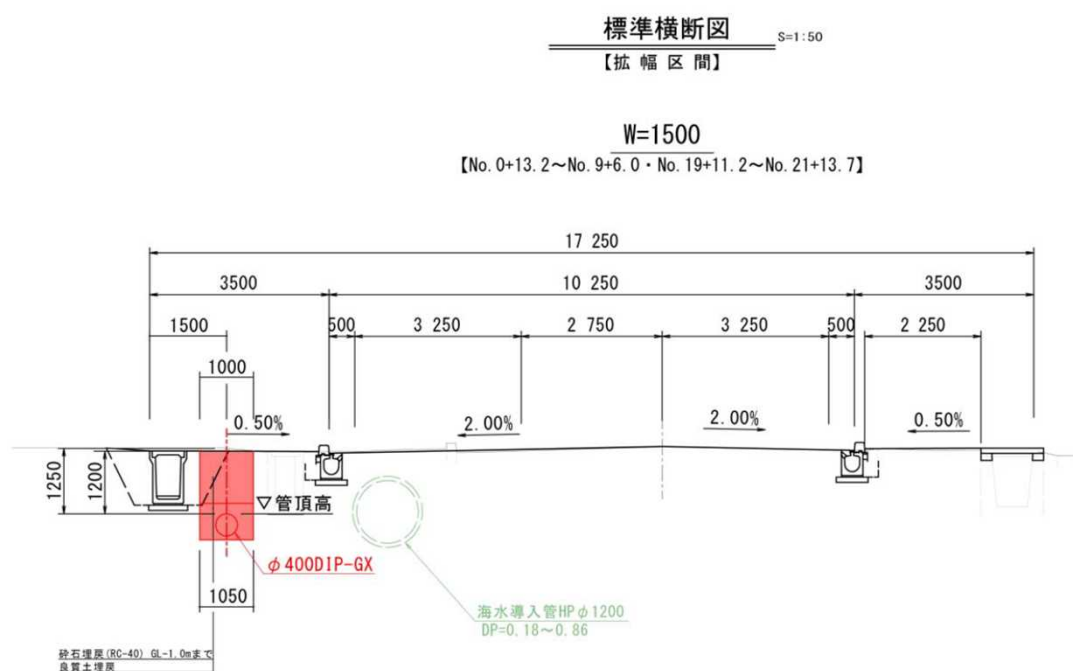
横断面図のレイアウトは以下のとおりとする。



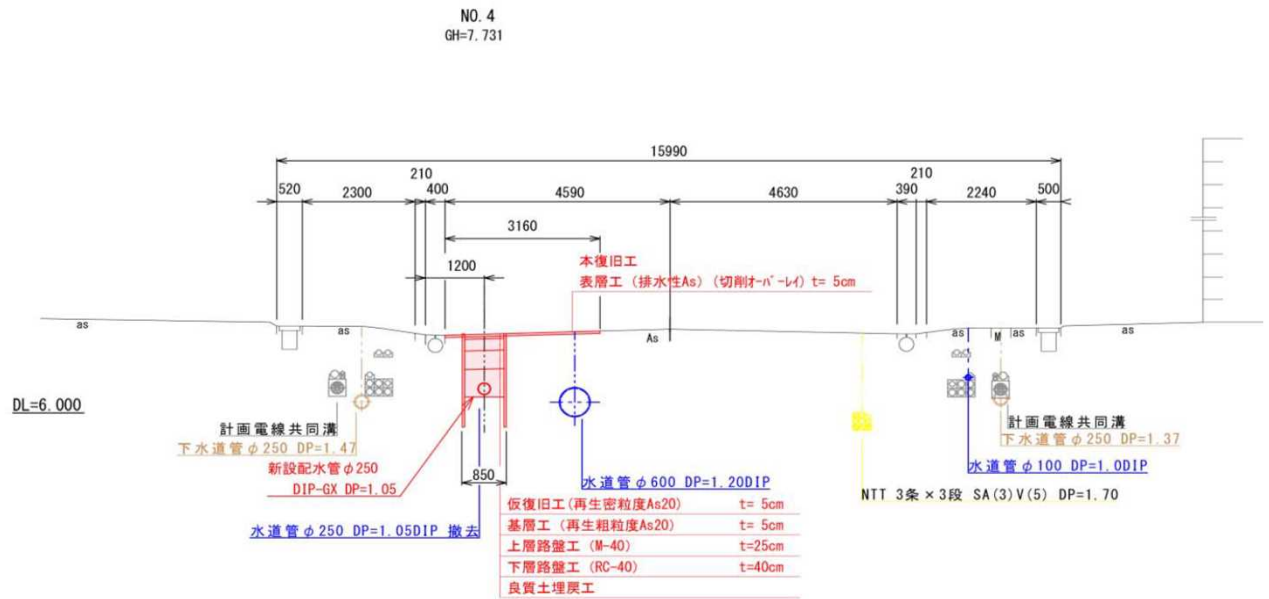
標準横断面図、横断面図の作成は以下のとおりとする。

項目	内容
尺度	標準横断面図は1：50または1：100を標準とする。 横断面図は1：100または1：200を標準とする。
記載事項	標準横断面図 適用工事区間、管中心線、管材・基礎材・埋戻材の規格形状寸法、付帯構造物等、構造物(地下埋設物)相互の位置関係(土被りDP、布設位置W)、掘削幅、舗装本復旧幅、用地境界杭（線）
	横断面図 測点毎に管中心線、測点・地盤高GH・管頂高FH、現況地盤線及び現況地物、管材・基礎材・埋戻材の規格形状寸法、付帯構造物等、構造物(地下埋設物)相互の位置関係(土被りDP、布設位置W)、掘削幅、舗装本復旧幅、用地境界杭（線）、土質区分及び土質境界線

(1)標準横断面図作成例



(2)横断面図作成例



※工事目的物である水道管を赤色、既設水道管を青色、他企業の埋設物を

1-6 環境設定ファイル(Jw-cadを使用する場合) で示す埋設物の線色で作図する。

2-4 管割図

管割図の作成は以下のとおりとする。

項目	内容
尺度	FREE
記載事項	管記号、管種、口径、使用資材名称(継手形式・フランジ 規格・外面、内面塗装の種別)、主要測点、接続既設管の配管図番号・管路番号・施工年度・想定土被り、管路延長及び区間延長

(1) 【HPPE管路】

1)使用する管の継手構造等の種類に応じた管記号を組合せ作成する。

※材料の記入方法は、水道施設工事共通仕様書【土木工事編】 付則6 工事竣工図作成要領による。

2)管種口径別に I P 測点や主要な構造物地点毎に区切り、管種、口径、測点及び区間延長等を旗揚げし表示する。

3)延長の表示は管路中心距離(m単位)を基本とし、主要な測点間については水平距離をカッコ書きで併記し、図中にその旨の注釈を明記する。

4)必要に応じて、外面特殊塗装以外の塗装仕様など、適宜必要と判断される事項を記載する。

5)支障となる、もしくは近接する構造物等を記載する。

例)既設暗渠工 φ500 H P DP=1.20

6)直管数量の算出根拠となる異形管類の控除対象は、

EFベント、EFチーズ、EFレギュサ、仕切弁、F付T字管、F付T字管台付のみとし、管記号脇に0.000(m単位)で表示する。

なお、仕切弁及び不断水割T字管、伸縮可とう管等の延長は管布設工（労力）の対象としない。

（仕切弁設置工及び不断水連絡工、伸縮可とう管設置工で計上）

7)直管数量の算出は、6)で記載した控除合計延長を管路設計延長から減じ、5mで除する。

算出例) φ150 HPPE L=200.00m 控除延長 L=8.35m

$200.00 - 8.35 = 191.65\text{m}$

$191.65 / 5.0 = 38.33 \div 39\text{本}$ (EF受口付直管の設計計上本数)

8)配管本線には、原則としてフランジ継手を使用しない。

ただし、空気弁等の立上り配管、排水弁、管種変更部、分岐部、不断水分岐部等は除く。

9)耐震管以外の既設管との接続箇所には、災害時の通水機能確保の為、新設管側に仕切弁を必ず設ける。

(2) 【DIP管路】

1)使用する管の継手構造等の種類に応じた管記号を組合せ作成する。

※材料の記入方法は、水道施設工事共通仕様書【土木工事編】 付則6 工事竣工図作成要領による。

2)管種口径別に I P 測点や主要な構造物地点毎に区切り、管種、口径、測点及び区間延長等を旗揚げし表示する。

3)延長の表示は管路中心距離(mm単位)を基本とし、主要な測点間については水平距離をカッコ書きで併記し、図中にその旨の注釈を明記する。

4)必要に応じて、押輪、G-Link等の接合部品その他、外面特殊塗装以外の塗装仕様など、適宜必要と判断される事項を記載する。

5)支障となる、もしくは近接する構造物等を記載する。

例)既設暗渠工φ500 H P DP=1.20

6)仕切弁・バタフライ弁及び不断水割T字管、伸縮可とう管等は、管布設工（労力）の対象としない。

（仕切弁、バタフライ弁設置工及び不断水連絡工、伸縮可とう管設置工で計上）

7)配水管本線には、原則としてフランジ継手を使用しない。

ただし、空気弁等の立上り配管、排水弁、不断水分岐部等は除く。

なお、DIP管路に限りフランジ継手の呼び圧力を材料名称に付記すること。

また、一体化長さ算定の根拠となる設計水压を、管割図に表記すること。

8)耐震管以外の既設管との接続箇所には、災害時の通水機能確保の為、新設管側に仕切弁を必ず設ける。

- (3) HPPE管割図 作成例P.20
- (4) HPPE管路設計標準図P.21
- (5) DIP管割図 作成例P.22

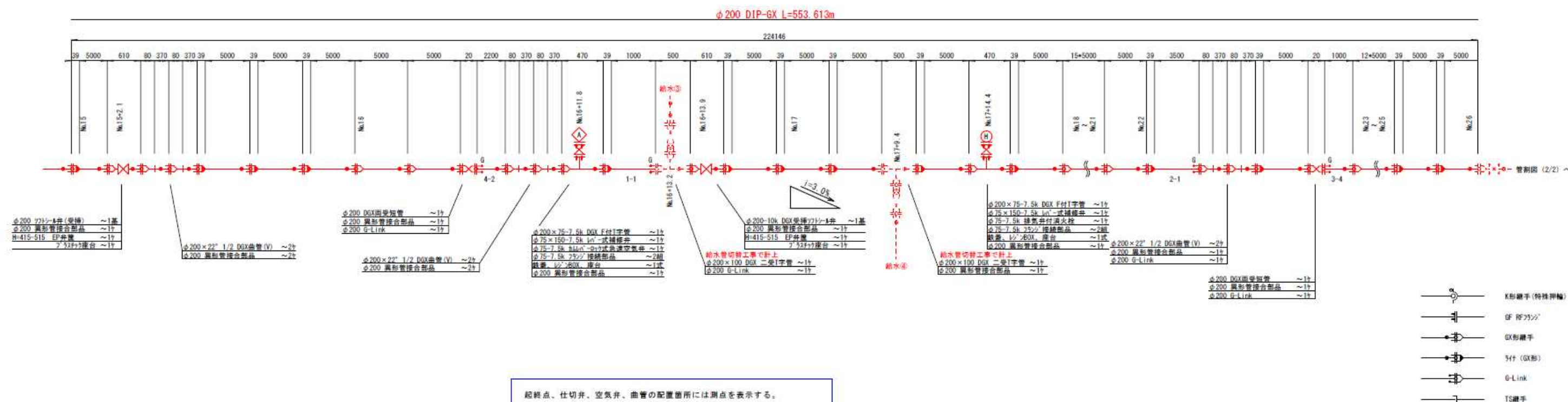
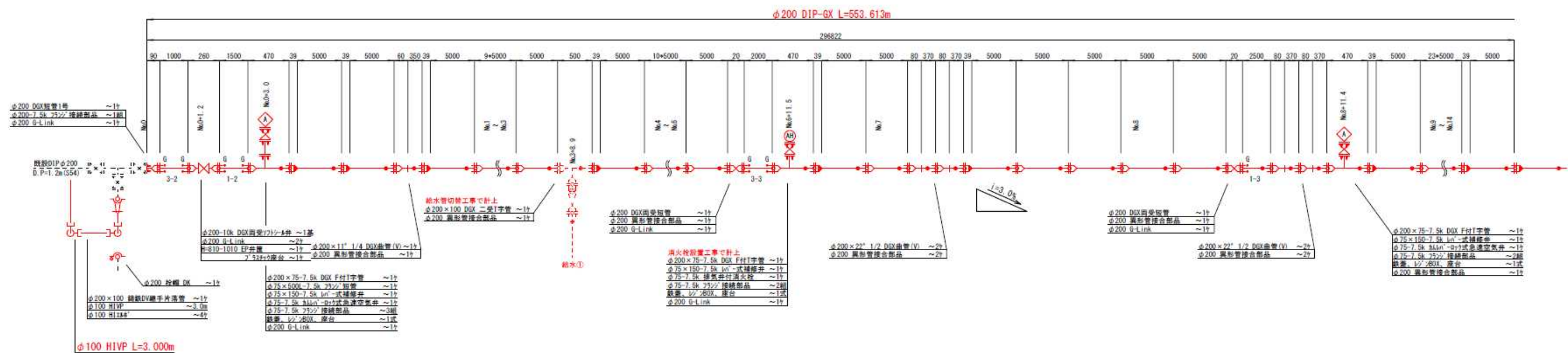
S-free



平成○○年度		工事番号		○○○工事	○○○○	号
○区		○丁目		いばき市○〇〇地区		
○○〇〇地区(第○○○-○○号)改良工事						
NPP事業箇所作成済						
種別	S-trace		調査番号		○ / ○	
用途			本件 経費等			
設計			環境 調査費			
いばき市水道局						

HPPE 管路設計標準図																						
φ150～50 曲管 マンホール等の迂回配管 φ150×45° EF両受へんた' (H)～4ヶ 土盛り変更等 φ100×45° EF片受へんた' (V)～2ヶ	φ150～50 水平T字管 T字管は、EFチ-ス' (JWWA K145)を使用する。 EF受口付直管 または EFソケット EFチ-ス' EFソケット 及び EF受口付ソソシ-ル仕切弁	φ150～75 F付T字管 ソソシ-ル'形仕切弁(排水弁に限る)を直接ソソシ-ル'付T字管に接合する場合は、 鋼鉄製ソソシ-ル'付T字管を使用する。 ※配水管口径φ75以上に適用 φ75 鋼鉄FV継手 φ75 ソソシ-ル'仕切弁 (FF) φ75 HIソソシ-ル'	φ150～50 仕切弁 配水管本線に設置する仕切弁は、EF挿口付ソソシ-ル'仕切弁の使用を基本とするが、水場施工となる場合などEF接合が出来ない場合は、両方受口付ソソシ-ル'仕切弁を使用することができる。なお、配水管口径がφ75以上の場合は排水弁として使用する仕切弁は、ソソシ-ル'形ソソシ-ル'仕切弁とする。 EFソケット EF挿口付ソソシ-ル'仕切弁 φ75 HIソソシ-ル' 鋼鉄PP継手	φ150～50 鋼鉄異形管 配水管ポリエチレン管の管路には、次の異形管を使用することができる。 なお、本体と押輪の接合方式は自動ロック式(鋼鉄管接続の押輪を除く)とする。 鋼鉄PV継手 : HPPEとVP・HIVP・φ50PEPとの接続 鋼鉄PD継手 : HPPEとDIPの接続 ※φ50は、DIP-S50形との接続に使用する。 鋼鉄PP継手 : HPPE用の継輪(既設管接続にのみ使用) 鋼鉄FP継手 : HPPEとソソシ-ル'継手の接続 ※既設管との接続もしくは管種変更に伴う仕切弁 設置箇所を使用する。 鋼鉄PPへんた' : HPPE用の鋼鉄製曲管(既設管接続にのみ使用) 鋼鉄PV継手 鋼鉄PP継手 鋼鉄PPへんた' 鋼鉄PD継手 鋼鉄FP継手																		
φ150～50 既設管接続工 氷場施工により、EF接合が不可能な場合 鋼鉄PP継手 または 鋼鉄PD継手 または 鋼鉄FV継手 既設管 HPPE, DIP, HIVP	φ150～50 既設管接続工 EF接合が可能な場合 EF片受へんた'～2ヶ 既設管 HPPE, DIP, HIVP	φ150～75 F付T字管台付 空気弁、消火栓設置に使用するT字管は、鋼鉄製ソソシ-ル'付T字管台付を使用する。 ※配水管口径φ75以上に適用 φ75 HIソソシ-ル' φ75 HIソソシ-ル' φ75 HIソソシ-ル'	φ150～50 片落ち管 片落ち管は、EF片受レ-ス' (JWWA K145)を使用を原則とする。 EFソケット EF片受レ-ス'	φ150～50 給水管分岐工 給水管分岐材料は、次表による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>配水管口径</th><th>分岐口径</th><th>使用材料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ50</td><td>×20～25</td><td>EFソソシ-ル'付分水分栓</td></tr> <tr> <td></td><td>×30～40</td><td>φ50×40 (HPPE×PEP)変換チ-ス' (PTC B 21、鋳金製) ※φ30分岐の場合は、φ40×30異形ソケット(JWWA B116、鋳金製)を用いる。</td></tr> <tr> <td></td><td>×50</td><td>EFチ-ス'</td></tr> <tr> <td>φ75～150</td><td>×20～40</td><td>EFソソシ-ル'付分水分栓</td></tr> <tr> <td>φ150×50</td><td>×50</td><td>HPPE用ソソシ-ル'付T字管</td></tr> </tbody> </table> φ20～40の給水管分岐については、EFソソシ-ル'付分水分栓の使用を原則とする。 なお、EF接合は冷却完了から1時間経過後でないと水圧試験が実施できないことから、 既設HPPE配水管からの分岐工事においてはこの限りでない。 φ50給水管切替標準図 φ50×90° PEソソシ-ル' φ50 鋼鉄FP継手 φ50 ソソシ-ル'仕切弁 (FF) φ50×50 HPPE用F付T字管 φ50 乙止水栓 φ50 鋼鉄PV継手 φ50×90° EF両受へんた' φ50給水管切替工は、公道上及び分岐箇所から第1止水栓までは配水管ポリエチレン管、 第1止水栓以降は水道用ポリエチレン1種2層管を原則とする。	配水管口径	分岐口径	使用材料	φ50	×20～25	EFソソシ-ル'付分水分栓		×30～40	φ50×40 (HPPE×PEP)変換チ-ス' (PTC B 21、鋳金製) ※φ30分岐の場合は、φ40×30異形ソケット(JWWA B116、鋳金製)を用いる。		×50	EFチ-ス'	φ75～150	×20～40	EFソソシ-ル'付分水分栓	φ150×50	×50	HPPE用ソソシ-ル'付T字管
配水管口径	分岐口径	使用材料																				
φ50	×20～25	EFソソシ-ル'付分水分栓																				
	×30～40	φ50×40 (HPPE×PEP)変換チ-ス' (PTC B 21、鋳金製) ※φ30分岐の場合は、φ40×30異形ソケット(JWWA B116、鋳金製)を用いる。																				
	×50	EFチ-ス'																				
φ75～150	×20～40	EFソソシ-ル'付分水分栓																				
φ150×50	×50	HPPE用ソソシ-ル'付T字管																				
φ150～50 管末排水管 HIソソシ-ル' HIVP φ50 HIソソシ-ル' 鋼鉄FV継手 ソソシ-ル'仕切弁 (FF) 鋼鉄FP継手	φ50×25 (中間)排水管 分岐材料をEFソソシ-ル'付分水分栓とし、排水口径をφ25とする。 HIVP φ25 HIソソシ-ル' φ25×90° PEソソシ-ル' EP排水栓 φ25 ガ'イト'Nソソシ-ル' φ25 乙止水栓 φ25 回転継手 φ50×25 EFソソシ-ル'付分水分栓	φ50×50 分岐工(既設管接続) φ50×45° 鋼鉄PPへんた' (HV)～2ヶ φ50 EF挿口付ソソシ-ル'仕切弁 φ50 EFソケット φ50×50 EFチ-ス' φ50 鋼鉄PV継手 新設 φ50HPPE	φ50×25 空気弁 φ25 小型空気弁 (φ25 鋼製N-型緊急遠空気弁) 32A×25A SUS304異形チ-ス'-ソケット 25A (sch40s) SUS304直管 (25A SUS304両長コナソケット) 25A SUS304チ-ス'-ソケット φ25 鋼管用メ-ス-コナソケット φ50×25 EFソソシ-ル'付分水分栓																			
φ50×25 空気弁 ※参考 SUS両長コナソケットの寸法 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>DP=900</th><th>DP=700</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ25 小型空気弁</td><td>300</td><td>100</td></tr> <tr> <td>φ25 鋼製N-型緊急遠空気弁</td><td>250</td><td>50</td></tr> </tbody> </table> EFソソシ-ル'付分水分栓 H=101 小型空気弁 H=221 鋼製N-型緊急遠空気弁 H=286 とした場合。 ソソシ-ル'付分水分栓のH寸法については、メーカーによって差異があるので注意すること。		DP=900	DP=700	φ25 小型空気弁	300	100	φ25 鋼製N-型緊急遠空気弁	250	50	φ50×25 空気弁 ※ソソシ-ル'付分水分栓を使用する空気弁立ち上がり部には、基礎底板は使用しない。 ※立ち上がり配管には、防食チ-プ' (ブ'ラッスチ-プ' 50幅)を1/2ソソシ-ル'巻とする。												
	DP=900	DP=700																				
φ25 小型空気弁	300	100																				
φ25 鋼製N-型緊急遠空気弁	250	50																				

DIP管割図作成例



NO	切替組み合わせ	機筒長さ	切口数
1		0	2
2		700	2
3		0	3
4		1300	2
計		2000	9

起終点、仕切弁、空気弁、曲管の配置箇所には測点を表示する。

DIP管路に75ｼﾝｸﾞ継手を使用する場合は、使用材料の75ｼﾝｸﾞ規格を表示する。
(空気弁等の立上り配管、継水管、不断水分岐部)

管路施工延長を引き出し線により表示する。

曲管、ベンドの配置状態を、使用材料の末尾に () 書きで表示する。

H : 水平	【Horizontal】
V : 垂直	【Vertical】
HV : ひねり	【Horizontal-Vertical】

設計水圧 1.3Mpa(静水圧 0.75Mpa + 水撃圧 0.55Mpa)

φ200 DIP-8K	L=206.822+224.144+22.144+10.497=	563.61
φ150 DIP-8K	L=13.044+3.104+3.440+1.333+4.744+0.010+4.730=	67.805

平成○○年度		工事番号		○○○第	○○○○
○区		○丁目		いわき市○○地区	
○○配水管（長○○-○○号）改良工事					
B I P 費 新 築 作 成 費					
種別	金額	取組番号		○○/○○	
測量			生付 図録費		
設計			算出 図録費		
いわき市水道局					

2-5 土工図

土工図の作成は以下のとおりとする。

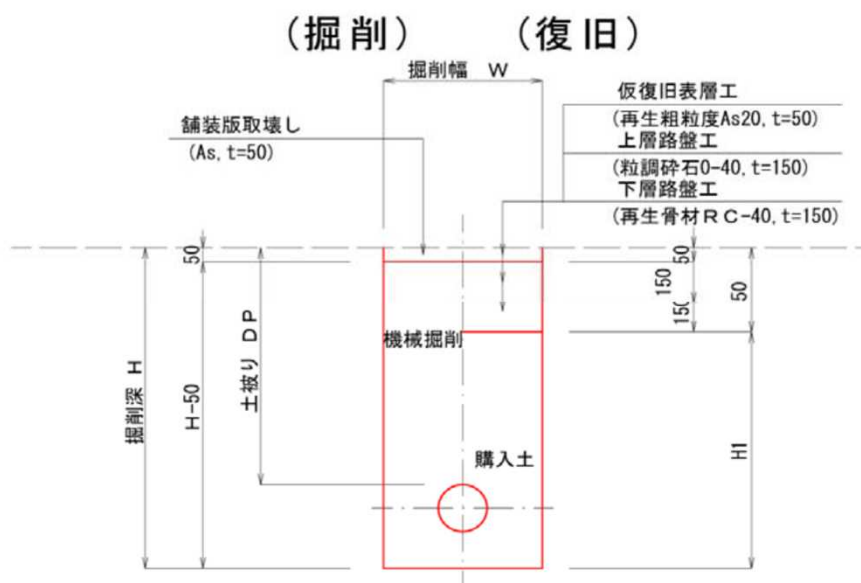
項目	内容
尺度	FREE もしくは 1:20、1:30 を標準とする。
記載事項	構造図は略図とし、主たる構造物及び現況地盤線、土質区分及び土質境界線、掘削線、埋戻材等必要と判断される事項を記載する。 断面の名称(導送配排水管の土工)は、1 断面、2 断面・・・と記載する。
備考	数量算定の基礎となる断面毎の寸法または必要に応じて面積の値を表示する。

土工図の作成例

※掘削幅、掘削深のみが変更になる断面図では、それぞれの作図を省略し、次に示す表を添付する。

標準土工図 S=FREE

市道(車道)As舗装部



断面	管種	呼び径	土被り DP	掘削深 H	掘削幅 W	H1
1	HPPE	φ 75	700	900	600	550
2	HPPE	φ 75	900	1100	600	750
3	HPPE	φ 75	700	900	1000	550
4	HPPE	φ 100	700	900	1000	550
5	HPPE	φ 75	900	1100	1000	750
6	HIVP	φ 75	700	900	600	550
7	HIVP	φ 50	700	900	600	550
8	HIVP	φ 75	900	1100	1000	750
公道給水管	PEP	φ 50以下	700	800	550	450

2-6 コンクリート防護工図

コンクリート防護工図の作成は以下のとおりとする。

項目	内容
尺度	1:20～1:50を標準とする。
記載事項	測点(IP)、コンクリート防護の平面・断面形状及び規格寸法、管種、管中心線、管外径、屈曲部の角度、その他関連構造物

コンクリート防護工図は、コンクリート防護が必要な屈曲部毎に平面図及び断面図を作成することを標準とし、設置箇所数が多く断面形状等によるタイプ分けが容易な場合には、タイプ毎に平面図及び断面図を作成し、一覧表により各諸元を示すことも可能とする。

- (1)コンクリート防護の規格・寸法その他、必要に応じて基礎材及び補強材等の規格・寸法(mm単位)を示す。
- (2)描画するコンクリート防護の屈曲タイプ(水平角・縦断角・合成角)が混在する場合には種別を示す。
- (3)コンクリート防護断面内及び近隣に構造物が入る場合には、関連構造物との位置を破線で示す。

その他、必要に応じて設計条件(設計水圧・土被り等)などの参考数値を併せて表示する。

2-7 異形管詳細図

異形管詳細図の作成は以下のとおりとする。

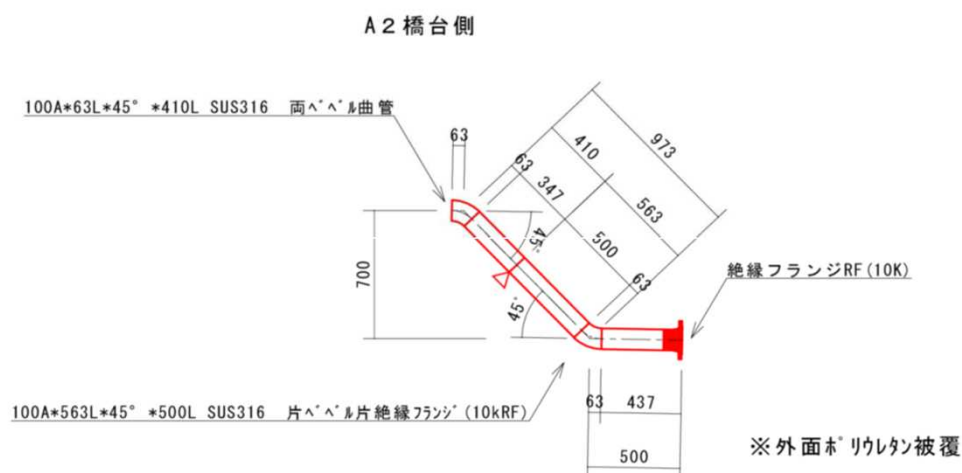
項目	内容
尺度	1:10～1:50を標準とする。
記載事項	測点、異形管の平面・断面形状及び規格寸法、屈曲部の角度、溶接・塗装の種別仕様、その他

異形管詳細図は、当該工事の施工に伴い既製品以外の特殊管及び弁類の制作を必要とする場合に作成する。また、異形管が必要な箇所毎に平面図及び断面図を作成することを標準とし、設置箇所数が多く形状等によるタイプ分けが容易な場合には、タイプ毎に平面図及び断面図を作成し、一覧表により各諸元を示すことも可能とする。

- (1)異形管の設計水圧、材料規格・寸法その他、必要に応じてフランジ及び接合材等の規格・寸法を示す。
 - (2)屈曲部が含まれる場合には、水平角・鉛直角・合成角を示す。
 - (3)溶接及び塗装についての種別（工場・現場）及び仕様を示す。
 - (4)溶接部の開先加工・受口挿口加工及びフランジ等の構造を指示する必要がある場合には、詳細図により示す。
- その他、必要に応じて設計条件（設計水圧・土被り等）などの参考数値を併せて表示する。

異形管詳細図作成例

ステンレス管詳細図 S=1:30 材質：SUS316



△は現場溶接箇所を示す。(熱収縮チューブを施工のこと。)

2-8 付帯施設構造図

付帯施設構造図（各種弁室、流量計室）の作成は以下のとおりとする。

項目	内容	
尺度	構造図は1:20～1:100程度、配筋図は1:50を標準とする。	
記載事項	構造図	各構造物について (1)構造物名・尺度 (2)構造物詳細形状(平面図・側面図・断面図)及び規格・寸法 (3)基礎及び関連構造物の形状及び規格・寸法 (4)上記以外の特記事項
	配筋図	鉄筋配筋のある構造物毎について、構造寸法、平面図、側面図、断面図、配筋図、鉄筋加工図、鉄筋表、その他特記事項を記載する。

構造物の製図において注意する事項としては、以下の項目がある。

- (1)構造図には出来るだけ仕様寸法を書き入れる。
- (2)構造物の寸法は原則としてmm単位で表示する。
なお、必要な場合にはボーリング柱状図・地下水位等を記載する。
- (3)構造物の位置及び取付方法の説明が必要な場合、平面図・縦断面図・横断面図を用い明示する。
- (4)同種構造物で複数の計画がある工種については、その名称毎に取りまとめる。
- (5)尺度は標準的なものであり、構造物の設計に適した尺度を用いるものとする。
- (6)コンクリートについては、配合種別を適宜明記する。
- (7)伸縮収縮継目等の小構造物については、各部材の形状及び規格・寸法を詳細に表示する。

また、伸縮収縮継目の施工位置について記載する。

- (8)特殊工法や施工条件・現場条件等により特に施工順序・方法を指定する必要がある場合で図示した方がよいと判断される場合は、余白部を利用して簡潔に記載する。

配筋図の製図において注意する事項としては、以下の項目がある。

配筋図は、鉄筋の位置やP C鋼材の配置など、主にコンクリートの内部を表現し、鉄筋その他の加工や配置を決める重要な図面である。

配筋図では、切断面に現れた鉄筋を一本の実線で示すことを原則とし、必要に応じて切断面に現れない鉄筋を破線で示すものとする。

鉄筋はその目的に応じて種々の径のものが使用されるが、これらすべてを径に応じた太さの線で表現しなくても良い。

鉄筋の断面は、黒丸（●）で表示することを原則とする。

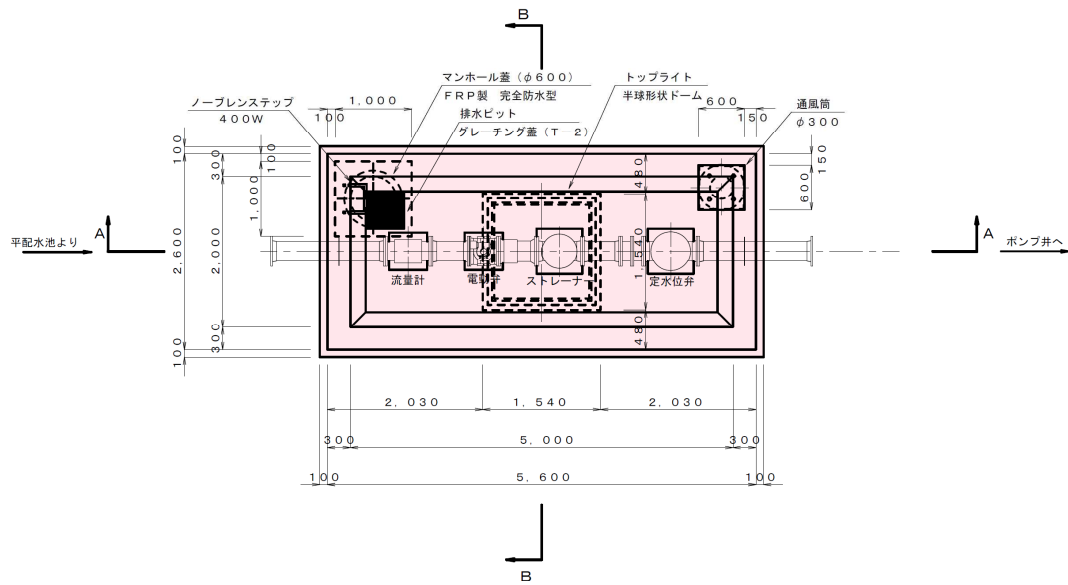
鉄筋加工図には、鉄筋表も記載する。

(9) 付帯施設構造図作成例P.27

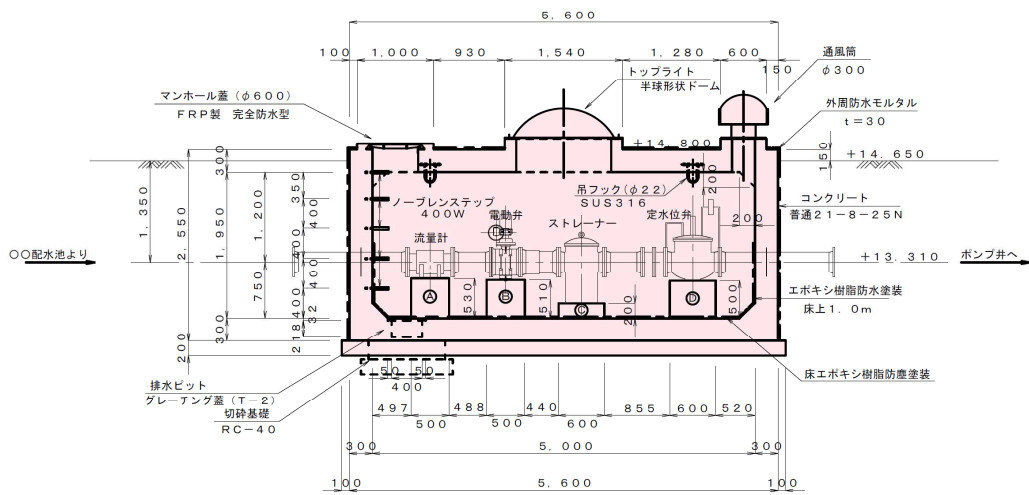
流量計室詳細図

流量計室詳細図

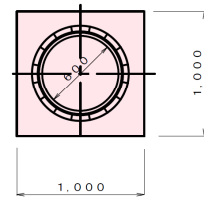
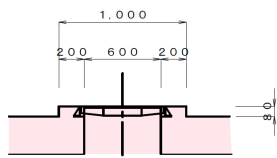
平面図
S=1:50



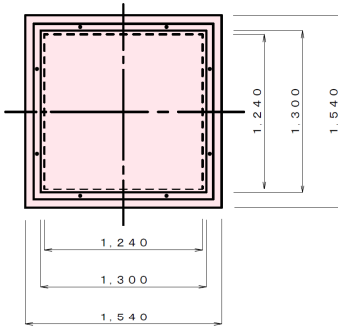
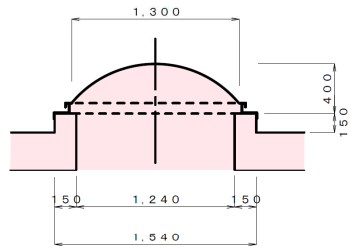
A-A断面図
S=1:50



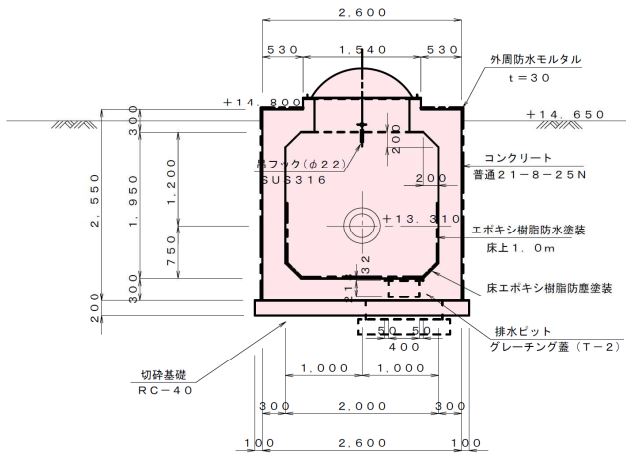
マンホール蓋
S=1:30
FRP製、完全防水型



トップライト
S=1:30
半球形状ドーム (ボルトレス型)
角型1300×1300 (ステンレスフレーム)



B-B断面図
S=1:50



平成〇〇年度 工事番号 〇〇第〇〇〇〇号			
いわき市〇〇地内			
〇〇ポンプ場新設工事 (土木建築)			
流量計室詳細図			
縮尺	S=1:50	図面番号	〇 / 〇
測量		主任技術者	
設計		管理技術者	
いわき市水道局			

2-9 復旧工図（ダクトイル鋳鉄管の設計に適用）及び仮設図

復旧工図及び仮設図の作成は以下のとおりとする。

項目	内容
尺度	平面図：平面図の縮尺を使用することを標準とする。 その他：付帯施設構造図に準ずる。
記載事項	適宜

復旧工図及び仮設図は、個々の施工位置を示す平面図と施工範囲に応じた図面を合わせ作成される。

このため、平面図を活用して個々の施工位置を示すことを基本とする。

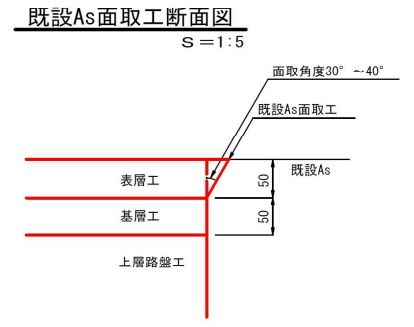
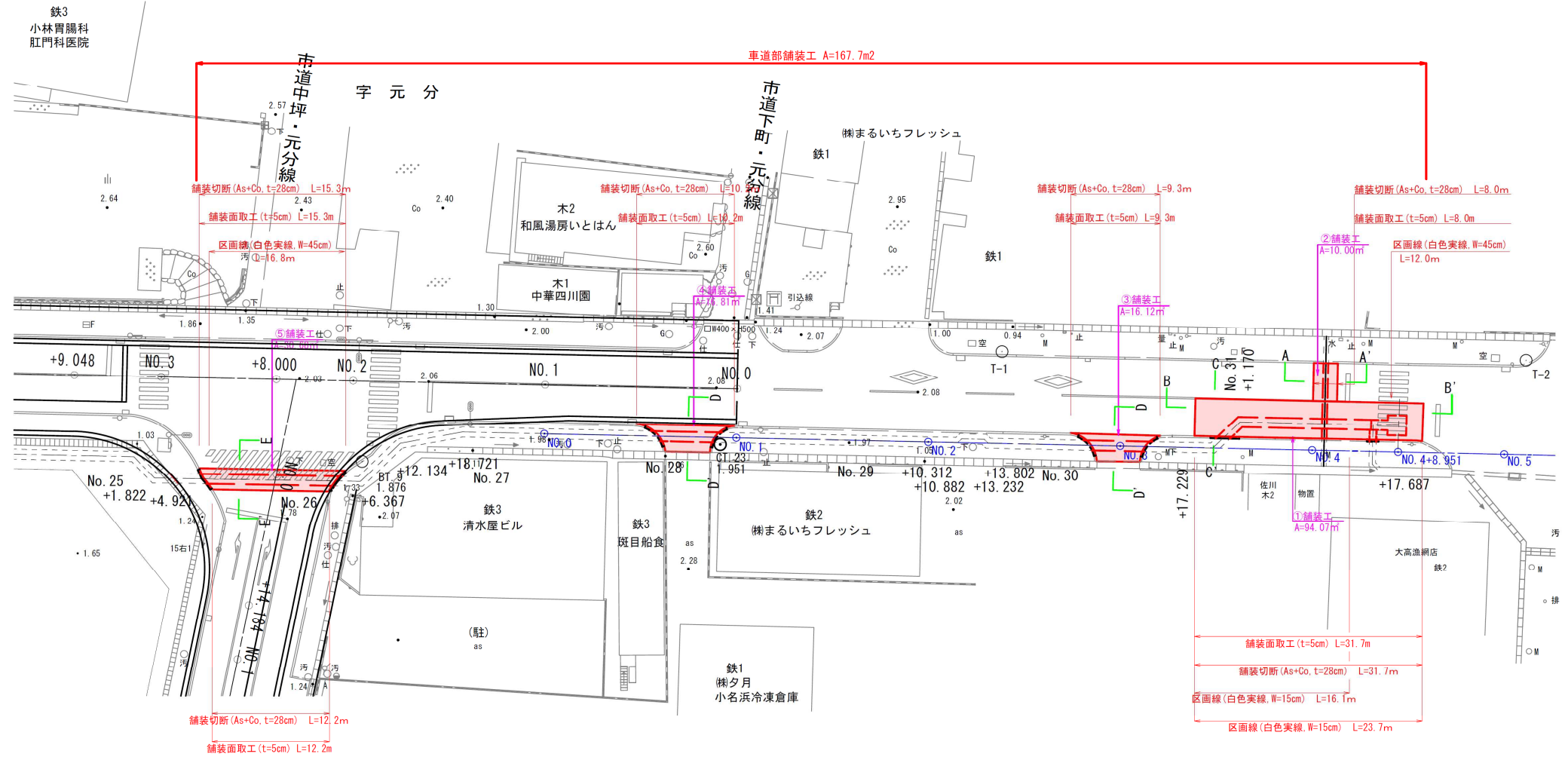
また、構造図については施工対象物の種類が特定できないため「尺度」や「記載事項」を明示することが困難であることから付帯施設構造図に準じ作成する。

なお、復旧工図において、（断面×延長）で扱える構造図については、施工位置を示す平面図に施工延長を示し、施工断面図を示すことを原則とする。

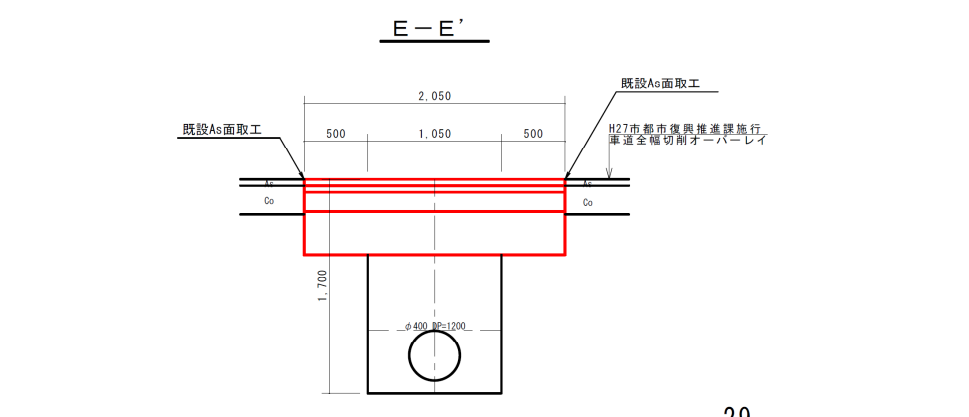
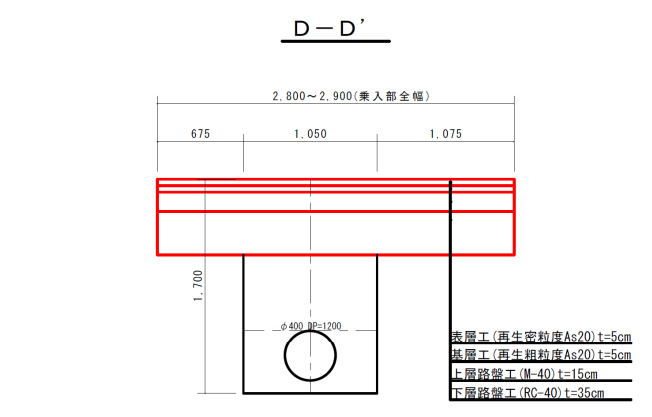
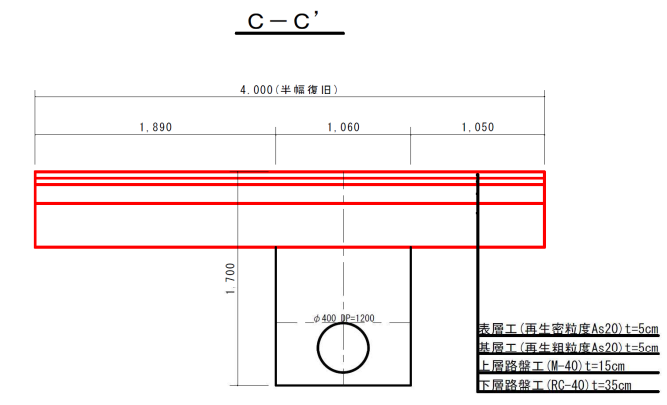
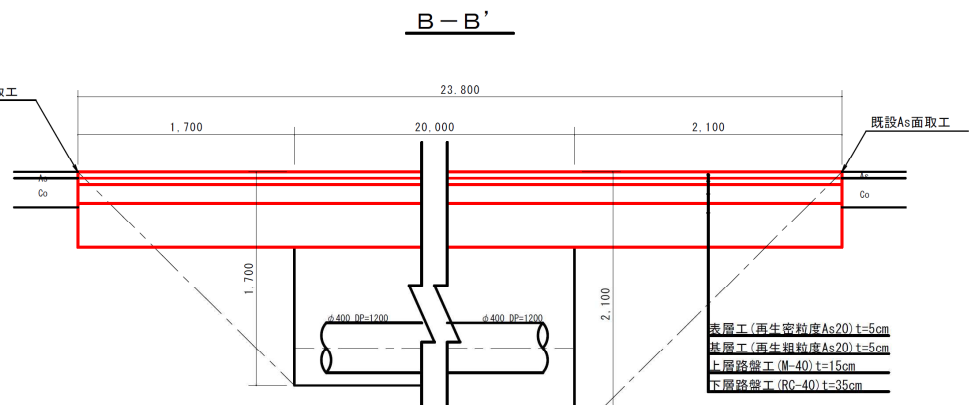
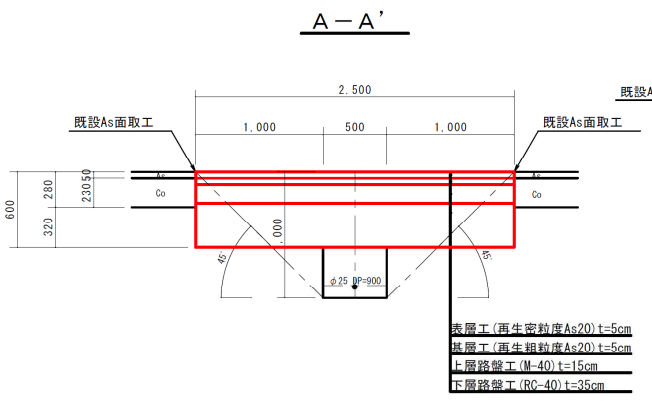
(9) 復旧図作成例

舗装本復旧平面図	P.29
舗装本復旧展開図	P.30

舗装復旧平面図 縮尺 S = 1 : 3 0 0



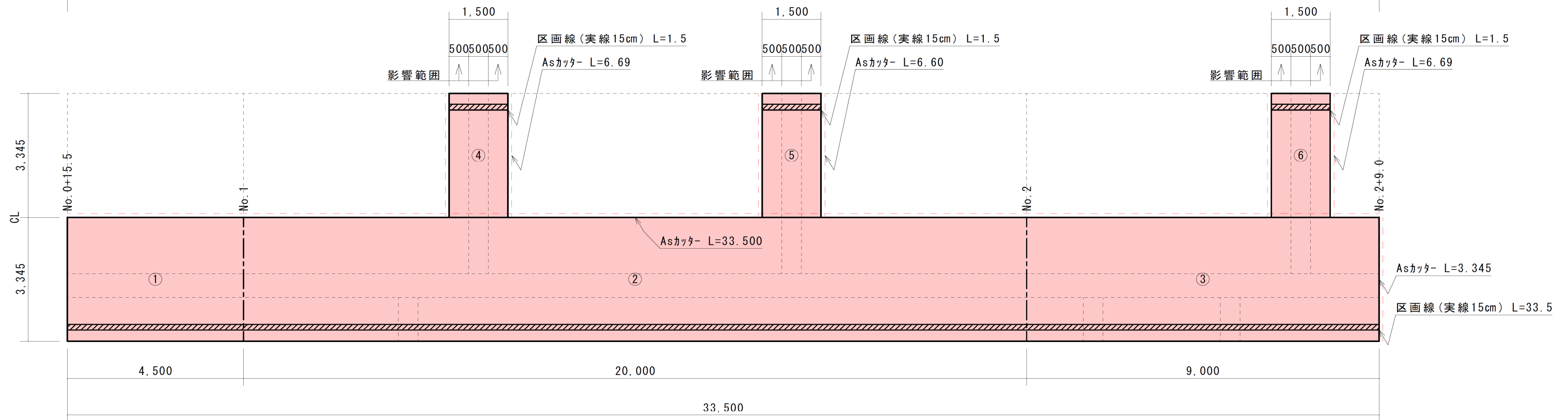
舗装復旧断面図
S = 1 : 3 0



平成 00 年度 工事番号 000000第0000号			
県道 000000線 いわき市000000000000地内			
00000000配水管 (第000-000号) 改良工事			
舗装復旧平面図			
縮 尺	図 示	図 面 番 号	00 / 00
測 量		主 任 技 術 者	
設 計		主 任 技 術 者	
いわき市水 道 局			

舗装本復旧展開図 S=1 : 100

舗装復旧工(再生密粒度As20 t=5cm) A=127.1m²



2-10 給水管切替標準図

給水管切替標準図の作成は以下のとおりとする。

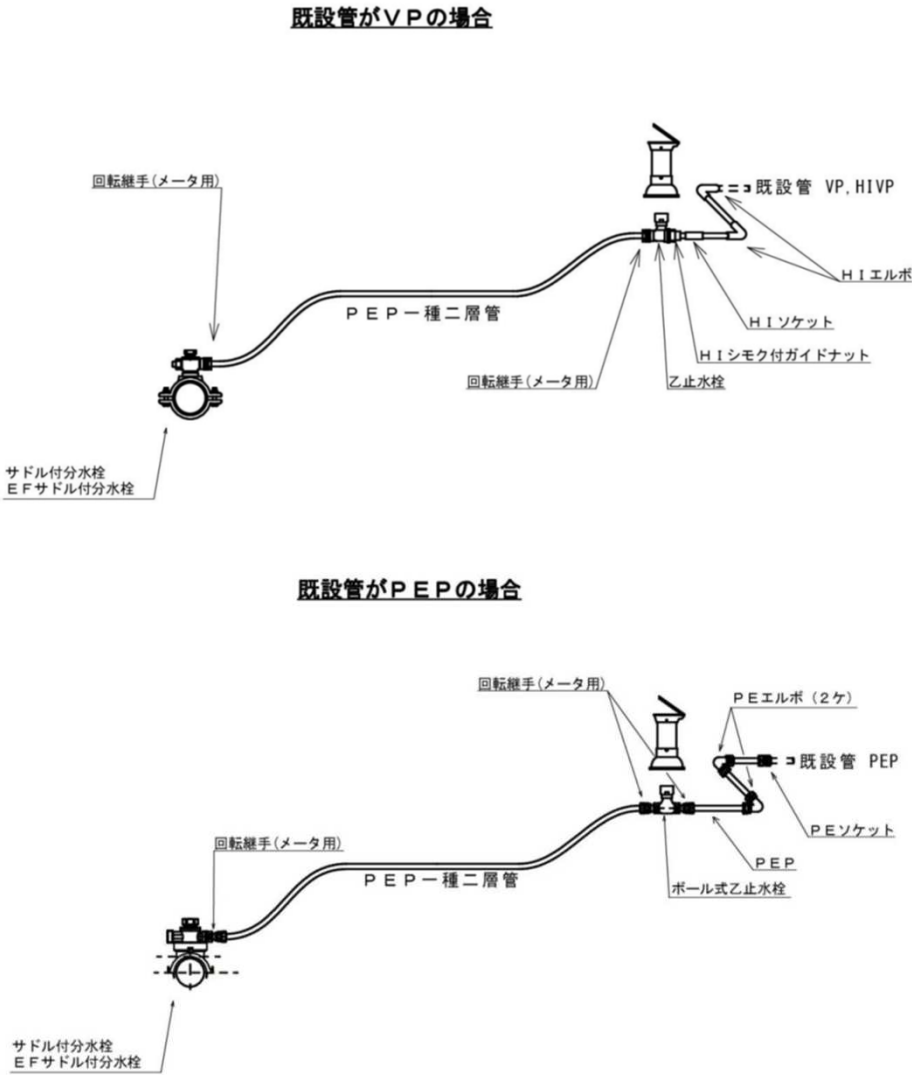
項目	内容
尺度	FREE
記載事項	適宜

給水管切替標準は、一般的な埋設でのφ40mm以下の給水管切替を計画する場合に作図することを原則とする。

このため、φ50以上及び水路架渡部等の特殊配管においては、別途詳細図を作成する。

なお、各切替箇所ごとの使用材料等が明確となるように材料等の数量表を作成することを原則とする。

(1) 給水管切替標準図作成例



(2) 給水管数量表作成例

材料表

名称	規格	給水管番号								計
		1	2	3	4	5	6	7	8	
EFサトル付分水栓	φ150×50									0
	φ150×40									0
	φ150×30	1		1	1		1	1		5
	φ150×25		1							1
	φ150×20					1			1	2
PEP	φ50									0
	φ40									0
	φ30	1.5		2.5	1.5		1.5	1.5		8.5
	φ25		1.5							1.5
	φ20					5.8			5.8	11.6
HIVP	φ50									0
	φ40									0
	φ30	0.5		0.5	0.5		0.5	0.5		2.5
	φ25		0.5							0.5
	φ20					0.5			0.5	1
回転継手	φ50									0
	φ40									0
	φ30	2		2	2		2	2		10
	φ25		3							3
	φ20					2			2	4
PEソケット	φ50									0
	φ40									0
	φ30									0
	φ25									0
	φ20					1			1	2
PEエルボ 90°	φ50									0
	φ40									0
	φ30									0
	φ25									0
	φ20									0
ガイトナットシモク	φ50									0
	φ40									0
	φ30	1		1	1		1	1		5
	φ25		1							1
	φ20					1			1	2
HIソケット	φ50									0
	φ40									0
	φ30	1		1	1		1	1		5
	φ25		1							1
	φ20					1			1	2
HIエルボ	φ50									0
	φ40									0
	φ30	2		2	2		2	2		10
	φ25		2							2
	φ20					2			2	4
乙止水栓	φ50									0
	φ40									0
	φ30	1		1	1		1	1		5
	φ25		1							1
	φ20					1			1	2
止水栓籠	宅内用	1	1	1	1	1	1	1	1	8
	公道用									0

土工延長

名称	規格	給水管番号								計
		1	2	3	4	5	6	7	8	
公道		1.5	1.5	2.5	1.5	3.0	1.5	1.5	3.0	16.0
宅内	As舗装								1.0	1.0
宅内	未舗装					1.0				1.0

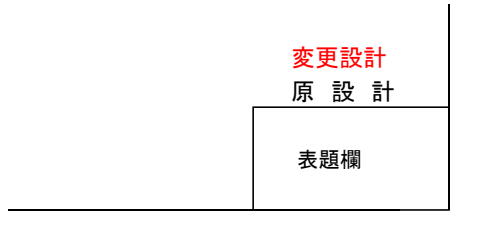
労務集計表

名称	規格	給水管番号								計
		1	2	3	4	5	6	7	8	
分水栓建込工 (HPPE)	φ 150 × 50	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	φ 150 × 40	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	φ 150 × 30	1	-	1	1	-	1	1	-	5
	φ 150 × 25	-	1	-	-	-	-	-	-	1
	φ 150 × 20	-	-	-	-	1	-	-	1	2
PEP布設工	φ 50	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	φ 40	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	φ 30	1.5	-	2.5	1.5	-	1.5	1.5	-	8.5
	φ 25	-	1.5	-	-	-	-	-	-	1.5
	φ 20	-	-	-	-	5.8	-	-	5.8	11.6
HIVP布設工	φ 50	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	φ 40	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	φ 30	0.5	-	0.5	0.5	-	0.5	0.5	-	2.5
	φ 25	-	0.5	-	-	-	-	-	-	0.5
	φ 20	-	-	-	-	0.5	-	-	0.5	1
ポリ管継手工	φ 50	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	φ 40	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	φ 30	2	-	2	2	-	2	2	-	10
	φ 25	-	3	-	-	-	-	-	-	3
	φ 20	-	-	-	-	2	-	-	2	4
ビニル管継手工 (TS)	φ 50	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	φ 40	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	φ 30	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	φ 25	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	φ 20	-	-	-	-	1	-	-	1	2
止水栓取付工 (PP)	φ 50	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	φ 40	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	φ 30	1	-	1	1	-	1	1	-	5
	φ 25	-	1	-	-	-	-	-	-	1
	φ 20	-	-	-	-	1	-	-	1	2
ポリスリーブ 被覆工 (m) (サドル部)	φ 150	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	16.0
		-	-	-	-	-	-	-	-	-
埋設シート工		1.5	1.5	2.5	1.5	3.0	1.5	1.5	3.0	16.0

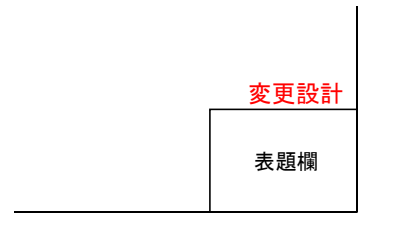
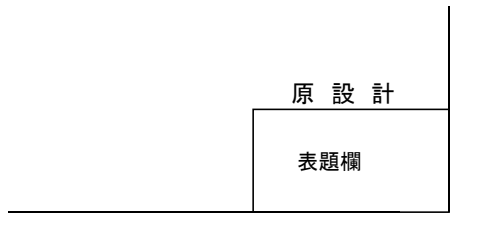
3. 変更設計

3-1 表題欄の表記

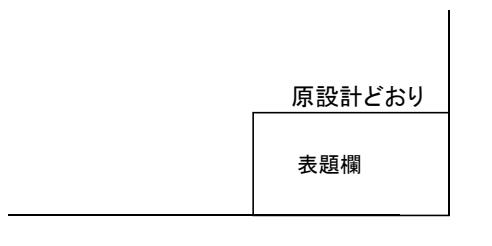
- (1) 変更設計にかかる図面は、原設計図面に対照し作成することを基本とし、その場合は表題欄上に「原設計」を黒色で、「変更設計」を赤色で明示する。



- (2) 構造に著しい変化があり、原設計図を使用することが不適当な場合は、新しい図面を作成し、原設計図面及び変更設計図目には、それぞれ「原設計」を黒色で、「変更設計」を赤色で明示する。



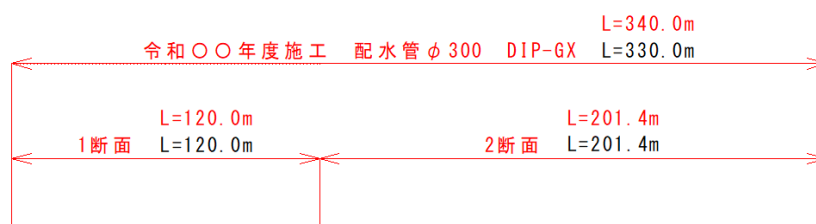
- (3) 変更が複数回に渡る場合は、「第〇回変更設計」と表記する。
- (4) 変更設計に該当しない設計図面は、「原設計どおり」と表記する。



- (5) 変更設計書には、変更設計に該当しない設計図面も含めて添付することを原則とする。

3-2 変更内容の記載方法

- (1) 旗揚げは、2段書きとし変更設計数量を上段(赤色)、原設計数量を下段(黒色)に記載する。



(2)数量表等は、2段書きとし変更数量を赤色で記載する。また、変更増数量には変更増(赤色)を、変更減数量には変更減(青色)を付記する。

材料表 (単独改良)

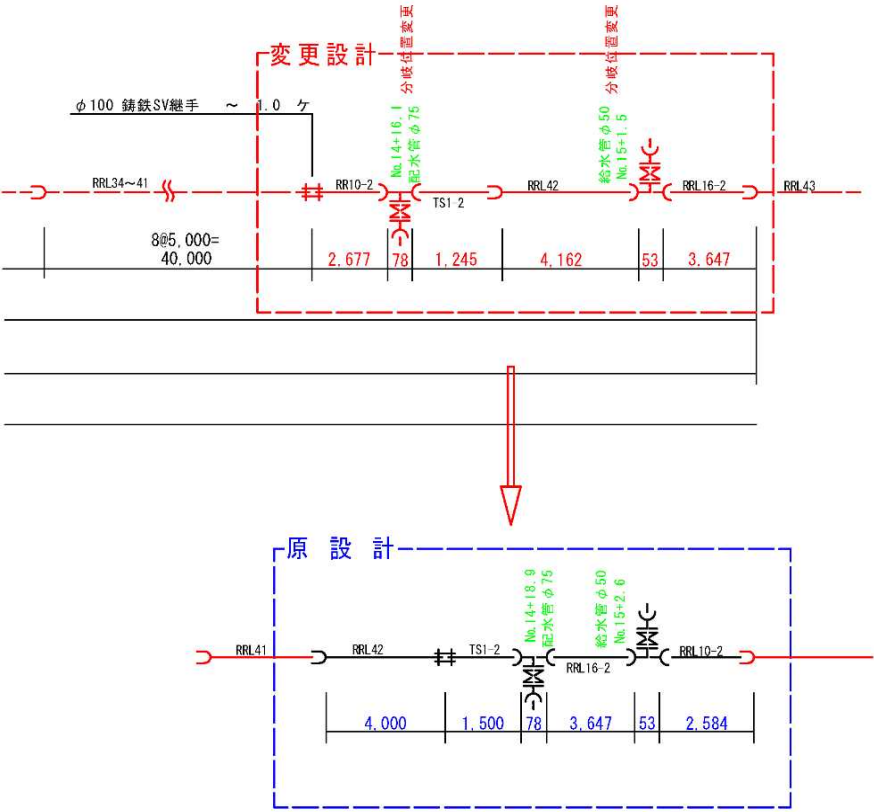
名称・規格	数量
φ200*5000L DGX 直管 (S種)	~ 2 本
φ200*45° DGX 曲管	~ 2 ケ
φ200*45° DGX 両受曲管	~ 4 ケ
φ200 DGX 継輪	~ 2 ケ
φ200 DGX 継輪	~ 1 ケ
φ200*75 DGX F付T字管	~ 2 ケ

変更減

変更減

変更増

(3) 管割図等の一部が変更となった場合は、次のとおり作図する。



4. 管種別配管設計要領

4-1 HPPEの設計

4-2 DIP-GX・NSの設計

4-3 DIP-S50の設計

4-1 水道配水用ポリエチレン管(HPPE)の配管設計要領

1 管種の表記

設計図書、予算書等に記載する管種表記は、HPPE とする。

2 HPPE設計の留意点

HPPEの使用は、使用圧力(静水圧)0.74MPa以下の管路とし使用口径は、 $\phi 50 \sim 150\text{mm}$ とする。

配水用ポリエチレン管は、耐震管であるから次の点に留意し管路設計を行う。

- ① 配水管本線上には、EF接合継手(仕切弁含む)及びメカニカル継手(F付T字管、F付T字管台付)の使用を標準とし、地震時に被害が予想されるフランジ継手は使用しないことを基本とする。
- ② 既設管接続箇所においては、施工方法等を工夫し、出来る限りEF接合継手を使用すること。しかしEF接合は水場施工が不可能であるため、そのような箇所においてはメカニカル継手を使用することができる。
- ③ 配水用ポリエチレン管は、管体自体に柔軟性があり曲げ配管が可能であるが、曲げ配管は次の表に示す最小半径内とする。

曲げ配管の最小半径

呼び径	50	75	100	150
最小半径(m)	5.0	7.0	9.5	13.5

参考：曲げ角度に必要な直管長さ

単位：m

呼び径 曲げ角度	50	75	100	150
11.25°	1.0	1.4	1.9	2.7
22.5°	2.0	2.8	3.8	5.3
45°	4.0	5.5	7.5	10.6
90°	7.9	11.0	15.0	21.2

※ 長さが5.0mを超える場合は、複数本接合し全体で緩やかに曲げること。

：人力により生曲げ施工できる目安

- ④ $\phi 40$ 以下の給水管分岐に用いる管種は、水道用ポリエチレン1種2層管とし、接続する既設給水管がPEPの場合は、第一止水栓の2次側でもPEPを使用することを基本とするが、施工箇所が狭隘でPEPで接続できない場合はHIVP(TS)を使用できることとする。

※④については、DIP配水管でも同様

3 直管の規格

水道配水用ポリエチレン管 EF受口付直管(JWWA K 144)の使用を原則とするが、切管により区間距離を調整する箇所は、直管【両プレーンエンド】(JWWA K 144)を使用することができる。

4 異形管の基準

P. 21のHPPE管路設計標準図を参照すること。

5 既設管接続

P. 21のHPPE管路設計標準図を参照すること。

6 溶剤浸透防護スリーブ

ガソリンスタンドやクリーニング工場に面する道路に水道配水用ポリエチレン管をやむを得ず布設する場合は、溶剤浸透防護スリーブ（配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格 PTC K 20）を被覆する。

なお、施工要領は共通仕様書 その他 付則 4 配管工事標準図集 ポリエチレンスリーブ施工要領に準拠する。

また、溶剤浸透防護スリーブには水道等の表示がしてあるため、溶剤浸透防護スリーブ被覆区間については、管明示テープは貼り付けしない。

HPPE直管、バンド、チーズ等の樹脂管類 …… 1枚巻き

鋳鉄製異形管、仕切弁等の鋳鉄製品 …… 2枚重ね巻き

※工業団地地帯は、その全域で溶剤浸透の恐れがあるため、配水用ポリエチレン管を使用しないこととする。

7 弁類の基礎

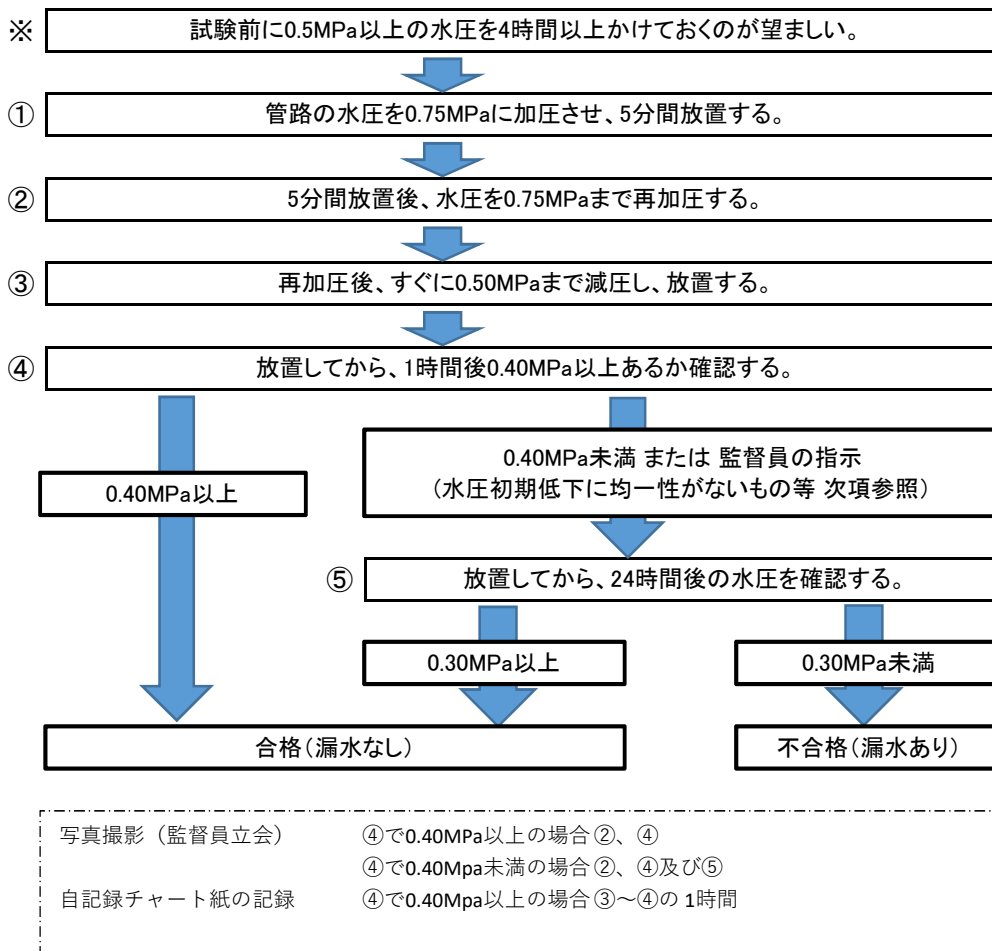
配水用ポリエチレン管自体に柔軟性があるが、弁類は重量物であるため沈下が生じないようコンクリート板（ゴムシート付）を弁あるいはT字管下部に設置すること。

※φ50×25 EFサドル付分水栓による空気弁設置には適用しない。

なお、施工要領は共通仕様書 その他 付則 4 配管工事標準図集 による。

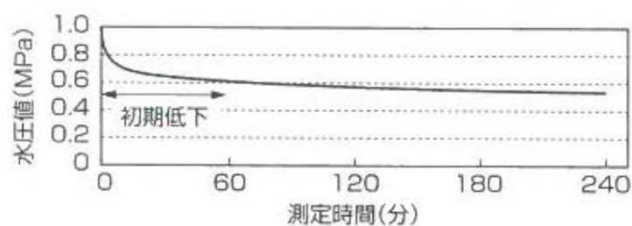
8 水圧試験

水圧試験の1区間の最大距離は500mまでとし、EF継手接合完了後1時間以上経過してから充水を行うこととする。また、水圧試験の方法は次のとおりとする。

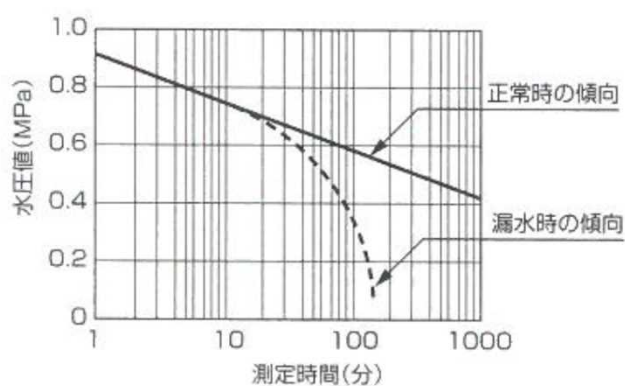


なお、漏水がない場合もプラスチック材料特有の初期膨張による水圧値の初期低下がみられるので注意すること。

配水用ポリ管の水圧試験の例



片対数グラフ表示にすれば、正常時は直線近似され、漏水がある場合は直線から大きく外れ曲線となる。

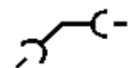
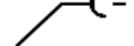
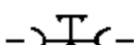
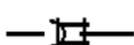


9 材料仕様

材料は、特に指定のない限り、日本水道協会規格（JWWA K144、145、G 114）、及び配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格（PTC K03、PTC K13、PTC G30、PTC G31、PTC B20、PTC B21、PTC B22）の仕様に準拠したものであること。

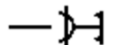
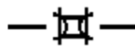
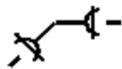
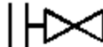
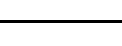
なお、使用する資材一覧を次項以降に示す。

HPPE配管資材一覧表(1/2)

材料名称		図示記号	呼び径 枝呼び径等	50	75	100	150	規格等
直管				○	○	○	○	JWWA K144
EF片受直管				○	○	○	○	JWWA K144
E F 継 手	EFソケット			○	○	○	○	JWWA K145
	EFチーズ		X 50	○	○	○		JWWA K145
			X 75		○	○	○	
			X 100			○	○	
			X 150				○	
	EF両受ベンド		90°	○	○	○	○	JWWA K145
			45°	○	○	○	○	
			22° 1/2	○	○	○	○	
			11° 1/4	○	○	○	○	
	EF片受ベンド		90°	○	○	○	○	JWWA K145
			45°	○	○	○	○	
			22° 1/2	○	○	○	○	
			11° 1/4	○	○	○	○	
	EF片受レデューサ		X 50		○	○		JWWA K145
			X 75			○		
			X 100				○	
ソフト シール 弁	EF挿口付ソフトシール仕切弁			○	○	○	○	PTC B22
	メカ受口付ソフトシール仕切弁			○	○	○	○	メカニカル接合方式は、自動ロック式とする。
鋳鉄異 形管類	鋳鉄異形管のメカニカル接合方式は、自動ロック式とし、塗装仕様は外面特殊塗装、内面エポキシ樹脂粉体塗装品とし、接合ボルトナットはSUS304製とする。							
	F付T字管		X 50		○	○	○	PTC G30
			X 75		○	○	○	使用用途は、φ50以上の給水管接続及び排水管設置とする。
			X 100			○	○	
			X 150				○	
	F付T字管台付		X 75		○	○	○	PTC G30 使用用途は、空気弁、消火栓のT字管とする。
	鋳鉄PV継手 (HPPE × VP)			○	○	○	○	PTC G30 既設管接続時のみの使用とする。

※網掛の材料による配管設計、積算を基本とする。

HPPE配管資材一覧表(2/2)

材料名称	図示記号	呼び径	50	75	100	150	規格等
		枝呼び径等					
鋳鉄異形管類	鋳鉄PD継手 (HPPE×DIP)						JWWA G 114、PTC G30 既設管接続時のみの使用を原則とする。
	鋳鉄FP継手 (HPPE×フランジ)						JWWA G 114、PTC G30 既設管接続時及び管種変更による仕切弁設置のみの使用を原則とする。
	鋳鉄PP継手 (HPPE×HPPE)						PTC G30 既設管接続時のみの使用を原則とする。
	鋳鉄PP継手 片落型 (HPPE×HPPE)		X 50	○			PTC G30
			X 75		○		既設管接続時のみの使用を原則とする。
			X 100			○	
	鋳鉄PPバンド (HPPE用鋳鉄曲管) (HPPE×HPPE)		90°	○	○	○	PTC G30
			45°	○	○	○	既設管接続時のみの使用を原則とする。
			22° 1/2	○	○	○	
			11° 1/4	○	○	○	
不 断 水 材 料	不断水割T字管 (ソフトシール弁付)(仮弁付)		X 50	○	○	○	PTC G31
			X 75		○	○	ソフトシール弁以外は外面特殊塗装品とする。Φ50分岐弁は仮弁とする。
			X 100			○	
			X 150			○	
	不断水簡易弁			○	○	○	外面特殊塗装品とする。
分 水 栓	EFサドル付分水栓		× φ 20	○	○	○	PTC B20
			× φ 25	○	○	○	
			× φ 30		○	○	
			× φ 40		○	○	
			× φ 50		○	○	
	サドル付分水栓		× φ 20	○	○	○	JWWA B 136
			× φ 25	○	○	○	既設管からの分岐工事に限り適用できる。
			× φ 30		○	○	
			× φ 40		○	○	
			× φ 50		○	○	
そ の 他	変換チーゼ	× φ 40	○				PTC B 21

※ φ 50HPPE配水管からφ 40PEPを分岐する砲金製チーゼ。ただし、PEP分岐部は、JWWA B 116による。

※ 網掛の材料による配管設計、積算を基本とする。

4-2 DIP-GX・NSの配管設計要領

1 管種の表記

G X形的设计図書、予算書等に記載する管種表記は、D I P - G X とする。

N S形的设计図書、予算書等に記載する管種表記は、D I P - N S とする。

2 管の規格

G X形ダクタイトイル鋳鉄管の直管はS種管（JWWA G 120）、異形管は（JWWA G 121）の使用を原則とする。

N S形ダクタイトイル鋳鉄管の直管は ϕ 450以下が1種管、 ϕ 500以上がS種管（JWWA G 113）、異形管は（JWWA G 114）の使用を原則とする。

G X形、N S形ダクタイトイル鋳鉄管の直管内面は、エポキシ樹脂粉体塗装品（JWWA G 112）とし、既設管接続部に用いるK形ダクタイトイル鋳鉄管の直管内面は、モルタルライニング（JWWA A 113）とする。

3 ϕ 300以下 G X形ダクタイトイル鋳鉄管の設計

- (1) 日本ダクタイトイル鉄管協会発行の、GX形ダクタイトイル鉄管接合要領書の「VI 切管時の施工要領」→「1.P-Linkを用いる場合」及び「2.G-Linkを用いる場合」によることを原則とするが、人孔切廻配管箇所や伏越配管箇所等において、挿し口加工を行った方が配管が容易な場合は、「1種管+挿し口加工（タッピンねじタイプ）」の方法も可とする。
- (2) 管の切断面には、GX形ダクタイトイル鉄管用管端防食キャップ（JDP A W 19）を取付けるものとする。
切断面の処理、防食材料の取付けは、日本ダクタイトイル鉄管協会のGX形ダクタイトイル鉄管用管端防食キャップ施工要領書（JDP A W 19）による。
- (3) 切管組合せによる残管使用時は、両受短管による接合とする。
ただし、せめ配管には使用できないので注意すること。
また、やみくもに残管を使用するのではなく、2m以下の残管は極力使用しないこと。
なお、耐震型の伸縮離脱防止継手管の設計では、伸縮継手の性能を十分に発揮させるため、切管調整は可能な限り異形管等の拘束長付近に配置すること。
- (4) 管路本線に使用する仕切弁は、GX形両受または受挿ソフトシール仕切弁を使用する。

4 ϕ 350以上 G X形及びN S形ダクタイトイル鋳鉄管の設計

- (1) ϕ 350以上のGX形ダクタイトイル鋳鉄管は、 ϕ 300以下GX形管路の切管方法（G-Link、P-Link）が規格化されていないため、切管を行う場合は溝切加工及び挿し口加工（タッピンねじタイプ）を現場で施工する必要がある。よって、直管の仕様は次のとおりとする。

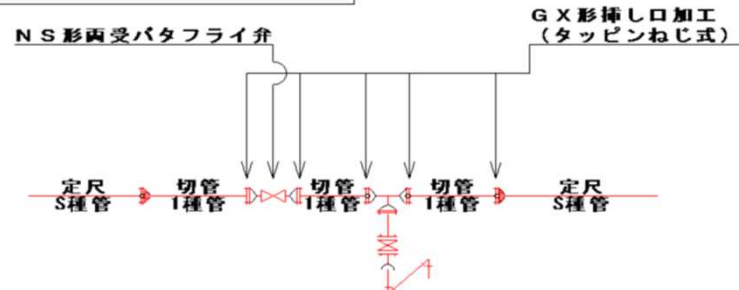
・ 直管	{	一般部 S種管（管厚 7.0mm）内面粉体塗装 JWWA G 120 切管部（ ϕ 350）1種管（管厚 7.5mm）内面粉体塗装 JWWA G 120 切管部（ ϕ 400）1種管（管厚 8.5mm）内面粉体塗装 JWWA G 120
------	---	--
- ・ 異形管 内面粉体塗装 JWWA G 121
- (2) NS形ダクタイトイル鋳鉄管の挿し口突部形成方法は、リベットタイプとする。
- (3) NS形ダクタイトイル鋳鉄管及び ϕ 350以上のGX形ダクタイトイル鋳鉄管には切管端部の防食材料は規格化されていないため、日本ダクタイトイル鉄管協会技術資料「内面エポキシ樹脂粉体塗装ダクタイトイル鉄管について JDP A T47」7.2 切管部などの補修方法により切管鉄部用塗料（一液性エポキシ樹脂）を用いて行うこととする。
- (4) 埋設型本線遮断バルブは、耐震性を向上させるためNS形両受両くし歯型バタフライ弁を使用する。ただし、不断水分岐弁、不断水バタフライ弁等の不断水工法によるバタフライ弁及び弁室（ピット）内のバタフライ弁を除く。

基本仕様

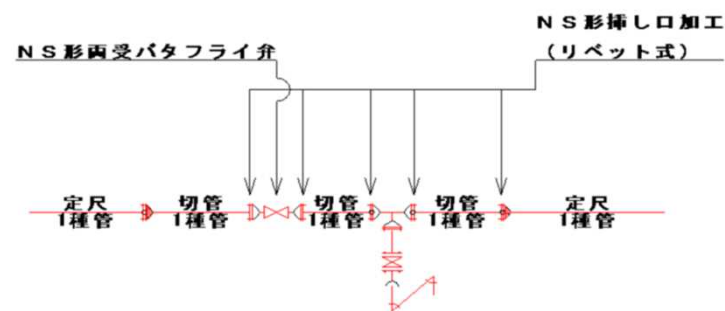
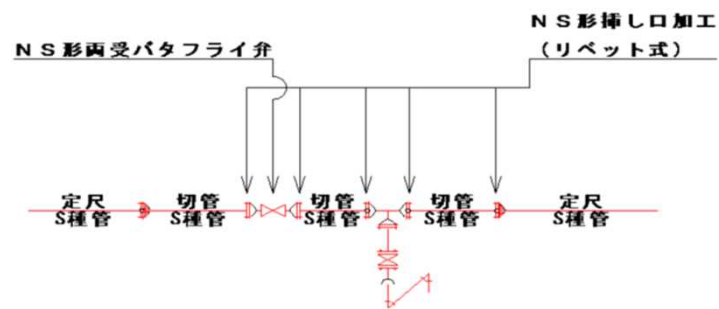
- ・ センターキャップロングスタンド型
- ・ スリップ装置、開度計付
- ・ NS形受口を含む内外面塗装は、エポキシ樹脂粉体塗装品
- ・ 弁箱内面は、ゴムライニング（ただし、NS形受口は含まない）

φ350以上 GX形ダクティル鑄鉄管の場合

NS形受口にGX形挿口は接合可能

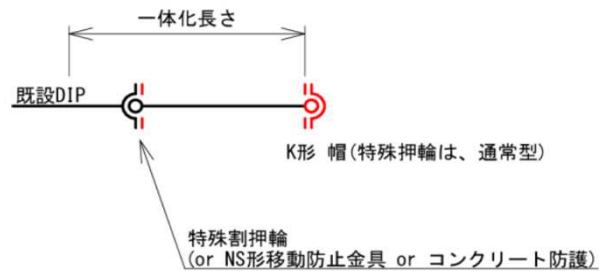


※GXとNSの挿口リングが現場に混在し誤使用を避けるため、GX形挿口リング（タッピンねじ式）のみとする。

φ350・450 NS形ダクティル鑄鉄管の場合**φ500～ NS形ダクティル鑄鉄管の場合**

- (5) φ350以上のGX形の両受短管の使用については、前項3（3）を適用する。

- (6) ダクタイル鋳鉄管の設計における管栓、栓帽等の接続用押輪は、水道施設設計基準によらず、通常型の特殊押輪を使用する。管末には、地震による管の抜け出し力はないため、水圧による管の離脱のみ防止することを考慮する。



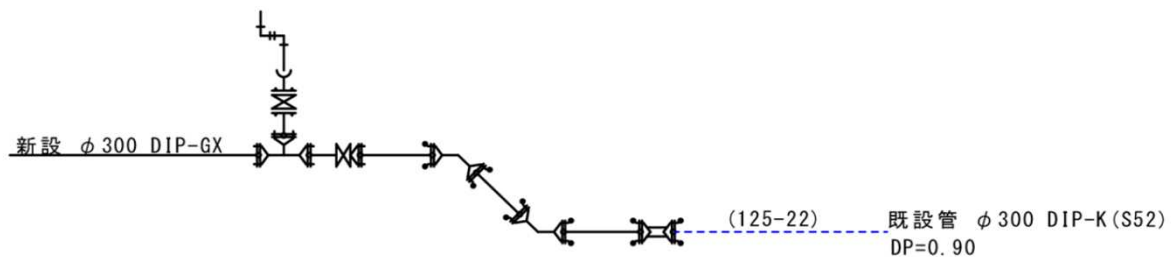
5 フランジ接合

- (1) 排水管分岐部の仕切弁は、フランジ形とする。
- (2) 短管 1 号、短管 2 号の使用は、原則として排水管分岐部及び不断水分岐部とする。
- (3) 空気弁、消火栓等は、フランジ接合とする。

6 既設管との接合

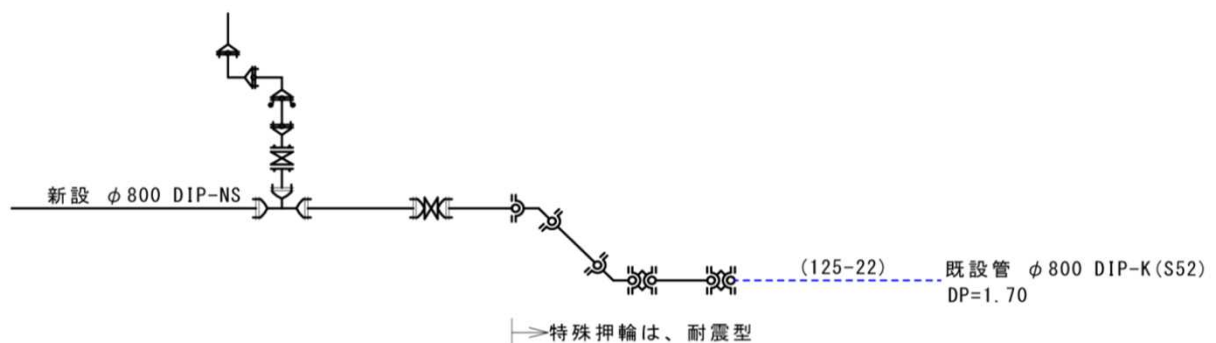
- (1) $\phi 300$ 以下の接合

G X 形 異形管 + G X 形 継輪による接続とする。



- (2) $\phi 350$ 以上の接合

K形継手（継輪、曲管）+ 耐震型特殊押輪を用いた接続とする。



7 ダクタイル鋳鉄管のポリエチレンスリーブ被覆

ポリエチレンスリーブの被覆方法は次のとおりとする。

水道施設工事共通仕様書【土木工事編】参照

「付則3 ダクタイル鋳鉄製品の防食基準」

「付則4 配管工事標準図集」

- (1) 直管部は「1回巻き」とする。
- (2) 継手部、異形管部、仕切弁部は「2重巻き」とする。
なお、直管継手部及びP-Linkのラップ長は「50cm」とする。

8 φ300～400のGX形、NS形の接合

φ300～φ400ではGX形とNS形の挿し口形状寸法は同じであるため、GX形とNS形の直接接合が可能である。ただし、NS形異形管挿し口とGX形異形管受口の接合は作業上の支障（ロックリングストッパの引き抜き代の不足）が懸念されるため避けること。

4-3 DIP-S50の配管設計要領

1 管種の表記

設計図書、予算書等に記載する管種表記は、DIP-S50 とする。
 なお、DIP-S50 の適用は、最大使用圧力（静水圧）0.74Mpa超の管路とする。

2 管の規格

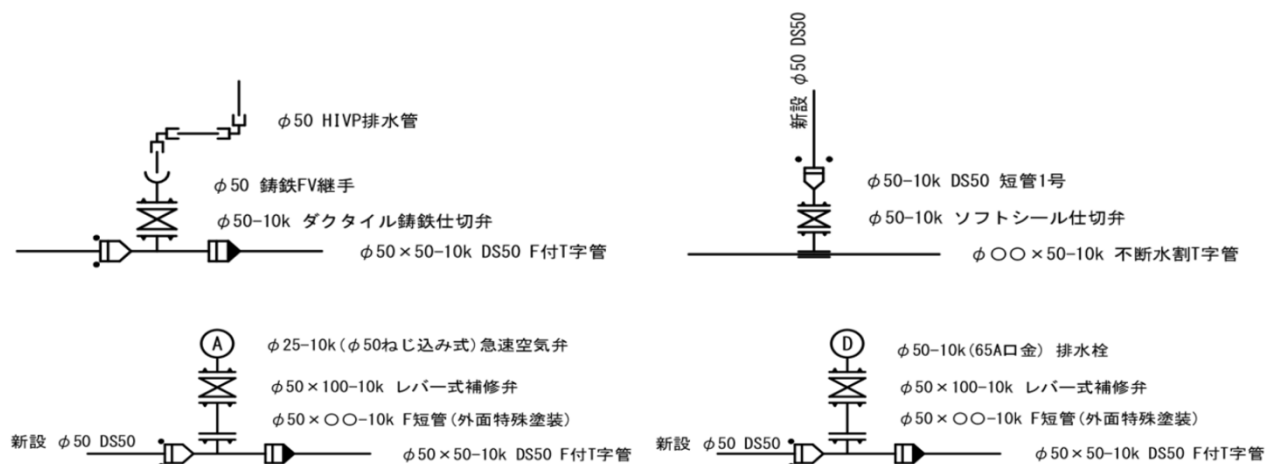
S50形ダクトイル鋳鉄管・異形管は、JDPA G 1052 規格品を使用する。
 なお、DGX-DS50 T字管、片落管、短管 1・2号は、JDPA G 1052 準拠品を使用する。

3 DIP-S50の設計

- (1) 切管施工は、日本ダクトイル鉄管協会発行の、S50形ダクトイル鉄管接合要領書の「Ⅵ 切管時の施工要領」によることを原則とする。
- (2) 管の切断面は、ダクトイル鋳鉄管切管鉄部用塗料で塗装する。
- (3) 切管組合せによる残管使用時は、両受短管による接合とする。
 ただし、せめ配管には使用できないので注意すること。
 また、やみくもに残管を使用するのではなく、2m以下の残管は極力使用しないこと。
- (4) 管路本線に使用する仕切弁は、S50形受挿ソフトシール仕切弁を使用する。
- (5) 直管切管部の抜け止め押輪の使用箇所は伸縮しないため、可能な限り異形管付近の一体化長内に配置すること。
- (6) 旧JDPA規格のφ50 T形ダクトイル鋳鉄管の外径とは、異なるので注意すること。

4 フランジ接合

- (1) 排水管分岐部の仕切弁は、フランジ形ダクトイル鋳鉄仕切弁とする。
- (2) 短管 1 号、短管 2 号の使用は、原則として不断水分岐部、排水弁（管末含む）とする。
- (3) 空気弁（排水弁）は、φ50-10k(16k) フランジ短管、φ50-10kレバー式補修弁、φ25-10k(16k)急速空気弁（排水栓 口金65A）の組合せによるフランジ接合とする。
 なお、0.74MPa超の管路で使用するφ50補修弁については、設計基準ではギアキャップ式としているが、現行品ではレバー式しか規格がないため、レバー式補修弁を使用すること。



5 既設管との接続

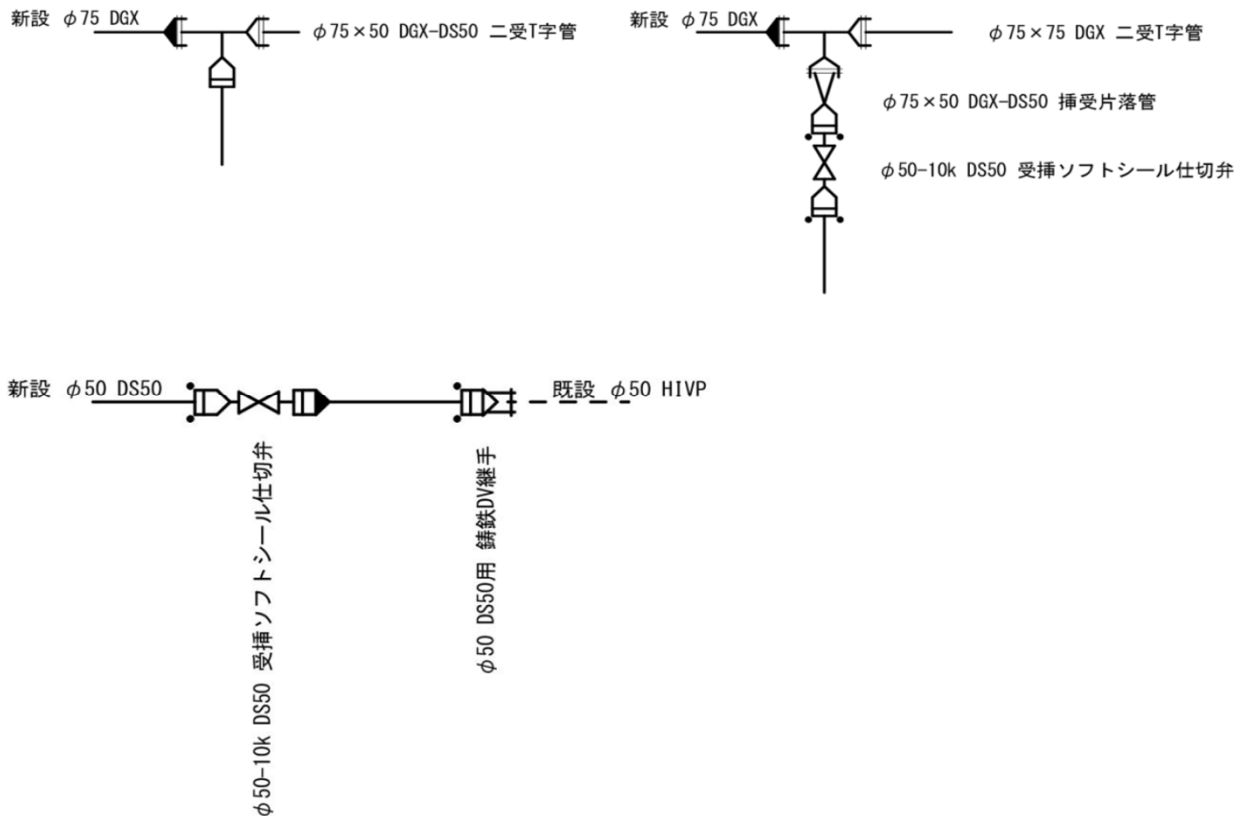
(1) DIP-GXとの接続

GX-S50 二受T字管 もしくは GX-S50 受挿(挿受)片落管 による。

(2) VP もしくは PEPとの接続

S50形用 鋳鉄DV継手 による。

なお、既設管が非耐震管である場合は、接続箇所付近に必ず仕切弁を設置すること。



6 ポリエチレンスリーブ被覆

ポリエチレンスリーブの被覆方法は次のとおりとする。

水道施設工事共通仕様書【土木工事編】参照

〔付則3 ダクタイル鋳鉄製品の防食基準〕

「付則4 配管工事標準図集」

- (1) 直管部は「1回巻き」とする。
 - (2) 継手部、異形管部、仕切弁部は「2重巻き」とする。
- なお、直管継手部のラップ長は「50cm」とする。

5. 参考(平面線形決定、仕切弁配置計画)

平面線形決定、仕切弁配置計画において考慮すべき事項

- 1 車道or歩道(維持管理を考えれば、歩道部が優先となる。)
舗装復旧の費用(建設コスト)、漏水修理の費用(維持管理コスト)
仕切弁操作、水圧測定の作業を考慮する。
- 2 管延長が短く、継手を極力少なくする設計を！
漏水の原因をなるべく減らすため。
- 3 仕切弁等が交差点部にならないように。
交通誘導警備員がいなくても弁操作ができるよう配慮する。
- 4 給水管の切替箇所が道路のどちら側に多いか
給水管の延長も減らせれば、漏水件数も減らせるはず。
- 5 図面が無くても、現場で配管線形がわかるように工夫を！
・仕切弁、空気弁の配置を検討

付則 11 工事検査担当通知

付則 11 工事検査担当通知

- (1) 請負工事等における工事打合せ簿等の受付印の考え方について
(平成24年 7月12日 工事検査担当事務連絡)
- (2) 建設工事における建設業の許可確認フロー
(平成29年 8月31日 工事検査担当事務連絡)
- (3) 水道管改良工事等にもなう水道管の埋設位置について
(令和 2年 6月 4日 工事検査担当事務連絡)

請負工事等における工事打合せ簿等の受付印の考え方について

平成24年7月12日 工事検査担当

受注者より提出される**承諾、協議書等**については契約約款上の設計図書であることから、**收受印を押印**のうえ該当書類(工事打合せ簿等)を設計書に添付願います。

なお、**登録及び番号入力**は**軽易な文書等**とみなし省略する。また、受注者からの後日回答時の受付印については不要。

いわき市水道局工事契約約款(抜粋)

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この**約款**(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、**仕様書**、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)、に従い日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、……同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち**発注者が必要と認めて監督員に委任したもの**のほか、設計図書に定めるところにより、**次に掲げる権限**を有する。

(2) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する**指示、承諾又は協議**

(3) 設計図書に基づく工程の**管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査**(確認を含む。)

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、**書面**により行なわなければならない。

いわき市水道局文書取扱規程(抜粋)

(文書等の收受)

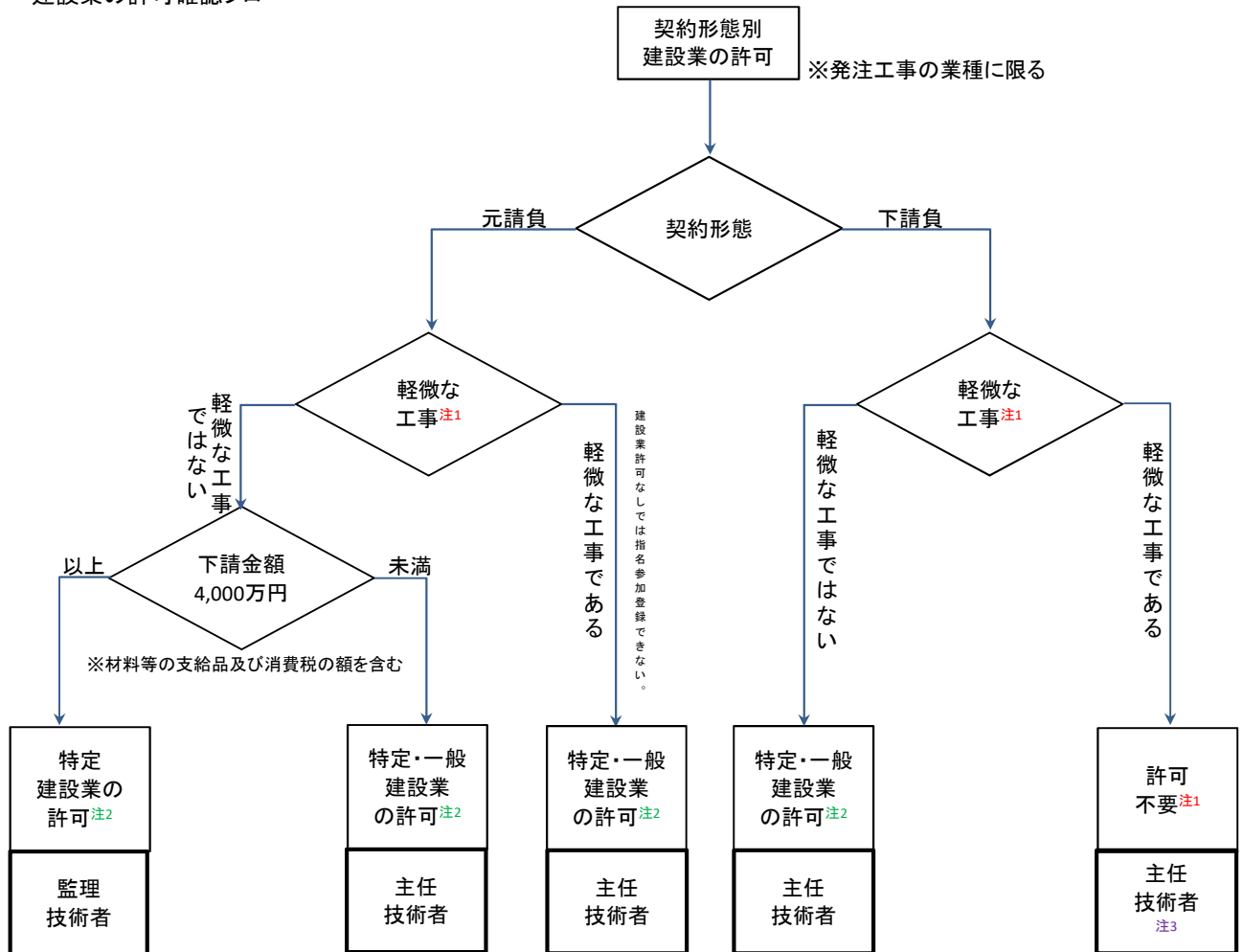
第14条 取扱責任者は、前条の規定により受領及び配布された文書については、次の各号に掲げる文書の種類に応じ、当該各号に定める方法により收受するものとする。

(2) 当該文書が紙文書であるとき 当該紙文書の**余白に課等専用收受印**(第6号様式)を**押印するとともに**文書管理システムに当該紙文書に係る收受の登録(文書管理システムによらない場合にあつては、整理簿に必要な事項を記入)をし、第11条に規定する番号を入力(文書管理システムによらない場合にあつては当該紙文書に記入)する方法。

2 前項の規定にかかわらず、配布された文書が**軽易な文書等**であるときは、前項に規定する**登録又は記入を省略することができる**。

第14条 取扱責任者は、第14条の規定により收受文書等については、直ちに、課等の長の閲覧に供しなければならない。

建設工事における
建設業の許可確認フロー



注1: 建設業法で『軽微な工事』に該当し、建設業の許可不要
『建築一式工事』以外の建設工事: 工事1件の請負代金額が500万円未満 ※材料等の支給品及び消費税の額を含む
『建築一式工事』

工事1件の請負代金の額が1,500万円未満(※材料等の支給品及び消費税の額を含む)の工事
または延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事

・「木造」…建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるもの

・「住宅」…住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で、延べ面積が2分の1以上を居住の用に供するもの

注2: 建築工事業を除く建設業の許可の種類

①工事の下請金額による許可

特定建設業 ➡ 下請金額の合計額が4,000万円以上(受注元請負人のみ適用)

一般建設業 ➡ 下請金額の合計額が4,000万円未満

「建築一式工事の場合は上記の4,000万円を6,000万円と読み替える」

②営業所の所在による許可

国土交通大臣許可 ➡ 二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業する場合(元請負人・下請負人どちらも適用)

都道府県知事許可 ➡ 一の都道府県の区域内のみに営業所を設けて営業する場合(元請負人・下請負人どちらも適用)

※ 業法上の「営業所」とは、本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約の締結又は見積書等の作成をし、専任の技術者が常勤している事務所をいう。ただし、単に登記上本店とされているだけで、実際には建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業とは無関係な支店、営業所等は、ここでのいう営業所には該当しない。

※ 大臣許可と知事許可の別は、営業所の所在地で区分されるものであり、営業し得る区域または建設工事を施工し得る区域に制限はない。(→例えば、東京都知事許可の業者であっても建設工事の施工は全国どこでも行うことが可能。)

注3: 民間工事等の『軽微な工事』については技術者の選任は必要ないが、水道局発注工事では『いわき市水道局元請・下請関係適正化指導要綱』第4条 第2項(2)に 建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。とあり、公共工事では主任技術者が現場の技術指導を行うのは必須であるため、主任技術者を選任すること。

事務連絡

令和2年6月4日

水道管改良工事等にもなう水管管の埋設位置について

先日、水道事業管理者から管路（ $\phi 75 \sim \phi 300$ ）の埋設深度について、「現行のH=900mmからH=700mmに変更し、コスト縮減を図るよう」、指示があったところですが、関係課所、管理者と改めて協議した結果、横断側溝等の埋設物、給水管の分岐位置等を考慮し、現行通りの埋設深度とします。

なお、かなり限定されると考えられますが、施工性や経済性等について、明らかに浅い埋設が有利と判断される条件が整っている施工箇所については、道路占用申請の前に各道路管理者と協議を実施したうえで、浅い埋設での施工を前向きに検討し、コスト縮減を図るよう御配慮願います。

工事検査担当 志賀

参考資料 1

いわき市水道局工事請負契約約款

○いわき市水道局工事請負契約約款

平成9年4月1日いわき市水道局内訓第3号

改正

平成11年4月1日いわき市水道局内訓第2号

平成15年9月22日いわき市水道局内訓第3号

平成16年3月19日いわき市水道局内訓第5号

平成17年3月7日いわき市水道局内訓第1号

平成18年3月31日いわき市水道局内訓第1号

平成20年2月29日いわき市水道局内訓第9号

平成20年3月28日いわき市水道局内訓第10号

平成20年5月21日いわき市水道局内訓第16号

平成21年3月24日いわき市水道局内訓第1号

平成22年3月31日いわき市水道局内訓第8号

平成23年3月31日いわき市水道局内訓第13号

平成23年9月14日いわき市水道局内訓第15号

平成23年9月14日いわき市水道局内訓第16号

平成24年4月27日いわき市水道局内訓第3号

平成25年3月22日いわき市水道局内訓第8号

平成26年3月27日

平成29年4月1日

平成31年3月28日

平成31年3月29日

令和2年3月31日いわき市水道局内訓第7号

令和2年9月30日いわき市水道局内訓第12号

令和3年3月30日いわき市水道局内訓第8号

令和3年10月20日いわき市水道局内訓第14号

令和4年4月27日

いわき市水道局工事請負契約約款

いわき市水道局工事請負契約約款（平成3年いわき市水道局内訓第6号）の全部を改正する。

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（第9条第5項において「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 13 受注者が、法人又は組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る法人等の登記事項証明書その他のこれを証する書面を添えて、その旨を発注者に届け出なければならない。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。こ

の場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事費内訳明細書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第52条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 請負代金額の変更があったときは、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発

注者は保証の額の増額を、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

7 契約保証金から生じた利子は、発注者に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項に規定する検査に合格したもの及び第38条第3項に規定する部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の選定)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約の相手方としてはならない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下

請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、請求等については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、請求等は、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は監理技術者、それ以外の場合は主任技術者（同法第26条第3項の工事の場合は、専任の主任技術者又は監理技術者。ただし、当該工事が同法第26条第5項の規定にも該当する場合には、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者）

(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

(4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求、同条第5項の規定による通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 第1項各号に掲げる者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管

理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない工事材料にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するもののほか、発注者が特に必要と認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったとき

は、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 監督員は、受注者から第1項の立会い若しくは見本検査又は第2項の立会いを請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由がなく受注者の請求に7日以内に応じないことにより、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の規定による検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、

数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示そ

の他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するもののほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書の内容が一致しないこと。
 - (2) 設計図書に誤謬(びゅう)又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立ち会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立ち会いに応じない場合は、受注者の立ち会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
発注者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条に規定する関連工事の調整その他受注者の責めに帰すことが

できない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その事由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が延長変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が短縮変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して

請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急止むを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない

い。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項及び第2項並びに第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第55条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第55条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者が協力してその処理解決にあたるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善

良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第55条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

（1） 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（2） 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（3） 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額からすでに負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第23条まで、第26条から第28条まで、前条又は第34

条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が同項の請負代金額の増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を

超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第35条 受注者は、請負代金額が100万円以上の場合に限り、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託してその保証証書記載の保証金額の範囲内において請負代金額の10分の4以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の前払金の支払いを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から30日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、請負代金額が100万円以上の場合に限り、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

6 受注者は、第4項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があつたときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）の額から受領済みの前払

金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（１万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合において、第３項の規定を準用する。

- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の５（第４項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の６）の額（１万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第33条、第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中から超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の５（第４項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の６）の額（１万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第８項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第７項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求するときは、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合においては、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。ただし、前払金超過額を返還する場合における保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないものとする。
- 3 受注者は、第１項又は第２項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該

保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われたときは、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第38条 受注者は、請負代金額が100万円以上である場合において、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額（以下この条において「出来高金額」という。）の10分の9以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）について、次項から第10項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中次の表に定める回数を超えることができない。

請負代金の額	前金払をしない場合	前金払をする場合
1,000万円未満	2回	1回
1,000万円以上 2,000万円未満	3回以内	2回以内
2,000万円以上	発注者と受注者とが協議して別に契約で定める回数	

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合

においては、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 6 第1項の場合において、受注者が既に前払により請負代金の一部の前払を受けているときは、同項の規定により請求をすることができる額は、次の算式により算定して得た額以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

（1）部分払がまだ一度もなされていない場合

$$(\text{出来高金額} \times 9 / 10) - (\text{前払金額} \times 9 / 10 \times \text{出来高金額} / \text{請負代金額})$$

（2）部分払が既になされている場合

$$(\text{出来高金額} \times 9 / 10) - (\text{前払金額} \times 9 / 10 \times \text{出来高金額} / \text{請負代金額} + \text{既に部分払されている額})$$

- 7 第36条第2項ただし書の規定により受注者が保証契約を変更しないため保証期間が満了した場合において、当該保証期間満了後に部分払として請求することができる額は、前項の規定にかかわらず、次の算式により算定して得た額以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

（1）部分払がまだ一度もなされていない場合

$$(\text{出来高金額} \times 9 / 10) - \text{前払金額}$$

（2）部分払が既になされている場合

$$(\text{出来高金額} \times 9 / 10) - (\text{前払金額} + \text{既に部分払されている額})$$

- 8 第1項及び前2項の場合において、出来高金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第5項の規定による請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 9 請負代金額が著しく増額された場合において、部分払の金額及び請負代金額の別による部分払の請求をすることができる回数は、当該増額後の請負代金額について第1項、第6項及び第7項の規定を適用して得られたところによる。この場合において、既に支払われている部分払の金額が当該増額後の請負代金額について第1項、第6項及び第7項の規定を適用して得られる部分払の金額に満たないときは、受注者は、その差額に相当する額について発注者に対し支払いの請求をすることができる。第5項の規定は、この場合における当該差額に相当する額の支払いについて準用する。

- 10 請負代金額が著しく減額された場合において、部分払の金額及び請負代金額の別による部分払の請求をすることができる回数は、当該減額後の請負代金額について第1項、第6項及び第7項の規定を適用して得られたところによる。この場合において、既に支払われている部分払の金額が当該減額後の請負代金額について、第1項、第6項及び第7項の規定を適用して得られる部分払の金額

を超えるときは、受注者は、その超える額に相当する額を第35条第8項の規定の例による期限までに発注者に返還しなければならないものとし、当該返還金を当該期限までに返還しなかったときは、受注者は、発注者に対して同条第9項の規定の例により遅延利息を支払わなければならない。

(部分引渡し)

第39条 第32条及び第33条の規定は、工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについて準用する。この場合において、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の算式により算定して得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）とする。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金／請負代金額）
(第三者による代理受領)

第40条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされている委任状の添付があるときは、当該第三者に対して第33条（前条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定による支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第41条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定による支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、

若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第42条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額をすることができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第43条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第45条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

4 発注者の責に帰すべき事由により、第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応

じ、遅延利息の率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（発注者の催告による解除権）

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- （１） 第５条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- （２） 正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- （３） 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- （４） 第10条第１項第２号に掲げる者を置かなかったとき。
- （５） 正当な理由がなく、第42条第１項の履行の追完がなかったとき。
- （６） 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- （１） 第５条第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- （２） 第５条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- （３） この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- （４） 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- （５） 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- （６） 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- （７） 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 排除措置対象者（いわき市水道局契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年いわき市水道局内訓第2号）第4条第1項に規定する排除措置対象者をいう。）と認められるとき。
- (10) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (11) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (12) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役人又は使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。
- (13) 第48条又は第49条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第46条 第44条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第47条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第44条各号又は第45条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
- (2) 工事完成債務
- (3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
- (4) 解除権
- (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により受注者が施工した工事に関

して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第48条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第49条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1） 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金が3分の2以上減少したとき。

（2） 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（3） 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第50条 第48条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第51条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金

及び中間前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を、同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ遅延利息の率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の利息を付した額を、解除が第43条、第48条又は第49条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し立てることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第43条、第48条又は第49条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第52条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第44条又は第45条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第44条又は第45条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来高部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率で計算した額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

6 第2項の場合（第45条第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、

当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第53条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第48条又は第49条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第54条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項(第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第55条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第56条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による福島県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務

の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後、若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第57条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(書面の書式)

第58条 この約款に定める書面の書式については、付録に定めるとおりとする。

(補則)

第59条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から実施する。
- 2 第35条第1項及び第6項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「10分の4」とあるのは、「10分の5」と、「10分の6」とあるのは、「10分の7」と、同条第7項及び第8項中「10分の5」とあるのは、「10分の6」と、「10分の6」とあるのは、「10分の7」と読み替えて、この規定を準用する。
- 3 前払金（中間前払金を除く。以下同じ。）に係る第37条の規定の適用については、当分の間、同条中「、労働者災害補償保険料及び保証料」とあるのは、「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」とする。
- 4 前項の規定により、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払いに前払金を充当する場合の当該経費に係る前払金の額の上限は、前払金の総額の100分の25とする。

附 則（平成11年4月1日いわき市水道局内訓第2号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成10年11月1日から実施する。

附 則（平成15年9月22日いわき市水道局内訓第3号）

この約款は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から実施する。

附 則（平成16年3月19日いわき市水道局内訓第5号）

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成17年 3 月 7 日いわき市水道局内訓第 1 号）

この約款は、公布の日から実施する。

附 則（平成18年 3 月31日いわき市水道局内訓第 1 号）

この要綱は、平成18年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成20年 2 月29日いわき市水道局内訓第 9 号）

この約款は、公布の日から実施する。

附 則（平成20年 3 月28日いわき市水道局内訓第10号）

この要綱は、平成20年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成20年 5 月21日いわき市水道局内訓第16号）

この約款は、平成20年 5 月21日から実施する。

附 則（平成21年 3 月24日いわき市水道局内訓第 1 号）

この約款は、平成21年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成22年 3 月31日いわき市水道局内訓第 8 号）

この要綱は、平成22年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成23年 3 月31日いわき市水道局内訓第13号）

この約款は、平成23年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成23年 9 月14日いわき市水道局内訓第15号）

この約款は、平成23年 9 月14日から実施し、改正後のいわき市水道局工事請負契約約款の規定は、同年 4 月27日から適用する。

附 則（平成23年 9 月14日いわき市水道局内訓第16号）

この約款は、平成23年 9 月14日から実施し、改正後のいわき市水道局工事請負契約約款の規定は、同年 8 月16日から適用する。

附 則（平成24年 4 月27日いわき市水道局内訓第 3 号）

この約款は、平成24年 5 月 1 日から実施する。

附 則（平成25年 3 月22日いわき市水道局内訓第 8 号）

この約款は、平成25年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成26年 3 月27日）

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 4 月 1 日）

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成31年 3 月28日）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成31年 3 月29日）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 2 年 3 月31日いわき市水道局内訓第 7 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 2 年 9 月30日いわき市水道局内訓第12号）

この要綱は、令和 2 年10月 1 日から実施する。

附 則（令和 3 年 3 月30日いわき市水道局内訓第 8 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 3 年10月20日いわき市水道局内訓第14号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付録（第58条関係）

いわき市水道局工事請負契約約款に定める書式

約款関係条項	書式（事項）名	備考
第 3 条	工事費内訳明細書	いわき市水道局契約規程（平成 3 年いわき市水道局管理規程第 7 号。以下「契約規程」という。）第19号様式
	工事工程表	契約規程第20号様式
第 5 条	（債権譲渡）承認申請書	福島県工事請負契約約款（平成 8 年 3 月29日付け 8 財第175号総務部長依命通達。以下「福工約款」という。）第 3 号様式を準用する。
第 7 条	下請通知書	いわき市水道局元請・下請関係適正化指導要綱（平成10年いわき市水道局内訓第 8 号。以下「局指導要綱」という。）第 1 号様式
	下請負報告書	局指導要綱第 2 号様式
	下請工事契約時チェックリスト	福島県元請・下請関係適正化指導要綱（以下「県指導要綱」という。）様式第 1 号を準用する。
	下請工事完了後チェック	県指導要綱様式第 2 号を準用する。

	クリスト	
	工事作業所災害防止協議会件施工体系図	県指導要綱参考様式第1号を準用する。
	施工体制台帳	県指導要綱参考様式第3号の1を準用する。
	施工体制台帳（下請負人に関する事項）	県指導要綱参考様式第3号の2を準用する。
	工事担当技術者台帳	県指導要綱参考様式第4号を準用する。
	再下請負通知書	県指導要綱参考様式第5号を準用する。
	施工体制台帳チェックリスト	県指導要綱参考様式第6号を準用する。
第7条の2第2項	社会保険等未加入者と下請契約を締結した理由書	県指導要綱参考様式第2号を準用する。
第9条第1項、第3項	監督員通知書	第1号様式
第9条第2項	請負工事監督員指示書（伺）	第2－1号様式
	請負工事監督員指示書	第2－2号様式
	確認書	福工約款第8号様式を準用する。
	工事打合せ簿	福工約款第10号様式を準用する。
第10条第1項、第3項	現場代理人及び主任技術者等通知書	契約規程第23号様式
第11条	工事現況報告書	契約規程第22号様式
第13条	工事材料検査願	契約規程第26号様式
第14条	確認書	福工約款第8号様式を準用する。
第15条	支給材料受領書	契約規程第27号様式
	支給材料受払簿	契約規程第28号様式
	支給材料受払計算書	契約規程第29号様式
	貸与品借用書	福工約款第17号様式を準用する。

	貸与品返納書	福工約款第18号様式を準用する。
第22条	工期延長承認願	契約規程第31号様式
第30条第1項	請負工事被害報告書	福工約款第21号様式を準用する。
第30条第3項	損害負担申請書	福工約款第23号様式を準用する。
第32条第1項 第39条第1項	しゅん工届	契約規程第33号様式
第32条第4項	工事完成物引渡書	契約規程第35号様式その1
第35条第3項	中間前金払認定請求書	第3号様式
第35条第5項	中間前金払認定調書	第4号様式
第38条	工事既成部分払申請書	契約規程第38号様式
	工事既成部分払決定通知書	契約規程第39号様式

なお、付録以外の書面については、任意の様式とする。

参考資料 2

いわき市水道局契約規程

改正

平成3年12月16日いわき市水道局管理規程第11号
平成4年9月30日いわき市水道局管理規程第8号
平成6年3月30日いわき市水道局管理規程第5号
平成7年3月14日いわき市水道局管理規程第2号
平成9年3月31日いわき市水道局管理規程第11号
平成11年4月1日いわき市水道局管理規程第2号
平成12年4月1日いわき市水道局管理規程第19号
平成12年10月2日いわき市水道局管理規程第6号
平成13年4月1日いわき市水道局管理規程第4号
平成13年4月1日いわき市水道局管理規程第8号
平成15年4月30日いわき市水道局管理規程第1号
平成15年9月22日いわき市水道局管理規程第4号
平成16年3月19日いわき市水道局管理規程第8号
平成17年3月7日いわき市水道局管理規程第1号
平成17年11月30日いわき市水道局管理規程第9号
平成18年3月31日いわき市水道局管理規程第5号
平成20年2月29日いわき市水道局管理規程第2号
平成20年3月28日いわき市水道局管理規程第3号
平成21年3月24日いわき市水道局管理規程第3号
平成22年2月19日いわき市水道局管理規程第1号
平成22年3月31日いわき市水道局管理規程第4号
平成23年3月31日いわき市水道局管理規程第9号
平成23年9月14日いわき市水道局管理規程第16号
平成23年9月14日いわき市水道局管理規程第17号
平成24年3月28日いわき市水道局管理規程第4号
平成24年4月27日いわき市水道局管理規程第5号
平成25年3月22日いわき市水道局管理規程第12号

平成26年 2 月28日いわき市水道局管理規程第 6 号
平成26年 3 月27日いわき市水道局管理規程第 8 号
平成28年 3 月31日いわき市水道局管理規程第 2 号
平成28年 6 月 1 日いわき市水道局管理規程第 3 号
平成28年10月 1 日いわき市水道局管理規程第 4 号
平成29年 4 月 1 日いわき市水道局管理規程第 6 号
平成31年 3 月28日いわき市水道局管理規程第 4 号
令和 2 年 3 月31日いわき市水道局管理規程第12号
令和 3 年10月20日いわき市水道局管理規程第 6 号
令和 4 年 3 月31日いわき市水道局管理規程第 3 号
令和 4 年 4 月27日いわき市水道局管理規程第 4 号

いわき市水道局契約規程

いわき市水道局契約規程（昭和44年いわき市水道部管理規程第14号）の全部を改正する。

目次

第 1 章

- 第 1 節 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 節 一般競争入札（第 3 条—第15条）
- 第 3 節 指名競争入札（第16条—第19条）
- 第 4 節 随意契約（第20条—第23条）
- 第 5 節 契約の締結（第24条—第29条）
- 第 6 節 工事請負（第30条—第64条）
- 第 7 節 物件その他の供給（第65条—第69条）
- 第 8 節 設計、測量及び調査の委託（第70条—第72条）
- 第 9 節 雑則（第73条）

附則

第 1 章

第 1 節 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、いわき市水道局（以下「局」という。）における売買、貸借、請負その他の契約について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。
- (2) 施行令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。
- (3) 企業法施行令 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）をいう。

第2節 一般競争入札

(一般競争入札の参加資格)

第3条 施行令第167条の5第1項の規定による一般競争入札に参加する者に必要な資格は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）がこれを定め、掲示その他の方法により公示するものとする。

2 前項の場合において、入札に参加しようとする者は、当該入札に参加する者として必要な資格を有することについて、管理者の確認を受けなければならない旨を併せて公示するものとする。

3 施行令第167条の5の2の規定による一般競争入札に参加する者に必要な資格は、管理者が別に定める。

(一般競争入札の公告)

第4条 一般競争入札を執行しようとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに施行令第167条の6に規定する事項を、いわき市公告式条例（昭和41年いわき市条例第1号）に規定する掲示場に公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができるものとし、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）の適用を受ける工事請負の入札で見積期間の定められているものについては、業法第20条の規定による。

2 公告には、前項に規定するもののほか、少なくとも次の各号に掲げる事項の記載がなければならない。

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び期間に関する事項
- (4) 入札に参加する資格を有することについて、管理者の確認を受けなければならない旨
- (5) その他必要な事項

(入札保証金の額)

第5条 企業法施行令第21条の15の規定による入札保証金の額は、その者の見積りに係る入札金額（単

価による契約にあつては、単価に予定数量を乗じて得た額)の100分の3以上の額に相当する額とする。

(入札保証金の納付)

第6条 入札保証金は、入札に参加しようとする者が、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)又はいわき市水道事業会計規程(平成2年いわき市水道局管理規程第6号)第21条第1項に規定する有価証券で、入札時限までに入札保証金納付書(第1号様式)により納付しなければならない。

(入札保証金の減免)

第7条 管理者は、次の各号に掲げる場合においては、第5条の規定にかかわらず、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に管理者を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去2年間に国(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。

2 管理者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除する場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。

3 第1項第1号の規定により入札保証金の納付を免除するときは、当該一般競争入札に参加しようとする者をして、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金の還付)

第8条 落札者に対する入札保証金は、契約が確定した後、落札者以外の者に対する入札保証金は、落札しないことが決定した後に、入札保証金還付請求書(第2号様式)の提出を受けて、これと引換に還付するものとする。

2 入札保証金は、落札者の同意を得て、契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

(入札違約金の徴収)

第8条の2 第7条第1項の規定により入札保証金の納付を免除された者が落札者になった場合において、当該落札者が正当な理由なく指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額(単価

による契約にあつては、単価に予定数量を乗じて得た額)の100分の3に相当する額を違約金として徴収する。

(予定価格の設定)

第9条 管理者は、一般競争入札に付する事項について、その価格をあらかじめ当該付そうとする事項に関する仕様書、設計書等により予算の範囲内で予定価格を決定し、その予定価格書(第3号様式又は第4号様式)を封書にし、開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。ただし、30万円未満の契約の場合は、予定価格書の作成を省略することができる。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

(最低制限価格)

第10条 施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合は、その都度個々の契約につきこれを定めなければならない。

2 前項の規定により最低制限価格を定めた場合は、予定価格書に併記しなければならない。

3 最低制限価格を付することとなったときは、第4条の規定による公告において、最低制限価格を付した旨を明らかにしなければならない。

(入札)

第11条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札執行前に入札保証金を納め仕様書、図面、見本、契約事項、入札心得及び現場等を熟覧のうえ、入札書(第5号様式又は第6号様式)を作成し、入札保証金納付済書(第2号様式)その他指定する書類を所定の場所及び日時までに管理者に提出しなければならない。この場合において、代理人に入札させるときは、併せて委任状を提出しなければならない。

2 前項前段の規定にかかわらず、電子入札システム(建設工事等に係る一般競争入札に関する事務を市の電子情報処理組織を利用して処理する情報処理システムをいう。以下同じ。)による一般競争入札に参加しようとする者は、所定の入札期間内に入札金額その他入札に必要な所定の事項を記録した電磁的記録を電子入札システムにより管理者に送信しなければならない。

3 前項の電磁的記録は、電子入札システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該電子入札システムに係る電子計算機に備えられた管理者が指定するファイルに到達したものとみなす。

(入札代理等の禁止)

第12条 入札人及び代理人は、他の入札人の代理人となり、また数人共同して入札することはできない。

(入札の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の行った入札
- (2) 入札時限までに所定の入札保証金を納付しない者の行った入札
- (3) 入札書に記名押印（電子入札システムによる一般競争入札にあつては、入札金額その他入札に必要な所定の事項を記録した電磁的記録に入札者についての認証）のない入札
- (4) 入札書（電子入札システムによる一般競争入札にあつては、入札金額その他入札に必要な所定の事項を記録した電磁的記録）に記載した金額その他が不明確な入札
- (5) 同一入札に他人の代理を兼ね、又は2通以上行った入札
- (6) 連合その他の不正の行為によってされたと認められる入札
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この規程又は特に指定した事項に違反して行った入札

(入札の中止)

第14条 天災地変等により入札の執行ができなくなったとき、又は管理者が不適当と認めたときは、その執行を延期し、又は中止することができる。

(落札の通知)

第15条 管理者は、落札者を決定したときは、直ちにその旨を口頭又は落札決定通知書（第7号様式）により、当該落札者に通知しなければならない。ただし、電子入札システムによる一般競争入札の場合は、この限りでない。

第3節 指名競争入札

(指名競争入札参加者の資格)

第16条 施行令第167条の11第2項の規定による指名競争入札に参加する者に必要な資格は、管理者が別に定め、掲示その他の方法により公示するものとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(建設工事等入札参加資格審査申請書の提出)

第17条 指名競争入札の指名を受けようとする者の入札参加資格審査申請書の提出並びに登録については、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号）第125条の規定の例による。

(指名競争入札の参加者の指名)

第18条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格

を有する者の中よりなるべく5人以上の者を選定し、入札指名通知書（第8号様式又は第9号様式）により通知しなければならない。

2 前項の場合においては、当該入札の参加者に対し、施行令第167条の12第2項に規定するもののほか、第4条第2項各号（第4号を除く。）に掲げる事項を通知しなければならない。

（一般競争入札の規定の準用）

第19条 前節（第3条及び第4条を除く。）の規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第4節 随意契約

（予定価格の限度額）

第20条 企業法施行令第21条の14第1項第1号の規定により規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- （1） 工事又は製造の請負 130万円
- （2） 財産の買入れ 80万円
- （3） 物件の借入れ 40万円
- （4） 財産の売払い 30万円
- （5） 物件の貸付け 30万円
- （6） 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

（契約の内容等の公表）

第20条の2 企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定により規程で定める手続は、次のとおりとする。

- （1） あらかじめ、契約に係る発注の見通しを公表すること。
- （2） 契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等を公表すること。
- （3） 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

（予定価格の設定）

第21条 管理者は、企業法施行令第21条の14の規定により随意契約により契約を締結しようとするときは、第9条の規定に準じ予定価格を定めなければならない。

（見積書の徴収）

第22条 管理者は、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の内容により2人以上の

者から見積書を徴することが困難なとき、又はその必要性がないと認めたときは、この限りでない。

(一般競争入札の規定の準用)

第23条 第11条から第13条まで及び第15条の規定は、随意契約の場合に準用する。

第5節 契約の締結

(契約書の作成)

第24条 管理者は、契約の相手方が決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書（第10号様式又は第11号様式）を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約の金額
- (3) 契約履行の期限又は期間
- (4) 契約履行の場所
- (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (6) 保証金額及び契約違反の場合における保証金の処分に関する事項
- (7) 監督又は検査に関する事項
- (8) 前払金、出来高払についての特約に関する事項
- (9) 各当事者の一方から契約内容の変更又は中止の申出があった場合における損害の負担に関する事項
- (10) 天災その他不可抗力による損害の負担に関する事項
- (11) 価格等の変動若しくは変更に基づく対価又は契約内容の変更に関する事項
- (12) 契約に関する紛争の解決方法に関する事項
- (13) その他必要な事項

2 管理者は、前項の契約書に、契約の相手方とともに、記名押印しなければならない。

3 工事請負及び物件供給の契約は、前2項の規定によるほか、別に定めるいわき市水道局工事請負契約約款及びいわき市水道局物件供給契約約款によらなければならない。

(契約書の作成の省略)

第25条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 工事請負又は設計、測量及び調査の委託で、請負代金額又は契約代金額が30万円以上100万円未満のものについては、請書（第12号様式）の提出があったとき。

(2) 工事請負又は設計、測量及び調査の委託、物件の供給で、請負代金額又は契約代金額が30万円未満のものについては、契約事項を記載した見積書（第14号様式又は第15号様式）の提出があったとき。

(3) 物件の供給について、契約代金額30万以上50万円未満で、請書（第13号様式）の提出があったとき。

(4) 前各号に掲げるほか、管理者が契約書を作成する必要があると認めたとき。

（名義変更及び契約の承継）

第26条 契約人が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約変更届（第16号様式）により、その旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 法人の代表者の変更

(2) 法人名義の変更

(3) 支店、支店長の変更

(4) 法人成りの変更

(5) 法人としての同一性を失わない組織の変更

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当し、相続人又は営業承継者から契約の承継申出があったときは、契約承継申請書（第17号様式）を提出させなければならない。

(1) 個人契約人の場合で、死亡相続が行われたとき。

(2) 個人営業者が営業権を譲渡したとき。

(3) 法人の合併による営業の承継

3 前2項の規定の手続をする場合は、その変更に係る登記事項証明書その他これを証する書類を併せて管理者に提出しなければならない。

4 第2項の規定により契約承継の申請があった場合は、管理者は、内容調査のうえその適否を決定し、契約承継決定通知書（第18号様式）によって申請者に通知しなければならない。

（契約保証金）

第27条 管理者は、契約の相手方をして、企業法施行令第21条の15の規定による契約保証金を、請負代金額又は契約代金額（単価による契約にあっては、単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上とし、契約時限までに現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振りだしたもの又は支払保証したものに限る。）で納めさせるものとする。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号のいずれかに該当する担保の提供をもって代えることができる。

- (1) いわき市水道事業会計規程第21条第1項に規定する有価証券
- (2) 当該契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
- 3 第2項第1号の規定により提供される有価証券の担保価格の算定については、いわき市水道事業会計規程第21条第1項に規定するところによる。
- 4 管理者は、第2項第2号の保証をもって契約保証金の納付に代えるときは、契約の相手方となるべき者として、当該保証に係る証書を提出させなければならない。
- 5 前項の規定による証書の提出は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該証書に係る銀行、金融機関又は保証事業会社が定め、管理者が認めた措置をもって代えることができる。

（契約保証金の減免）

第28条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が、官公署その他管理者がこれに準ずると認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が、保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。ただし、役務的保証を求める場合の付保割合（保証金額の契約金額に対する割合）は、100分の30以上（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）としなければならない。
- (4) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が当該資格を有する者であって、過去2年間に国（予算決算及び会計令（昭和22年指令第165号）第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。ただし、工事及び製造（以下「工事等」という。）の請負契約並びに設計、測量及び調査の委託契約を除く。
- (5) 請負代金額が500万円未満の工事等の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約

を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(6) 契約代金額が300万円未満の設計、測量及び調査の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(7) 随意契約による契約を締結する場合において、請負代金額又は契約代金額が50万円未満のもので、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 管理者は、前項第2号又は第3号の規定により契約保証金の納付を免除するときは、契約の相手方となるべき者をして、当該保険証券又は当該保証証券を提出させなければならない。

3 前項の規定による保険証券又は保証証券の提出は、電磁的方法であつて、当該保険証券又は当該保証証券に係る保険会社が定め、管理者が認めた措置をもって代えることができる。

(連帯保証人)

第29条 管理者は、必要があると認めるときは、契約の相手方となるべき者をして、連帯保証人を立てさせなければならない。

2 管理者は、前項の場合においては、同項の規定により契約の相手方をして立てさせた連帯保証人について次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、その事由が生じた日から5日以内にさらに連帯保証人を立てる旨を約定させなければならない。

(1) 連帯保証人が死亡し、又は解散したとき。

(2) 法令の規定により別段の資格を必要とされる連帯保証人がその資格を失ったとき。

第6節 工事請負

(工事費内訳明細書及び工事工程表の提出)

第30条 受注者は、契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工事費内訳明細書（第19号様式）及び工事工程表（第20号様式）を作成し、管理者に提出しなければならない。ただし、工期が30日以内の工事については、工事工程表の提出は必要ないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特にその必要がないと認めたときは、これを省略することができる。

(工事の着手)

第31条 受注者は、契約締結の日から5日以内に着工し、着工の前日までに着工届（第21号様式）を管理者に提出しなければならない。

(工事現況の報告)

第32条 受注者は、工事着工後、毎月末日現在の現況を、管理者の命じた監督員（以下「監督員」という。）を経由し、工事現況報告書（第22号様式）により管理者に報告しなければならない。ただ

し、工期が60日未満の工事については、この限りでない。

(工事の指揮監督)

第33条 受注者は、工事の施工中現場に常駐し、監督員の指揮監督に従わなければならない。ただし、本人が常駐し難いときは、現場代理人を定め、現場代理人及び主任技術者等通知書（第23号様式。以下「通知書」という。）をもって管理者に通知しなければならない。この場合、請負代金額50万円未満の工事にあつては、通知の必要はないものとする。

(主任技術者等の通知)

第34条 受注者は、業法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。業法第26条の2の場合には、専門技術者。以下同じ。）を定め、通知書をもって管理者に通知しなければならない。ただし、請負代金額50万円未満の工事については、この限りでない。

2 前項の主任技術者等は、前条の現場代理人と兼ねることができる。

(現場代理人等の交替)

第35条 管理者は、受注者の現場代理人、主任技術者等、使用人又は労務者について、工事の施工又は管理につき不相当と認められる者がある場合は、受注者に対しその交替を要求することができる。

(権利、義務の譲渡等の禁止)

第36条 受注者は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物又は検査済工事材料を第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

(一括下請負の禁止)

第37条 受注者は、工事を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(水中等の工事施工)

第38条 受注者は、水中又は地中の工事その他しゅん工後、外部から検査をすることができない工作物の作業については、写真を撮影し、かつ、監督員の立会いがなければ施工することができない。この場合、写真は2部作成し、1部は速やかに監督員に提出し、残り1部は工事しゅん工時に添付書類として、管理者に提出しなければならない。

(材料の検査)

第39条 受注者は、工事に使用する材料について工事材料検査願（第26号様式）を提出し、監督員の検査を受けなければならない。

(支給材料の取扱い)

第40条 受注者は、管理者から工事用材料を支給されたときは、速やかに支給材料受領書（第27号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定により支給された工事用材料を使用するときは、監督員の指定した場所に保管し、かつ、支給材料受払簿（第28号様式）を備えて、その用途を明確にしておかなければならない。

3 受注者は、工事しゅん工後、支給材料受払計算書（第29号様式）を管理者に提出し、材料の使用残品があるときは、速やかにこれを返納しなければならない。

（支給材料の弁償）

第41条 受注者は、管理者から支給された材料を受領した後において、亡失、滅失又はき損（以下「亡失等」という。）したときは、現品又はその損害を弁償しなければならない。ただし、その亡失等が天災地変その他避けることができない理由によるときは、この限りでない。

（仕様書等不適合の場合の改造義務）

第42条 受注者は、工事の施工が仕様書又は図面に適合しない場合に、監督員がその改造を指示したときは、これに従わなければならない。この場合、このために請負代金額の増額又は工期の延長をすることはできない。

（工事の中止又は変更等）

第43条 管理者は、必要があると認めたときは、工事の全部又は一部の施工中止、工事の変更若しくは工期の伸縮をすることができる。

2 前項の規定による工事の変更等により請負代金額を変更する必要がある場合は、変更前の請負代金額を変更前の設計金額で除し、これに変更後の設計金額を乗じて算出するものとする。

3 第1項の規定による工事の中止等のため受注者が損害を受けたときは、受注者と協議して賠償額を決定する。この場合、協議が成立しないときは、管理者の認定した額とする。

（変更契約書の提出）

第44条 管理者は、前条の規定により変更を生じたときは、工事請負変更契約書（第30号様式）を作成しなければならない。この場合、請負代金額に増減を生じたときは、契約保証金を追徴又は還付する。

（工期の延長）

第45条 受注者は、天災地変その他自己の責任によらない理由により期限内に工事等の完成をすることができないときは、管理者に工期延長承認願（第31号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の申請を受けたときは、実情を調査し、その適否を決定し、工期延長決定通知書

(第32号様式)により通知しなければならない。

(経済事情の激変等による請負代金額の変更)

第46条 工期内に経済事情の激変又は予期することのできない異常の理由の発生に基づき、請負代金額が著しく不適當であると認められるときは、請負代金額を変更することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求等)

第47条 第28条第3項の規定により債務の履行を保証する公共工事履行保証証券(第28条第1項第3号後段の規定)による保証を付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、管理者は当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人を選定し管理者が適當と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から管理者に対して、契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権(前払金、部分払金又は部分引渡に係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)

(4) 解除権

(5) その他契約に係る一切の権利及び義務(受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

3 管理者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 管理者が、第1項の規定による請求を行った場合において、公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、契約に基づいて管理者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(契約の解除等)

第48条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、契約を解除することができる。

この場合、受注者が損害を受けても管理者は、その責任を負わない。

(1) 契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なくして、契約で定める着工期日を過ぎても着手しないとき。

(3) 契約の相手方が、解除を申し出たとき。

(4) 前各号のいずれかに該当する場合を除くほか、契約の相手方が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。

2 管理者は、前項各号のいずれかに該当しない場合であっても、やむを得ない理由があるときは、契約を解除し、又はその履行を中止させ、若しくはその一部を変更することができる。

3 管理者は、前2項の規定に基づき契約を解除し、又はその履行を中止させるときは、その理由、期間、その他必要な事項を記載した文書で、その旨を契約の相手方に通知しなければならない。

4 管理者は、第2項の規定に基づき契約の一部を変更する必要があるときは、契約の相手方と当該契約の変更に関する契約を締結しなければならない。

(違約金の徴収)

第49条 受注者が、前条第1項各号のいずれかに該当したことにより契約を解除した場合は、契約代金額（単価による契約にあつては、単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の10に相当する額を履行不能の違約金として徴収する。ただし、管理者が特に認めたときは、減免することができる。

2 受注者が契約期間内に工事を完成することができないときは、請負代金額から引渡し部分に相応する請負代金額を控除した額に、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を履行遅滞の損害金として徴収する。

3 第1項の違約金及び第2項の損害金は、請負代金額から控除することができる。

(契約解除に基づく貸与品等の返還)

第50条 第48条の規定により契約を解除された受注者は、貸与品及び支給材料があるときは、速やかに返還しなければならない。

(工事中止等による代金の支払)

第51条 第43条の規定による工事の中止の場合及び第48条の規定による契約の解除による代金の支払については、管理者は、仕様書その他設計図書に適合している工事の既成部分及び現場に存置している受注者が提出した工事用材料中、検査に合格したものに対しては、工事費内訳明細書の単価に基づいて算出した額を支払う。ただし、工事費内訳明細書を徴しない場合は、設計書の単価に基づいて算出した額に請負比率を乗じて得た額を支払う。

(検査及び引渡し)

第52条 法第234条の2第1項の規定による工事の検査は、管理者又は管理者が命じた検査員が行わな

なければならない。

- 2 受注者は、工事がしゅん工したときは、直ちにしゅん工届（第33号様式）を管理者に提出し、検査を受けなければならない。この場合において、検査は、しゅん工届の提出のあった日から起算して14日以内に行うものとする。
- 3 管理者は、前項の規定により検査を行う場合、必要があると認めたときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに補修して管理者の検査を受けなければならない。この場合において、補修の完了を工事の完了とする。
- 5 管理者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡を申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡を受け完成工事物受領書（第35号様式）を交付しなければならない。
- 6 その他検査に必要な事項は、別に定める。

（監督又は検査の委託）

第53条 管理者は、施行令第167条の15第4項の規定により、職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせるときは、当該監督又は検査の委託に関し、必要な事項を記載した文書により、相手方にその旨を通知しなければならない。

- 2 前項の規定により、監督又は検査の委託を受けた者は、当該委託に係る監督又は検査を完了したときは、監督日誌及び関係調書を管理者に送付しなければならない。
- 3 第33条及び前条の規定は、第1項の規定により、監督又は検査の委託をした場合における監督又は検査について準用する。

（請負代金額の支払）

第54条 受注者は、第52条の規定によるしゅん工検査に合格したときは、請負代金額の請求書を管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による請負代金額の支払時期は、受注者からの正当な請求書を受領した日から起算して40日以内とする。
- 3 管理者の責に帰すべき理由により前項に定める支払が遅れたときは、受注者は、未受領金額に、その日数に応じ、遅延利息の率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の支払の請求をすることができる。

（前金払）

第55条 保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該工事の請負代金額又は委託金額が100万円以上（設計、調査又は測量に係るものにあつては、300万円以上）である場合に限る、その4割以内（設計、調査、測量又は当該工事の用に供することを目的とする機械類の製造に係るものにあつては、3割以内）の額の前金払をすることができる。

2 前項の規定により前金払をする場合において、管理者が一時に支払うことが不適当と認めたときは、前金払の額を工事工程表により分割算定して支払うことができる。

3 第1項の規定により前金払をした公共工事（設計、調査、測量又は当該工事の用に供することを目的とする機械類の製造に係るものを除く。）において、地方自治法施行規則附則第3条第3項各号に掲げる要件に該当し、かつ、同項に規定する前金払についての第1項の保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、第1項の前金払に追加して、当該工事の請負金額の2割以内の額の前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。

（前金払の請求手続等）

第56条 受注者は、前条第1項の前金払を受けようとするときは、契約締結の日から20日以内に別に定める請求書に保証事業会社の保証書を添付して、管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による保証書の添付は、電磁的方法であつて、当該保証書に係る保証事業会社が定め、管理者が認めた措置をもって代えることができる。

（中間前金払の請求手続等）

第56条の2 受注者は、中間前金払を受けようとするときは、別に定める請求書に保証事業会社の保証書を添付して管理者に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定により、中間前金払を受けようとする受注者は、あらかじめ中間前金払の支払対象者に該当することについて、管理者の認定を受けなければならない。

（前金払の変更）

第57条 前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）をした後に工事の設計変更その他の理由により、契約変更を必要とする場合において、変更請負代金額が当初の請負代金額の10分の3以上増減したときは、その増減した額について、既に支払った前払金の比率により計算した額を追加払し、又は返納させることができる。

2 請負代金額が減額したため、前金払をすることができないものとなったときは、既に支払った前払金から、前項の規定によって減額した額に同項の比率を乗じて得た額を差し引き、その額を返納させる。

(前払金の返納)

第58条 管理者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前払金の全部又は一部を返納させなければならない。

- (1) 前払金を当該請負工事以外の目的に使用したとき。
- (2) 契約に基づく義務を履行しないとき。
- (3) 保証事業会社と保証契約を解除したとき。
- (4) 請負契約を解除したとき。

(既成部分の部分払)

第59条 管理者は、工事等の既済部分又は物品の既済部分に対し完済前又は完納前に代価の一部を支払う旨の約定をするときは、請負代金又は契約代金の額が1件につき100万円以上である場合に限り、これを行うものとしなければならない。

- 2 前項の場合において、当該部分払をする額は、工事等についてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入れについてはその既済部分に対する代価を越えるものとしてはならない。ただし、性質上可分の工事等の完済部分に対しては、その代価の全額まで支払うことができる。
- 3 第1項の場合において、既に前金払により当該代金の一部を前払しているときは、当該部分払をする額は、次の算式により算定した額（1万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の範囲内としなければならない。

- (1) 部分払をまだ一度もしていない場合

$$\left(\text{出来高金額} \times \frac{9}{10} \right) - \left(\text{前払金額} \times \frac{9}{10} \times \frac{\text{出来高金額}}{\text{請負代金又は契約代金の額}} \right)$$

- (2) 部分払を既にしてしている場合

$$\left(\text{出来高金額} \times \frac{9}{10} \right) - \left(\text{前払金額} \times \frac{9}{10} \times \frac{\text{出来高金額}}{\text{請負代金又は契約代金の額}} + \text{既に部分払さ} \right)$$

れている額

- 4 部分払の回数は、次の表に定める範囲内とする。

請負代金の額	前金払をしない場合	前金払をする場合
1,000万円未満	2回以内	1回
1,000万円以上 2,000万円未満	3回以内	2回以内
2,000万円以上	管理者と契約の相手方が協議して別に契約で定める回数	

- 5 第52条及び第54条の規定は、前2項の規定により部分払する場合における検査又は検収及び代価の支払をする場合について準用する。

(部分払の申請等)

第60条 受注者は、前条の規定により部分払を受けようとするときは、部分払申請書（第38号様式）を管理者に提出し、出来高の検査を受けなければならない。

- 2 検査が終了したときは、速やかに部分払金額を部分払決定通知書（第39号様式）により受注者に通知しなければならない。

(火災保険等)

第61条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下同じ。）等を設計図書の定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに管理者に提出しなければならない。

- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を管理者に通知しなければならない。

(契約保証金の還付)

第62条 契約保証金は、工事しゅん工検査終了後並びに第48条の規定により契約を解除した場合、契約の相手方から契約保証金還付請求書（第2号様式）の提出を受けて、これと引換えに還付するものとする。

- 2 第26条の規定により、契約の承継を承認された場合及び届出をした場合には、既納の契約保証金は、承継者の契約保証金とみなす。

(契約不適合責任)

第63条 管理者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、管理者が別に定めるところにより目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、管理者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、管理者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、管理者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

第64条 削除

第7節 物件その他の供給

(第三者の供給禁止等)

第65条 供給人は、供給物件の全部又は一部を第三者に供給させ、若しくは供給契約上の債権を譲渡することはできない。

(検査及び引渡し)

第66条 供給人は、物件を納入しようとするときは、納品書及び請求書を提出して検査を受けなければならない。

2 検査の結果不合格品があるときは、供給人は、管理者の指定する期日までに代品を納入し、更に検査を受けなければならない。

3 前2項の規定による検査に合格したときは、同時にその引渡しを受けたものとみなす。

(物件の分割納入等)

第67条 管理者は、特に必要と認めたときは、受注者に対し、物件の分割納入を求め、又は物件完納前に既納の検査合格品を使用することができる。

(物件供給への準用)

第68条 第43条から第46条まで、第48条、第49条、第54条、第59条、第60条及び第62条の規定は、物件供給の場合に準用する。この場合において、第54条第2項中「40日」とあるのは、「30日」と読み替えるものとする。

2 前項に係る様式については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 物件供給変更契約書 (第40号様式)
- (2) 納期延長承認願 (第41号様式)
- (3) 納期延長決定通知書 (第42号様式)
- (4) 物件供給代金部分払申請書 (第43号様式)
- (5) 物件供給代金部分払決定通知書 (第44号様式)

(特殊な場合の契約)

第69条 物件供給及びその他の契約で特殊な場合、この規程を適用し難いときは、その事情に応じて必要な契約を締結することができる。

第8節 設計、測量及び調査の委託

(処理状況の調査又は報告)

第70条 管理者は、必要と認めたときは、設計、測量及び調査の委託業務の処理状況について調査をし、又は当該業務を受託した者（以下「受託者」という。）に対し報告を求めることができる。

(技術者の届出)

第71条 測量業務の受託者は、関係法令に規定する技術者を定め、選任届を管理者に提出しなければならない。

(工事請負の準用)

第72条 第30条、第31条、第36条、第37条、第42条から第49条まで、第51条から第60条まで及び第62条の規定は、設計、測量及び調査の委託について準用する。この場合において、第52条第2項中「14日以内」とあるのは「10日以内」と、第54条第2項中「40日以内」とあるのは「30日以内」と読み替えるものとする。

第9節 雑則

(委任)

第73条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前のいわき市水道局契約規程（昭和44年いわき市水道部管理規程第14号）に基づいてなされた売買、貸借、請負その他の契約又は申請書、通知書、届出その他の手続は、この規程の規定に基づいてなされたものとみなす。
- 3 第17条中いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号）第125条を準用する場合においては、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。
- 4 第55条第1項の規定の適用については、当分の間、同条同項中「4割以内」とあるのは「4割5分以内」と、「3割以内」とあるのは「3割5分以内」とする。

附 則（平成3年12月16日いわき市水道局管理規程第11号）

この規程は、平成3年12月17日から施行する。

附 則（平成4年9月30日いわき市水道局管理規程第8号）

- 1 この規程は、平成4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第55条の規定は、この規程の施行の日以後に新たに締結する契約について適用する。

附 則（平成6年3月30日いわき市水道局管理規程第5号）

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月14日いわき市水道局管理規程第2号）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日いわき市水道局管理規程第11号）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前に契約を締結している工事等に対する規程の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成11年4月1日いわき市水道局管理規程第2号）

この規程は、公布の日から施行し、平成10年11月1日から適用する。

附 則（平成12年4月1日いわき市水道局管理規程第19号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月2日いわき市水道局管理規程第6号）

この規程は、平成12年7月10日から施行する。

附 則（平成13年4月1日いわき市水道局管理規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年4月1日いわき市水道局管理規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月30日いわき市水道局管理規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年9月22日いわき市水道局管理規程第4号）

この規程は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月19日いわき市水道局管理規程第8号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月7日いわき市水道局管理規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月30日いわき市水道局管理規程第9号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日いわき市水道局管理規程第5号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月29日いわき市水道局管理規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月28日いわき市水道局管理規程第3号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日いわき市水道局管理規程第3号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 2 月19日いわき市水道局管理規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 3 月31日いわき市水道局管理規程第 4 号）

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日いわき市水道局管理規程第 9 号）

- 1 この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前のいわき市水道局契約規程により作成した様式で使用しているものについては、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則（平成23年 9 月14日いわき市水道局管理規程第16号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後のいわき市水道局契約規程の規定は、平成23年 4 月27日から適用する。

附 則（平成23年 9 月14日いわき市水道局管理規程第17号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後のいわき市水道局契約規程の規定は、平成23年 8 月16日から適用する。
- 2 この規程の施行前に作成された帳票で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附 則（平成24年 3 月28日いわき市水道局管理規程第 4 号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行前に作成された帳票で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附 則（平成24年 4 月27日いわき市水道局管理規程第 5 号）

この規程は、平成24年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月22日いわき市水道局管理規程第12号）

- 1 この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 8 条の 2 の規定は、この規程の施行日以降に公告のある一般競争入札に参加する者及び入札指名通知書により通知を受ける者について適用し、同日前に公告のあった一般競争入札に参加した者及び入札指名通知書により通知を受けた者については、なお、従前の例による。

附 則（平成26年 2 月28日いわき市水道局管理規程第 6 号）

- 1 この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行前に作成された様式で現に使用しているものについては、当分の間、所要の調整

をして使用することができる。

附 則（平成26年3月27日いわき市水道局管理規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日いわき市水道局管理規程第2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月1日いわき市水道局管理規程第3号）

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成28年10月1日いわき市水道局管理規程第4号）

- 1 この規程は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第28条第1項第4号及び第6号の規定は、この規程の施行の日以後に新たに締結する契約について適用する。

附 則（平成29年4月1日いわき市水道局管理規程第6号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日いわき市水道局管理規程第4号）

この規程は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日いわき市水道局管理規程第12号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月20日いわき市水道局管理規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日いわき市水道局管理規程第3号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月27日いわき市水道局管理規程第4号）

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

参考資料 3

いわき市水道局元請・下請関係
適正化指導要綱

改正

平成22年3月31日いわき市水道局内訓第6号

平成23年5月31日いわき市水道局内訓第4号

平成27年6月10日いわき市水道局内訓第3号

平成28年6月1日

平成31年3月28日

令和3年10月20日いわき市水道局内訓第14号

いわき市水道局元請・下請関係適正化指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事に携わる元請負人と下請負人との間における対等の協力者としての適正な契約の締結及び施工体制の確立並びに建設工事に従事する労働者の雇用条件の改善等を図るため、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）その他関係法令の規定に基づき、建設工事に係る下請契約について、元請負人及び下請負人が遵守すべき事項を明らかにするとともに、局が行う指導の基準として必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事」とは、法第2条第1項に規定する建設工事であって、局の機関が注文するものをいう。

2 この要綱において「元請負人」とは、建設工事に係る請負契約を局の機関と締結した建設業者（以下「受注元請負人」という。）のほか、当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合における当該下請契約の注文者をいう。

3 この要綱において「下請負人」とは、建設工事に係る下請契約（当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合は、そのすべての下請契約を含む。）における請負人をいう。

(一括下請負の禁止等)

第3条 一括下請負は、中間において不合理な利潤を生じさせ、建設工事の質の低下、下請の労働者の労働条件の悪化等を招くおそれ、実際の建設工事の施工における責任の所在を不明確にするおそれ、注文者である局の機関の信頼を損なうおそれその他の弊害を生ずるおそれがあるため、原則としてこれを禁止するものとする。

2 重層的な数次の下請負は、前項に規定する弊害が生ずるおそれがあるため、必要と認められる場

合を除き、行わないものとする。

(下請負人の選定)

第4条 元請負人は、下請負人の選定に当たっては、その建設工事の施工に関し法により許可を受けるべきであるにもかかわらず許可を受けていない者又は営業を禁止され、若しくは停止されている者を除くとともに、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、下請負人との取引状況等を総合的に勘案し、優良な者を選定するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、元請負人は、次に掲げる事項のすべてが満たされるよう留意するものとする。

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) 建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) 建設工事を施工するに足りる労働力、機械機器及び法定資格者を確保できると認められること。
- (4) 財務内容が良好で、経営が安定していると認められること。
- (5) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (6) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (7) 建設労働者の募集は、適正に行うこととし、出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (8) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (9) 賃金不払いを起こすおそれがないと認められること。
- (10) 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (11) 取引先企業に対する代金不払いを起こすおそれがないと認められること。
- (12) 排除措置対象者（いわき市水道局契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成21年いわき市水道局内訓第2号）第4条第1項に規定する排除措置対象者をいう。）に該当しないこと。
- (13) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年 法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出をしている者（当該届出の義務がない者を含む。以下「社会保険等加入者」という。）であること。

(適正な下請契約の締結等)

第5条 元請負人及び下請負人は、工事の開始に当たり、あらかじめ、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した下請契約書により、下請契約を締結するものとする。

2 元請負人は、下請契約を締結する以前に、当該下請契約に関する事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、下請負人が当該工事の見積をするために必要な一定の期間を設けるものとする。

3 元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した工事を施工するために通常必要と認められる原価（消費税相当分を含む。）に満たない金額を請負代金の額とする下請契約は締結しないものとする。

4 元請負人は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、購入させないものとする。

5 元請負人は、その請け負った工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見を聴くものとする。

6 元請負人は、施工方法、工期について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を下請負人に付けないよう配慮するものとする。

7 元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内に、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了するものとする。

8 元請負人は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該工事目的物の引渡しを受けるものとする。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がなされている場合には、この限りでない。

（下請代金の支払の適正化等）

第6条 元請負人は、下請契約により定められた事項に関するもののほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

（1） 前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他下請工事の着手に必要な費用を速やかに現金で前払金として支払うよう努めること。

（2） 請負代金の部分払又は工事完了後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった工事を施工した下請に対して、支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から1月以内に、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。

- (3) 下請契約締結後、正当な理由がなく下請代金の額を減じないこと。
- (4) 下請工事に必要な資材を元請から購入させる場合は、正当な理由なくその建設工事の下請代金の支払期日前に、当該建設工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- (5) 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金の支払期日は、引渡しの日（引渡しの日について第5条第8項ただし書の特約がなされている場合は、その日。次号において同じ。）から起算して50日を経過する日以前で、かつ、できる限り短い期間内において定めること。
- (6) 前号の支払期日を定めなかった場合又は引渡しの日から起算して50日を経過する日以降の日を支払期日と定めた場合においても、支払期日は当該50日を経過する日を下請代金の支払期日とすること。
- (7) 前2号の支払期日までに当該下請代金の支払をしなかったときは、下請負人に対し、前条第8項の引渡しの日から50日を経過した日から下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年14.6パーセントの率を乗じて得た金額を遅延利息として支払うこと。
- (8) 下請代金の支払は、できる限り現金払とするよう努めるものとし、現金払と手形払とを併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、労務費相当分については、現金払とすること。
- (9) 手形期間は、90日以内で、かつ、できる限り短い期間となるよう努めること。
- (10) 一般金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。
- (11) 元請負人の都合により現金払の約定を手形払に改める場合又は手形期間を延長する場合は、下請負人がその割引に要する費用又は増加費用については、元請負人が負担すること。
- (12) 元請負人には、下請負人が必要とする法定福利費の額を明示して契約を締結すること。

2 元請負人は、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、運送事業者等に対しても、前項各号の規定に準じた配慮をするものとする。

（下請負人における建設労働者の雇用条件等の改善）

第7条 下請負人は、下請契約により定められた事項を適正に履行するとともに、次に掲げる事項について措置するものとする。

(1) 雇用及び労働条件の改善に関して次に掲げる事項

ア 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。

イ 適正な就業規則の作成に努めること。この場合において、一の事業場に常時10人以上の建設

労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。

ウ 賃金は、毎月1回以上一定日に、通貨で、その金額を直接、建設労働者に支払うこと。

エ 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。

オ 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮及び休日の確保に十分配慮すること。

(2) 安全衛生の確保に関して次に掲げる事項

ア 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を遵守し工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

イ 災害が発生した場合は、当該下請契約における元請負人及び受注元請負人に速やかに報告すること。

(3) 福祉の充実にに関して次に掲げる事項

ア 元請負人に対して法定福利費の額を明示した見積書を提出し、必要な法定福利費を確保の上、社会保険等加入者として、保険料を適正に納付すること。この場合において、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。

イ 任意の労働者災害補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。

ウ 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。この場合において、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。

エ 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

(4) 福利厚生施設の整備に関して次に掲げる事項

ア 建設労働者のための宿舍を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合において、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める寄宿舍に関する規定を遵守すること。

イ 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。

(5) 建設労働者の能力の開発及び向上に関し、技術及び技能の研修及び教育訓練に努めること。

(6) 適正な雇用管理に関して次に掲げる事項

ア 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

イ 建設労働者の募集は、適法に行うこと。

ウ 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

(7) 前各号に掲げる事項のほか、建設業関係法令を遵守すること。

(元請負人の下請負人に対する指導等)

第8条 受注元請負人は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、当該工事に係るすべての下請負人が前条に定める事項について措置するよう、指導、助言その他の援助を行うものとする。

2 受注元請負人以外の元請負人は、受注元請負人が行う下請負人に対する指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

(受注元請負人の他の元請に対する指導)

第9条 受注元請負人は、当該建設工事に係るすべての元請負人に対し、第3条から第6条までに定める事項を遵守するよう指導に努めるものとする。

(受注元請負人の遵守事項)

第10条 受注元請負人は、前2条に定める指導等を行うため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 事業場ごとに、他の全ての元請負人及び下請負人に対して総括的に指導等を行う責任者（以下「下請指導責任者」という。）を置くこと。この場合において、下請指導責任者は、現場代理人を兼ねることができること。

(2) 下請指導責任者は、この要綱の趣旨及び内容を十分認識し、元請・下請関係の実態を常に把握し、下請負人に対し、元請・下請関係の適正化に関する指導、助言その他の援助を行うとともに、紛争等が生じた場合は、積極的にその解決に努めること。

(3) 下請負契約を締結した日から14日以内に下請通知書（第1号様式）を水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出すること。

(4) 施工体制台帳を作成して工事現場ごとに備え置き、当該台帳の写しを管理者に提出するとともに、施工体系図を工事現場内の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

(5) 工事現場における労働災害を防止し、安全で衛生的な下請作業が行えるよう責任者を定め、

協議組織を設置する等必要な措置を講ずること。

(6) 工事現場に工事現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における施工の技術上の総括監理を行うこと。この場合においては、次に掲げる事項を遵守すること。

ア 現場代理人は、工事現場に常駐すること。

イ 下請契約金額が4,000万円（建築一式工事にあつては、6,000万円）以上になる場合は監理技術者を置き、それ以外の場合は主任技術者を置くこと。この場合において、主任技術者又は監理技術者は、現場代理人と兼ねることができること。

ウ 請負金額が3,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）以上になる場合の主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任の者であること。

エ 監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者であること。

（下請負報告書の提出）

第11条 受注元請負人は、しゅん工届提出時に下請負報告書（第2号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、建設工事の施行又は管理について著しく不相当と認められる下請がなされていると認められる工事については、管理者が提出を求めた日から14日以内に提出しなければならない。

（局の指導、助言等）

第12条 局は、この要綱の適正な実施を確保し、その趣旨の徹底を図るため、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) この要綱の実施に関し、受注元請負人に対する必要な指導又は助言

(2) 前号に掲げる事項のほか、この要綱に定める事項に違反し、建設工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合における受注元請負人に対する調査及び是正その他の必要な措置を講ずるための指示

(3) 元請負人又は下請負人が前号の指示に従わないこと又は指示した事項に関する措置の結果が適切でないことにより生じた次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める措置

ア 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等下請契約関係が不適切である場合
いわき市水道局工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和59年1月21日制定。以下「資格審査等基準要綱」という。）の入札参加者の選定基準に基づく指名排除措置

イ 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、請負契約の相手方として不相当であると認められる

場合 資格審査等基準要綱の指名停止基準に基づく指名停止措置

(適正化指導員による調査、指導等)

第13条 適正化指導員（次長をあてる。）は、随時この要綱の実施状況を調査し、前条第1号及び第2号に定める指導、助言、是正その他必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から実施する。

附 則（平成22年3月31日いわき市水道局内訓第6号）

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成23年5月31日いわき市水道局内訓第4号）

この要綱は、平成23年6月1日から実施する。

附 則（平成27年6月10日いわき市水道局内訓第3号）

この要綱は、平成27年6月10日から実施する。

附 則（平成28年6月1日）

この要綱は、平成28年6月1日から実施する。

附 則（平成31年3月28日）

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和3年10月20日いわき市水道局内訓第14号）

この要綱は、公布の日から施行する。

参考資料 4

いわき市水道局週休 2 日確保工事 実施要領

いわき市水道局週休2日確保工事実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業の働き方改革を確保するため、いわき市水道局が発注する建設工事において週休2日確保工事（以下、「確保工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1)「週休2日」とは、対象期間において、4週8休の現場閉所（現場休息を含む）を行ったと認められる状態をいう。
- (2)「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完了までの期間をいう。ただし、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。
- (3)「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (4)「現場休息」とは、分離発注工事の場合において各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (5)「4週6休」、「4週7休」、「4週8休」とは、対象期間内の現場閉所日の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、別表第1の水準にそれぞれ達した状態とする。
(現場閉所率 = 【閉所日数／対象日数】×100：小数点第2位を四捨五入)
- (6)「発注者指定型」とは、発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。

(対象工事)

第3条 この要領の対象となる工事は、本局発注の工事すべてとする。ただし、災害復旧工事等、緊急性のある工事又は工程上の制約により、休日の確保が困難であると判断される工事を除くものとする。

なお、災害復旧工事等の確保工事の対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で対象とすることが出来る。

(実施方法等)

第4条 確保工事の実施方法等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 受注者は、施工計画書に週休2日相当の休日を確保した工程表を添付し、監督員に提出するものとする。なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事進捗に影響がないよう現場休息予定日を調整した上で工程表を作成するものとする。
- (2) 受注者は、工程表に基づき、現場着手日前に「閉所計画・閉所実績（様式1）」を提出する。

- (3) 受注者は、工程表で定めた休日は、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とするものとする。
- (4) 受注者は、対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。
- (5) 受注者は、月初めに「閉所計画・閉所実績（様式 1）」に前月分の実績を記載の上、監督員に提出する。
- (6) 受注者は、週休 2 日等の達成状況により行われた補正を下請契約にも反映させるものとする。
- (7) 監督員は、受注者の週休 2 日等の取り組みに対し支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等について迅速に対応するとともに、緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日に作業が生じないように適切に指示等を行うように努め、工程調整等に配慮するものとする。

（積算方法等）

第 5 条 確保工事の設計価格は、次の各号により積算するものとする。

- (1) 工期は、4 週 8 休対応の標準工期以上の期間とする。
- (2) 当初設計価格は、4 週 8 休の補正率を適用し、工事費を積算するものとする。
- (3) 工事の補正項目及び補正率は、水道施設積算基準に基づくものとする。
- (4) 現場完了日時点で現場閉所の達成状況を確認し、4 週 8 休を確保できなかった場合は、達成状況に応じた減額変更を行うものとする。

（特記仕様書等）

第 6 条 確保工事については、発注者指定型の工事である旨等を特記仕様書等に記載するものとする。

（工事成績評価）

第 7 条 工事成績評価は、4 週 8 休以上の休日の確保が確認できた場合、加点評価を行う。

また受注者の責により 4 週 8 休以上の休日が確保できなかった場合は、達成状況に応じ減点する。それぞれの評価方法については、別表第 2 によるものとする。

なお、令和 6 年度中に起工する工事（令和 7 年以降執行予定の工事は除く）については、減点しないものとする（経過措置）。

（その他）

第 8 条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議しその都度定めるものとする。

附 則

この要領は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

週休の区分

区 分	4 週 6 休	4 週 7 休	4 週 8 休
現場閉所状況	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上
現場閉所率	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上

備考 現場閉所日には、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても含めるものとする。

別表第 2（第 7 条関係）

工事成績評定の採点

区分	評価方法
加点	第一評定：「5 創意工夫 I. 創意工夫」に 4 点加点
減点※	第一評定：「2 施工状況 II. 工程管理」で d 判定 第二評定：「2 施工状況 II. 工程管理 4 の項目」に×

備考 令和 6 年度中に起工する工事（令和 7 年以降執行予定の工事は除く）については、減点評価は行わない（経過措置）。

水道局週休2日確保工事実施フロー

発注時

- 当初積算は「4週8休補正」で行う（4週8休を前提とするため）
- 特記仕様書等に「発注者指定型(4週8休)」である旨を記載、チェック



入札



契約時

- 受注者は、4週8休を確保した工程表、実施要領様式1を監督員に提出



施工時

- 受注者は、毎月初めに前月分の実施状況を様式1で報告



- 発注者は、指定どおりの4週8休が達成できない場合、受注者と達成状況に応じた減額補正による変更協議を行う
 - ※指定どおり4週8休の達成が可能な場合、変更なし
 - ※変更契約手続きに必要な期間を考慮すること
 - ※週休2日の確保を目的とした工期の延伸、または、変更手続きに要する期間による工期の延伸は認められない



竣工時

- 受注者は、実施要領様式1の最終実績を監督員に提出する
 - 発注者の指定どおり、4週8休が達成した場合、工事成績評価において、第一評価の「5 創意工夫 I 創意工夫」に4点、加点する
 - 未達成となった場合、第一評価者、第二評価者で減点とする
- ※令和6年度発注工事では、経過措置として減点はしない

各協議、報告の際は「工事打合せ簿」を鑑にして、添付をお願いします

閉 所 計 画 ・ 閉 所 実 績 書

対象年度 2024 年度

提出日							
工事名							
受注者							
工期							
対象期間							
月 別	計画			実績			備 考 (対象外の期間等)
	閉所日数	対象日数	閉所率	閉所日数	対象日数	計	
令6年4月	0	30	0.0%	0	30	0	
令6年5月	0	31	0.0%	0	31	0.0%	
令6年6月	0	30	0.0%	0	30	0.0%	
令6年7月	0	31	0.0%	0	31	0.0%	
令6年8月	0	31	0.0%	0	31	0.0%	
令6年9月	0	30	0.0%	0	30	0.0%	
令6年10月	0	31	0.0%	0	31	0.0%	
令6年11月	0	30	0.0%	0	30	0.0%	
令6年12月	0	31	0.0%	0	31	0.0%	
令7年1月	0	31	0.0%	0	31	0.0%	
令7年2月	0	28	0.0%	0	28	0.0%	
令7年3月	0	31	0.0%	0	31	0.0%	
累 計	0	365	0.0%	0	335	0.0%	
	計画 未実施		実績 未実施				
【作成要領】 (1) 確保工事に取り組む場合、受注者は、施工計画時の週休2日を確保した工程表に基づき、対象期間内の閉所日、対象日を監督員と協議し決定する。 (2) 閉所日、対象日の計画決定後、月ごとの別シート(以降、別シート)に予定を入力し「閉所計画・閉所実績書」(以降、「本書」)を作成する。 (3) 閉所計画作成後、本書に別シートを添付し監督員に提出する (4) 着手日以降、別シートの閉所実施日欄への入力を進め、本書と併せ、毎月監督員に提出する。 なお、計画と異なった場合は「現場閉所計画と現場閉所実績に差異がある場合等に記載」の欄に、理由を記載する。 (6) そのほか実施方法等の詳細については「いわき市水道局週休2日確保工事実施要領」による。 (4) 設計図書に定めのある場合を除き、本書の内容を証明することを目的として、別途工事日報や週報等を作成する必要はない。							

閉 所 計 画 ・ 閉 所 実 績 書

対象年度 2024 年度

提 出 日	令和 6 年 4 月 31 日						
工 事 名	●●●●●●●●●● 工事						
受 注 者	〇〇〇〇〇工業(株)						
工 期	令和 6 年 4 月 17 日～令和 7 年 3 月 15 日						
対象期間	令和 6 年 5 月 8 日～令和 7 年 3 月 15 日						
月 別	計 画			実 績			備 考 (対象外の期間等)
	閉所日数	対象日数	閉所率	閉所日数	対象日数	計	
令6年4月	0	0	対象外	0	0	対象外	4 月は準備期間
令6年5月	6	24	25.0%	6	24	25.0%	5/8 現場着手日
令6年6月	8	30	26.7%	9	30	30.0%	
令6年7月	10	31	32.3%	9	31	29.0%	
令6年8月	7	28	25.0%	7	28	25.0%	夏季休暇3日を除く
令6年9月	9	30	30.0%	9	30	30.0%	
令6年10月	9	31	29.0%	9	31	29.0%	
令6年11月	8	30	26.7%	8	30	26.7%	
令6年12月	8	28	28.6%	8	28	28.6%	年末休暇3日を除く
令7年1月	8	28	28.6%	8	28	28.6%	年始休暇3日を除く
令7年2月	9	28	32.1%	7	28	25.0%	
令7年3月	4	15	26.7%	2	15	13.3%	3/15 現場施工完了
累 計	86	303	28.4%	82	303	27.1%	
	計画 4 週 7 休			実績 4 週 7 休			
【作成要領】 (1) 確保工事に取り組む場合、受注者は、施工計画時の週休 2 日を確保した工程表に基づき、対象期間内の閉所日、対象日を監督員と協議し決定する。 (2) 閉所日、対象日の計画決定後、月ごとの別シート(以降、別シート)に予定を入力し「閉所計画・閉所実績書」(以降、「本書」)を作成する。 (3) 閉所計画作成後、本書に別シートを添付し監督員に提出する (4) 着手日以降、別シートの閉所実施日欄への入力を進め、本書と併せ、毎月監督員に提出する。 なお、計画と異なった場合は「現場閉所計画と現場閉所実績に差異がある場合等に記載」の欄に、理由を記載する。 (6) そのほか実施方法等の詳細については「いわき市水道局週休 2 日確保工事実施要領」による。 (4) 設計図書に定めのある場合を除き、本書の内容を証明することを目的として、別途工事日報や週報等を作成する必要はない。							

水道施設工事 共通仕様書

昭和58年4月1日	発行
昭和63年4月1日	改定
平成12年4月1日	改定
平成22年7月1日	改定
平成25年9月1日	改定
平成25年12月1日	改定
平成27年5月1日	改定
平成28年5月2日	改定
平成28年6月1日	改定
平成29年4月1日	改定
令和2年4月1日	改正
令和4年4月1日	改正
令和5年6月1日	改正
令和6年4月1日	改定

発行：いわき市水道局